NEXI
Nippon Export and Investment Insurance

日本貿易保険 年次報告書

ANNUAL REPORT

2024

企業理念

私たちは、貿易保険事業を担う公的機関として、

お客様に安心を提供することにより、

我が国企業の対外取引の健全な発展に貢献し続けます。

行動指針

事業環境の変化を機敏に捉え、
お客様の多様なニーズに高い専門性をもって応えます。

的確な引受判断と適切なリスク管理により、
質量ともに引受の拡大に努めます。

多様性を尊重し、
お互い協力し合うことで組織の力を最大化します。

巻頭のご挨拶

株式会社 日本貿易保険
代表取締役社長
黒田 篤郎

日頃より、株式会社日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance：NEXI）に対し、多大なる御愛顧と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

日本企業を取り巻く国際的な事業環境は、年々驚くべき速さと方向で変化を続けています。2024年度は、2022年2月以来のロシアによるウクライナ侵攻の長期化、2023年10月に勃発したイスラエル・パレスチナ紛争をはじめとして世界の地政学的リスクが高まる中、世界人口の半数以上が国政選挙に参加した選挙イヤーともなりました。2025年1月に発足した米国第二次トランプ政権は、早速の高関税政策により世界各国と既存の世界経済の枠組みに大きな揺さぶりを掛け、日本企業を取り巻く貿易投資環境も劇的に変化しています。

日本企業の国際展開を支援する公的機関であるNEXIは、地政学的リスクを含む各種リスクのヘッジ手段として貿易保険を提供しており、米国によるこの新たな輸入関税措置に対しても、貿易保険契約上のてん補事由に該当することをいち早く周知するなど迅速な対応を図り、2025年5月時点で、お客様から100件近いお問い合わせを頂戴しております。

なお、2024年度のNEXIの貿易保険引受金額は約7.6兆円、また2024年度末時点の貿易保険責任残高は約15.5兆円と、ともに2017年度の株式会社化以来3番目の高水準となっています。また、支払保険金はロシア・ウクライナ関連を中心に1,151億円と、2001年のNEXI創設以来最大額となりました。

2024年度において、NEXIは中期経営計画の下「貿易保険ご利用者の拡大」、「貿易保険制度の充実」、「国際連携の強化」の3つを事業の柱とし、それらを支える「事業基盤の強化」を加え、4本柱を重点に運営してまいりました。

「貿易保険ご利用者の拡大」については、2022年末に株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）、独立行政法人中小企業基盤機構（中小機構）と共に発表した「海外ビジネス支援パッケージ」に、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が新たに参加し、118の地方金融機関とも連携して中小企業の海外展開を支援しています。また、日本政府から従業者数2,000人以下の「中堅企業」への支援策が打ち出されたことを受け、NEXIにおいても「貿易保険中堅企業支援パッケージ（U2000）」を導入し、中堅企業への支援を強化しています。さらに、ロシア・ウクライナ関連や中東紛争によるスエズ運河経由の航路変更に伴う輸送コストの増加といった保険事故を含め、過去最大額となる保険金支払を迅速に行ったほか、保険事故に至らないよう現地日本大使館と連携して相手国政府に働きかけるなど、政府系機関の強みを生かした努力を継続しております。

「貿易保険制度の充実」については、LEADイニシアティブによる5件の新規案件の引受が実現したほか、SEEDスキームではトルコにおいて初の日本企業とのマッチングイベントを開催しました。また、エネルギー・トランジションファイナンスへの支援、新エネルギー・新技術支援に加え、国内貸スキームやリボルビング・クレジット・ファシリティ等の新機軸商品による案件形成も積極的に進めました。

「国際連携の強化」については、2024年10月に世界各国の86の輸出信用機関（ECA）等が加盟するベルン・ユニオンの議長にNEXI幹部職員が選出されました。これは2007年以降2人目となる快挙です。また、2024年4月には、日・米・豪・印の4か国によるQUAD ECAの協力枠組みに合意しました。さらに、輸出信用や外国直接投資支援を通じたウクライナの復興・開発支援のための協力覚書を関係機関と締結しました。

「事業基盤の強化」については、統合的リスク管理の高度化による引受機能の強化、生成AIの試験的導入を含むITを活用した業務合理化・効率化及び業務品質向上の取組み、人財育成と人財基盤強化の取組みを進めたほか、サステナビリティ委員会の設置やグリーンボンド等への投資も進めてまいりました。

加えて、日本企業の皆様に長く必要とされる貿易保険制度を適切に運営する組織であり続けるため、NEXIの将来像とそこに到達するための課題を見据え、2025～2027年度中期経営計画を策定しました。

2025年度は地政学的リスクが一層高まり、経済金融情勢の混迷や貿易投資環境の悪化が予想されます。このような状況の中、NEXIは、日本企業の皆様に安心を提供し、更なる発展の一助となるよう「お客様ファースト」をモットーに支援を強化してまいります。

Contents

2 企業理念・行動指針

4 巻頭のご挨拶

6 巻頭企画

6 1. 2025 ～ 2027年度中期経営計画

8 2. 高まる地政学的リスクとNEXIの対応

10 3. 資金調達ニーズへの支援強化

12 TOPICS「気候変動に対する取組み」

14 「ウクライナ支援」

15 NEXIの業務実績

16 業務概況

22 業務実績

26 TOPICS「国際輸出信用保険機構（ベルン・ユニオン）」

27 NEXIの活動

28 中堅・中小企業の海外事業展開の支援

30 海外の関連組織との連携強化

34 TOPICS「中堅企業の海外展開支援の取組み」

35 持続可能な社会の実現に向けた取組み

36 海外の関連組織との協力

38 主な引受プロジェクト

41 主な引受プロジェクト（中堅・中小企業の海外展開支援）

45 保険商品

46 貿易保険制度の仕組み

47 保険商品

56 貿易保険手続の流れ

60 TOPICS「経済協力開発機構（OECD）」

61 NEXI概要・組織運営

62 法人概要

64 経営計画

65 人財育成

66 業務運営・管理体制

70 組織図

71 所在地

72 TOPICS「貿易保険の広報活動（展示会・セミナーなどへの出展・講師派遣）」

73 2024年度決算報告

74 2024年度決算について

75 財務諸表等

本報告書の計数について

計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。したがって、各計数の和は内数の合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字のない場合は「－」で示しています。貿易保険事業に係る計数は、別途記載のない限りは、原則として決算ベースとなっています。

巻頭企画１

2025～2027年度中期経営計画

2024年度末で第４期（2022～2024年度）中期経営計画の適用期間が終了し、2025年４月より、第５期（2025～2027年度）の新しい中期経営計画の適用期間が始まりました。

2025～2027年度中期経営計画

柱Ⅰ　貿易保険を通じた安心の提供と政策実現への貢献

（1）我が国企業の海外における様々な事業活動に対する幅広い積極的な支援
（2）貿易保険の利用拡大を通じた中堅・中小企業の海外展開支援
（3）主要政策の実現及び社会的課題の解決に資する貢献への取組
（4）商品・制度の充実及びその他の貿易保険サービスの向上
（5）社会的課題への取組に関する情報公開の推進と貿易保険の認知度向上・利用促進のための広報戦略強化

柱Ⅱ　統合的リスク管理の高度化とコンプライアンスの推進

（1）保険引受リスクへの対応
（2）資産運用・流動性リスクへの対応
（3）オペレーショナルリスクへの対応及びコンプライアンスの推進

柱Ⅲ　これからのNEXIを支える経営基盤の強化・拡充

（1）これからのNEXIの挑戦を支える人的基盤の強化と組織風土の醸成
（2）業務インフラとしてのITシステムの安定的稼働を実現するための基盤強化
（3）業務の効率化・合理化に向けたAIなどのITツールの積極的な導入と活用
（4）積極的な損失防止活動への支援及び回収活動を通じた財務基盤の強化

第５期中期経営計画の策定にあたっては、2017年４月の株式会社化以降の貿易保険制度の歩みを振り返りながら、日本企業の皆様の海外ビジネスを取り巻く環境変化が加速し、地政学的リスクをはじめとするリスクへの対応が必要とされている現状を踏まえ、想定される10年後の状況から克服すべき課題とその対応策を元にNEXIの「10年後のあるべき姿」を描くことから始めました。NEXIの「10年後のあるべき姿」の実現に向けて、最初の３年間で注力すべき３つの柱及びそれらに紐づく具体的な施策群を定めました。

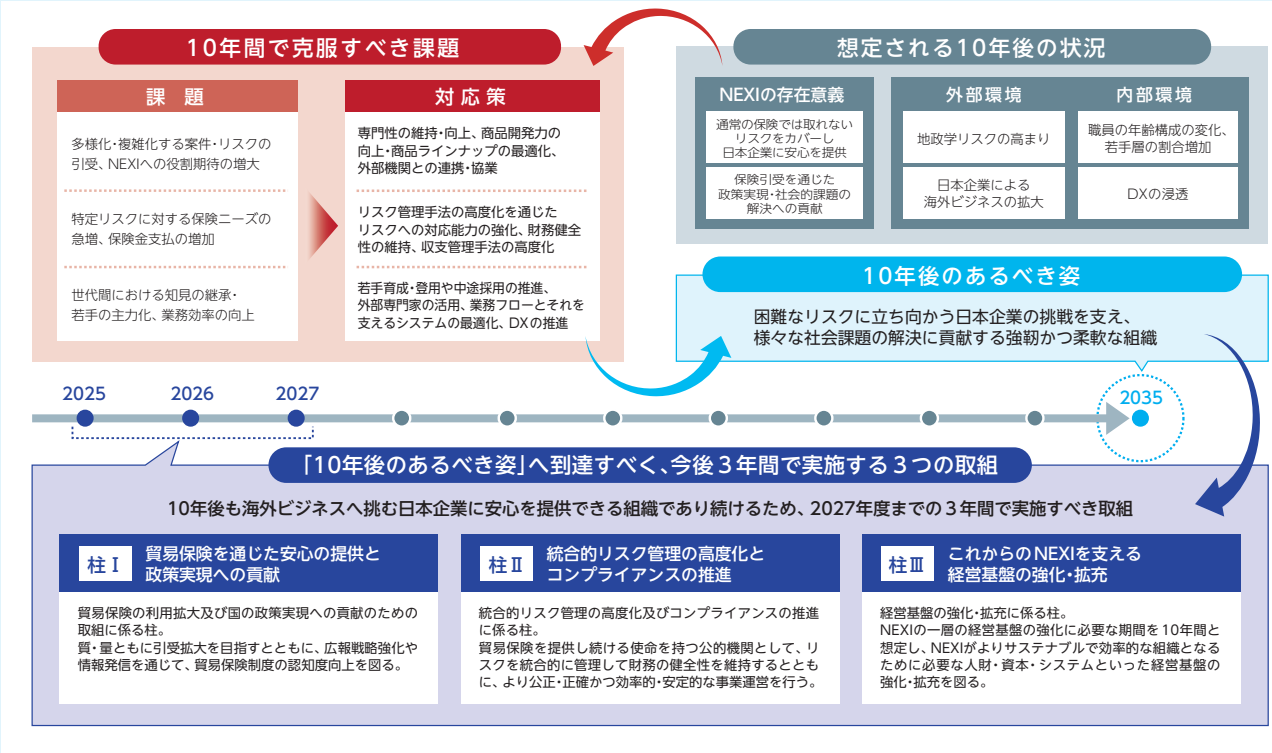

	大項目	小項目
柱Ⅰ 貿易保険を通じた安心の提供と政策実現への貢献	(1) 我が国企業の海外における様々な事業活動に対する幅広い積極的な支援	① 我が国企業による輸出、海外投資、融資等の海外展開の拡大に資する積極的な保険引受 ② 在外日系企業支援に資する再保険引受の拡充
	(2) 貿易保険の利用拡大を通じた中堅・中小企業の海外展開支援	① 中堅・中小企業の保険利用の拡大に向けたネットワーク拡充と営業推進 ② 中堅・中小企業を含む顧客拡大に向けたサービスの向上
	(3) 主要政策の実現及び社会的課題の解決に資する貢献への取組	① DX、スタートアップ、海外インフラ、GX、新技術、グローバルサウス支援、重要物資等の安定供給のためのサプライチェーン強靭化など、国の主要政策の推進への貢献 ② 各国輸出信用機関や国際機関との国際連携・アライアンス強化 ③ 貿易保険を取り巻く国際ルールに関する議論への貢献
	(4) 商品・制度の充実及びその他の貿易保険サービスの向上	① お客様ニーズを踏まえた保険商品・制度の開発・見直し ② 10年後を見据えた保険商品の将来像の設計 ③ 完全オンライン手続化を目指す取組 ④ 迅速かつ着実な保険金支払の実施 ⑤ カントリー情報、バイヤー情報の提供及びアドバイザリー機能強化による顧客サービス向上
	(5) 社会的課題への取組に関する情報公開の推進と貿易保険の認知度向上・利用促進のための広報戦略強化	① サステナビリティ関連開示の推進 ② 記者会見、ウェブサイト、年次報告書などの広報ツールの活用等による貿易保険及びNEXIの認知度向上
柱Ⅱ 統合的リスク管理の高度化とコンプライアンスの推進	(1) 保険引受リスクへの対応	① 統合的リスク管理の推進 ② 個別リスク管理手法の高度化 ③ 集中リスク管理の実施・強化 ④ 戦略的な出再の実施 ⑤ 保険料率検証の強化
	(2) 資産運用・流動性リスクへの対応	① ALM運用の高度化 ② 資産運用実施体制の整備
	(3) オペレーショナルリスクへの対応及びコンプライアンスの推進	① 事務の正確性・効率性向上 ② BCPの強化 ③ ITガバナンスの強化 ④ コンプライアンスの一層の推進
柱Ⅲ これからのNEXIを支える経営基盤の強化・拡充	(1) これからのNEXIの挑戦を支える人的基盤の強化及び組織風土の醸成	① 適正かつ必要な規模の人財確保・維持による人的基盤の量的な充実 ② これからのNEXIの成長に必要な能力と意欲を有する人財の育成による人的基盤の質的な充実 ③ 適正な人事評価の実施や挑戦の機会の提供を含む事業環境の変化に対応できる組織風土の一層の醸成
	(2) 業務インフラとしてのITシステムの安定的稼働を実現するための基盤強化	① 業務基盤システムの安定的稼働の実現 ② 将来的な業務基盤システムの機能の拡大・見直し ③ 業務基盤システム以外の情報システムの安定的稼働と強化
	(3) 業務の効率化・合理化に向けたAIなどのITツールの積極的な導入と活用	① 技術導入の前提となる業務の簡素化・合理化への取組 ② AI技術などの積極的な導入と活用
	(4) 積極的な損失防止活動への支援及び回収活動を通じた財務基盤の強化	① 損失額の軽減及び回収額の最大化への取組 ② 損失防止活動及び回収活動の効率化への取組

我が国企業の皆様に貿易保険による安心を提供し、対外取引の健全な発展に貢献し続けるため、今期も中期経営計画に掲げる施策を着実に実施してまいります。

新たな中期経営計画を進めるための最初の施策として、2025年4月1日に組織改編を行いました。
各営業部を保険商品ごとに再編成し、今後3年度で取り組む計画に基づき、機動的な営業活動・商品制度検討を行いやすくしました。また、ガバナンス強化及び所掌業務明確化の観点から部署名を変更しました。

再編成

営業第一部	輸出保険部
	投資保険部
営業第二部	融資保険部

部署名変更

内部監査グループ	内部監査室
コーポレート・ガバナンス部	法務・リスク管理部
債権業務部	査定・回収部

巻頭企画２

高まる地政学的リスクとNEXIの対応

ロシア連邦（ロシア）によるウクライナ侵略が始まった2022年２月から３年以上が経過しました。ウクライナの反撃、世界各国による対ロシア制裁、それに対するロシアの反発など様々な動きがある中で、NEXIはロシアやウクライナ向けに輸出や投融資を行っているお客様に対し、保険事故に至った場合は迅速に保険金を支払い、ウクライナ向けの保険引受を継続しています。また、2024年２月に設定したクレジット・ライン（海外投資保険及び短期貿易保険引受枠）をはじめとするウクライナ復興支援への協力を進めています。

関係機関との協力

G7 ECAs会合の開催

2024年４月16日、NEXIは、東京にて７か国（カナダ・フランス共和国・ドイツ連邦共和国・イタリア共和国・英国・アメリカ合衆国・日本）の貿易保険業務に係るトップ会合（以下、G7 ECAs会合）を主催し、ウクライナ支援について盛り込んだ共同声明を発表しました。本共同声明では、各機関がウクライナ支援のために民間資金を動員するための役割を再認識し、引き続き復興支援を行うことが約束されています。

その他関係機関との協力 （詳細はP.14 TOPICS「ウクライナ支援」）

上述したG7 ECAsでの協力に加えて、2024年６月に行われたウクライナの復興・開発支援を行うための協力覚書の締結、同年11月に行われたポーランドの輸出信用機関KUKEとのMOU改訂等、ウクライナ復興支援のために様々な関係機関との協力を行っています。

外部機関による会議・イベントへの参加

第９回日本ウクライナ経済合同会議への参加

2024年12月16日、ウクライナのユリア・スビリデンコ第１副首相兼経済相ご臨席の下、東京・大手町の経団連会館で開催された第９回日本ウクライナ経済合同会議に参加いたしました。同会議では、弊社代表取締役社長 黒田より、2024年２月に発表したウクライナ向けクレジット・ライン、ECAウクライナとの協力、2024年６月にウクライナ復興会議にて締結されたウクライナの復興・開発支援を行うための協力覚書等、NEXIのウクライナ復興支援に関する施策について、両国の関係者へ説明を行いました。

日ウクライナ・ビジネスフォーラムへの参加

2024年12月17日、NEXIは、日本貿易振興機構（ジェトロ）、日本商工会議所により開催された日ウクライナ・ビジネスフォーラムに参加し、IT、航空機、ドローン及び食品関連企業、商社などのウクライナ企業関係者や日本企業関係者に対して、NEXIのウクライナ復興支援施策等の説明を行いました。

2023年10月以降に激化したイスラエル・パレスチナ紛争は、現在も終息の兆しが見えず、武力紛争の長期化は日本企業の経済活動にも負の影響を及ぼしています。さらに、2025年1月に発足した米国第二次トランプ政権が打ち出す様々な政策変更により、世界の貿易・投資環境は大きく変化しています。

このように不確実性が高まる世界情勢においても、NEXIは機動的に対応し、日本企業の海外展開を支援しています。

中東情勢の悪化による輸送途絶

イスラエル国とハマス（パレスチナのイスラム原理主義組織）の衝突を契機に、イエメン共和国の武装組織、フーシ派による紅海周辺での船舶への攻撃が繰り返されるようになりました。民間の船舶も標的とされ、これまでに多くの商船が被害を受けています。ヨーロッパとアジアを結ぶ最短ルートである紅海経由の航路での攻撃が相次いだことから、安全のためにアフリカの喜望峰回りの航路に迂回せざるを得なくなるケースが後を絶ちません。

喜望峰ルートへ迂回することで、スエズ運河を通過するルートよりも輸送日数が長期化し、その結果輸送コストが上昇するため、ヨーロッパとの貿易取引を行う日本企業にも大きな影響が出ています。

NEXIは、このような迂回航路を取ったことによって輸出者が負担することとなった追加的な費用について、保険金を支払いました。

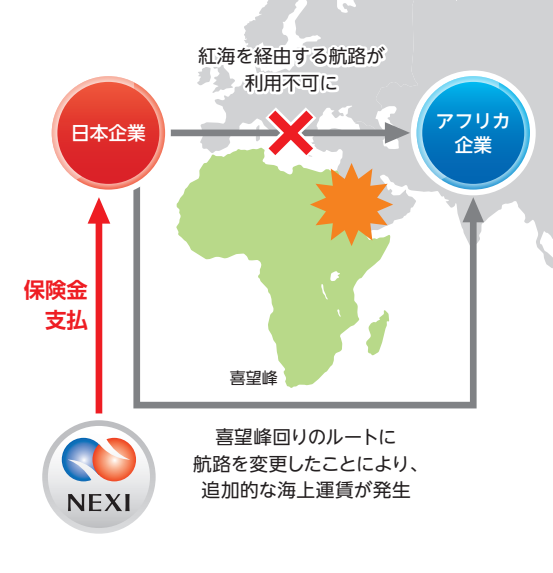

米国新政権による政策変更

2025年1月20日、ドナルド・トランプ氏が第47代アメリカ大統領に就任しました。第二次トランプ政権は、発足直後から様々な分野で大幅な政策変更を行っており、世界情勢の不確実性を高める要因の一つとなっています。

通商分野においても矢継ぎ早に関税政策が打ち出され、2025年2月10日には鉄鋼・アルミニウムに対して25％の追加関税を賦課することが発表されました。これを受けて、翌々日の2月12日、武藤経済産業大臣が会見を行い、同措置が発効した場合はNEXIによる保険金支払の対象とする方針が示されるとともに、同日NEXIは、同措置が「輸入の制限又は禁止」に該当し輸出保険のカバー対象となる旨をウェブサイト上で公表しました。

記者会見で高まる地政学的リスクへの対応を説明する黒田社長

その後も、トランプ大統領は自動車に対する追加関税や、相互関税についても発言しており、先の見通せない状況が続いています。NEXIは引き続き、政府や他機関との協力の下、日本企業の海外ビジネスに対する支援を行ってまいります。

巻頭企画３

資金調達ニーズへの支援強化

各国の政権交代による政策変更、また、世界各地における地政学リスクや自然災害など、我々を取り巻く非常リスクは日々顕在化しており、非常リスクへの対策として貿易保険に寄せられるニーズも年々高まっています。NEXIは多様化する資金調達ニーズに対し、新機軸商品とも呼びうるスキームにより支援を強化しています。

LEADイニシアティブの推進（2020年12月）

日本政府が推進する「インフラシステム海外展開戦略2025」に掲げる方針に沿って創設された「LEADイニシアティブ」は、以下のような「先導性要素」が認められる案件を積極的に評価・支援するものです。

〈LEADイニシアティブの先導性要素〉

L EADING TECHNOLOGIES & BUSINESSES（新分野や新規顧客の開拓等日本企業の事業拡大）
E NVIRONMENT & ENERGY（再エネ・脱炭素促進）
A LLIANCE（外国政府や外国企業、国際機関等とのパートナーシップ構築）
D EVELOPMENT（社会課題解決・SDGs達成への貢献等による我が国のプレゼンス向上）

NEXIは、このLEADイニシアティブで2025年度までに累計１兆円の案件形成を目指しています。2024年度には、新たにドイツ連邦共和国／Geretsried地熱発電等案件、トルコ共和国／Çalık Enerji向けLEAD融資案件等の引受を行っており、LEAD案件のスキームや事業地域は多様化しています。これまでのLEAD案件の引受実績一覧は以下のとおりで、2024年度末までに16プロジェクト計約6,300億円の案件組成を達成しています。

NEXIは、2024年12月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2030」に基づき、引き続き外国政府・企業との国際連携強化を推進し、LEAD案件の組成に努めてまいります。

■ LEADイニシアティブ案件一覧

No.	公表時期	案件内容	先導性要素	金　額
1	2020年12月	アフリカ／Afreximbank向け融資（PATIMFAプログラム）	Alliance, Development	約5.2億米ドル
2	2021年 1 月	パラオ共和国／光海底通信ケーブル輸出プロジェクト	Alliance	0.04億米ドル
3	2021年 3 月	アラブ首長国連邦ドバイ首長国／廃棄物焼却発電プロジェクト	Environment & Energy	約3.8億米ドル
4	2022年 3 月	アフリカ／Afreximbank向け融資（コロナワクチン・ヘルスケア等ファシリティ）	Alliance, Development	約2.07億米ドル
5	2022年 4 月	エジプト／エジプト財務省向けサムライ債案件（自動車のCN化等）	Environment & Energy, Alliance, Development	600億円
6	2022年 6 月	クウェート／クウェート石油公社（KPC）向け融資保険（自動車のCN化、安定的な原油生産等）	Leading technologies & businesses, Alliance, Development	10億米ドル
7	2022年12月	エジプト／Amunet陸上風力IPP案件	Environment & Energy	約2億米ドル
8	2023年 3 月	エジプト／Gulf of Suez 2風力発電案件	Environment & Energy	約1.63億米ドル
9	2023年 3 月	ブラジル／CSN Mineracao社によるペレットフィードプラント建設案件	Environment & Energy	4.2億米ドル
10	2023年 9 月	台湾／Hai Long洋上風力発電案件（融資保険の引受）	Environment & Energy	約270億台湾ドル
11	2023年10月	アジア／海外スタートアップ企業向け包括的融資保険フレームワーク	Leading Technologies & Business	1億米ドル
12	2024年 3 月	トルコ／トルコ輸出入銀行向け融資保険の引受	Aliance & Development	約1.4億ユーロ

No.	公表時期	案件内容	先導性要素	金　額
13	2024年 4 月	ドイツ／Geretsried地熱発電等案件に関する融資保険の引受について	Leading Technologies & Business, Environment & Energy	約0.44億ユーロ
14	2024年 5 月	トルコ／Çalık Enerji向け融資保険の引受	Leading Technologies & Business, Environment & Energy, Development	約1億米ドル
15	2024年11月	エジプト・アラブ共和国／Gulf of Suez 2風力発電拡張案件	Environment & Energy	約0.35億米ドル
16	2025年 1 月	インドネシア共和国／Muara Laboh地熱発電拡張案件	Environment & Energy	約1.39億米ドル

この他、多様化する資金調達ニーズに対応するため、2023年には以下の支援の創設及び支援範囲を拡大しています。

「リボルビング・クレジット・ファシリティ特約」(2023年3月)

日本企業による機動的な資金調達を支援すべく、NEXIが一定の期間及び上限額の範囲内で柔軟に保険提供を行うことができる特約です。

NEXIは、2023年度に続き2024年度も、株式会社JERAのシンガポール子会社JERA Trading International Pte. Ltd. 向けに本邦金融機関が設定する運転資金貸付枠に対して、本特約付きの保険の引受を行いました。本貸付枠は液化天然ガス (以下、LNG) 等のトレーディング事業の運転資金として活用され、これによって調達されたLNG等は、我が国のエネルギーの安定的な供給確保や国際的なLNG市場の流動性の向上に貢献するものです。

SEEDスキームを活用したスタートアップ企業支援 (2023年5月)

「Support to Expand Emerging Deals (SEED) スキーム」は、NEXIの保険を利用する外国企業とスタートアップ企業を含む日本企業とのマッチングや連携の可能性を追求し、将来的な取引を創出・拡大することを目的としています。

2024年度には、新たにトルコ共和国／Çalık Enerji向けLEAD融資案件への引受を行い、同スキームの下、初の企業間マッチングイベントを開催いたしました。

このほか、独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) が運営するJ-BRIDGEのプラットフォームを活用して、融資対象となる海外のスタートアップ企業と日本企業の協業を促進する仕組みも導入しています。

「国内貸スキーム」の支援取組み (2023年7月)

日本企業向けの国内融資に対する支援を拡充するため、NEXIは保険の引受を行う「国内貸スキーム」の対象範囲を拡大し、次に掲げる事業に係る国内融資について、貿易保険を提供しています。

- **我が国にとって重要な物資又は技術の確保又は開発に資する事業**
- **地球環境の保全に特に寄与する事業**
- **著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用した事業であって、将来において成長発展が期待される分野に係るもの**

NEXIは、2023年12月に株式会社JERAによる発電用LNGの海外調達を支援するための株式会社三井住友銀行から同社向けの国内融資枠に対する保険を引受して以来、国内貸スキームを通じて日本企業の多様な資金調達を支援してきました。今後も重要物資の調達等の政策的意義の高いプロジェクトを支援してまいります。

TOPICS

気候変動に対する取組み

NEXIは、気候変動を重要な課題と捉え、再生可能エネルギー分野をはじめとする気候変動リスクへの対応に資するプロジェクトの支援を行うと共に、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）提言を踏まえた情報開示の在り方を検討していきます。

ガバナンス

NEXIは、2024年度に代表取締役社長の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置し、この下で気候変動リスクも含めたサステナビリティ課題について議論を行っています。2024年7月には、第1回サステナビリティ委員会を開催し、NEXIが直面するサステナビリティ課題及び気候変動リスクに対する対応について議論しました。

2025年度以降も本委員会を中心に、組織として気候変動リスクへの対応策について議論を深めていきます。

リスク管理

NEXIは、統合的リスク管理基本方針の下、以下の枠組みに基づいて気候変動に関連するリスクの管理に取り組んでいます。

統合的リスク管理

貿易保険事業の健全性を維持し、日本企業の対外取引の健全な発達に貢献するために、統合的リスク管理基本方針に基づき、直面する種々のリスクをカテゴリーごとに管理することに加え、全てのリスクを統合的に管理する枠組みを構築しています。

重要なリスクの洗出・評価

経営に重要な影響を与えるリスクを洗い出し、発生頻度と影響度を勘案して重要性を評価の上、対応策の進捗を定期的にフォローしています。気候変動に関連して巨大な自然災害の発生や脱炭素に伴う産業構造の変化等を重要なリスクとして特定しています。

ストレステストの実施

重要なリスクの洗出・評価に基づき特定されたリスク事象のうち、特に重大な影響を与えるリスク事象について、ストレスシナリオを設定した上で損失見込額を算出し、経営に与えるインパクトを定量的に把握しています。また、損失見込額等に基づき、ストレス事象発生時に必要となる対応についてあらかじめ整理し、課題を把握することで、リスク対応力の強化に取り組んでいます。

リスク低減の取組み

特定の国や業種等に引受が集積することで、脱炭素や気候変動に起因する損失に対する保険金支払が一時に集中し、かつ巨額となる集中リスクを低減するために、民間再保険会社への出再などの再保険取引を活用しています。

脱炭素に向けた支援実績

NEXIは、各保険種を活用して国際社会の脱炭素化に向けた取組みに貢献してまいります。特に融資保険分野においては、環境イノベーション保険による再生可能エネルギー及び省エネルギープロジェクトの促進並びに地球環境保全に資する新技術の活用の促進を図っていることに加えて、LEADイニシアティブや他機関との再保険といったスキームも活用し、世界のエネルギートランジションを推進してまいります。

保険引受実績（2024年度）

締　結	国 名	支援実績
2024年 4 月	ケニア共和国	バラ栽培輸出会社向け太陽光発電電力の供給案件支援
2024年 4 月	ラオス人民民主共和国	ベトナム向け陸上風力発電事業への出資参画支援
2024年 4 月	ドイツ連邦共和国	Geretsried地熱発電等案件に関する融資保険の引受について
2024年 8 月	チュニジア	太陽光発電事業（再保険の引受）-多数国間投資保証機関（MIGA）との協力案件
2024年 9 月	ケニア共和国	IPP事業者向け地熱発電所EPC案件（貿易一般保険の引受）
2024年10月	ケニア共和国	メネンガイ 35MW 地熱発電所建設・機器輸出案件に関する融資保険の引受
2024年11月	エジプト・アラブ共和国	Gulf of Suez 2風力発電拡張案件
2025年 1 月	インドネシア共和国	Muara Laboh地熱発電拡張案件

TOPICS

ウクライナ支援

NEXIは2024年2月に日本で開催された日・ウクライナ経済復興推進会議において発表した、クレジット・ライン（海外投資保険及び短期貿易保険引受枠）の設定をはじめ、他国の輸出信用機関や国際機関との協力を強化しております。今後も各機関と連携しながらウクライナの復興支援を続けてまいります。

ウクライナの復興・開発支援を行うための協力覚書の締結

2024年6月11日、12日に、ドイツ連邦共和国のベルリンにて開催されたウクライナ復興会議（Ukraine Recovery Conference：URC2024）において、ウクライナの復興、開発協力に賛同する輸出信用機関、投資保険供与機関の有志機関と共に、輸出信用や外国直接投資支援を通じたウクライナの復興・開発支援を行うための協力覚書を締結しました。

NEXIは初回署名機関13機関のうち、アジアからの唯一の輸出信用保険機関として名を連ねました。

ポーランド輸出信用機関KUKEとのMOU改訂

2024年11月、ポーランド共和国（ポーランド）のワルシャワにて、同国の輸出信用機関KUKEとの覚書を改訂いたしました。

KUKEとは、2023年の5月に日・ポーランド間の貿易と投資の促進に向けた協力の枠組みを構築し、両機関の活動に資する情報共有を通じた協調を図る協力覚書を締結いたしましたが、今次の改訂では新たにウクライナ支援の要素を明示的に盛り込んでおり、両者の連携がウクライナの復興支援につながることが期待されております。

ECAウクライナへの投資保険新設支援

2023年11月、NEXIは、ECAウクライナ（ECA Ukraine）から取締役会議長のMr. Ruslan Hashev及び取締役会副議長のMs. Oksana Ocheretianaをお招きし、貿易保険、特に投資保険業務に係る技術協力・知見共有を目的としたワークショップを開催しました。

上記を受け、2024年6月、ECAウクライナはウクライナ領土内への直接投資の戦争リスクと政治リスクをカバーする「Direct Investment Insurance（直接投資保険）」の提供を開始しました。本保険はウクライナの加工産業の発展やウクライナからのモノやサービスの輸出のために必要な施設やインフラへの投資を対象としております。

NEXIは保険付保による日本企業のウクライナ向け事業の促進だけでなく、ECAウクライナへの知見共有によりウクライナからの輸出・投資促進事業を支援することで、ウクライナ経済の復興を総合的に支援しております。

NEXIの業務実績

業務概況	16
業務実績	22
TOPICS	26

業務概況

2024年度の輸出動向

2024年度の日本の輸出金額は、半導体等製造装置、半導体等電子部品等が増加し、約108.9兆円と前年度から約6.0兆円増加（前年度比5.9%増）し、4年連続で増加となりました。

地域・国別の輸出金額は、アジア向けが約58.1兆円（前年度比8.8%増）、うち中国向けが約18.9兆円（前年度比3.4%増）、米国向けが約21.6兆円（前年度比3.8%増）、EU向けが約9.8兆円（前年度比7.8%減）、中東向けが約4.4兆円（前年度比22.3%増）となりました。

参考 日本の輸出金額

（単位：百万円）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
輸出金額※	69,485,414	85,873,697	99,223,042	102,902,399	108,939,385
対前年度比増減率（%）	△8.4	23.6	15.5	3.7	5.9

※2020年度～2022年度は確定値、2023年度は確々報値、2024年度は確報値。

（出所：財務省貿易統計）

貿易保険事業収支の推移

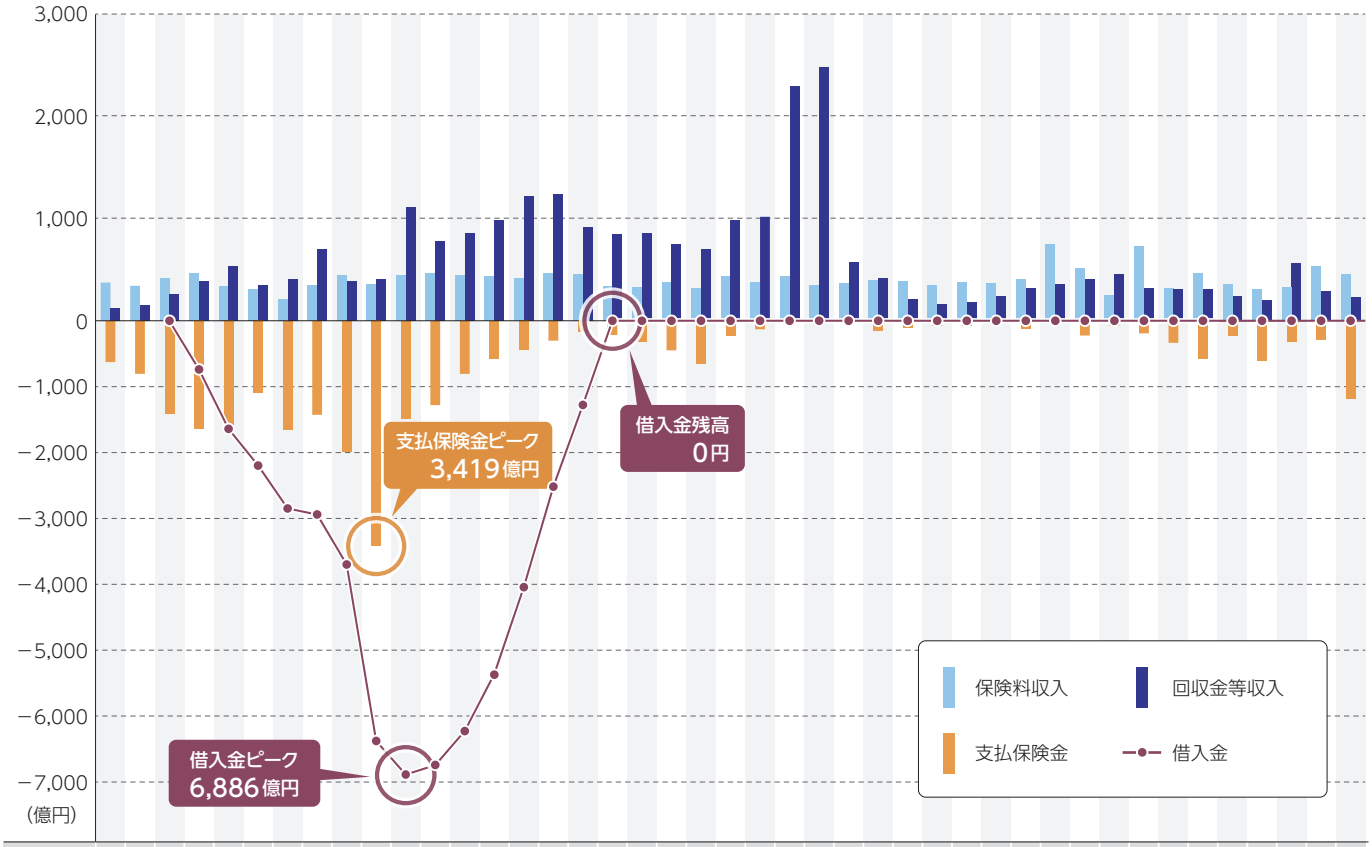

年度	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
保険料収入	373	341	413	468	334	304	213	342	448	357	447	462	441	435	410	460	454	332	329	373	313	432	380	438	349	368	393	382	344	377	362	406	746	512	245	728	319	462	354	307	319	513	437
回収金等収入	123	152	256	389	536	349	400	693	387	407	1,112	773	852	983	1,212	1,230	913	846	853	745	702	977	1,014	2,287	2,473	575	419	205	156	177	240	314	357	409	445	313	311	312	235	196	557	274	223
支払保険金	627	805	1,415	1,643	1,690	1,095	1,648	1,427	1,986	3,419	1,482	1,280	806	571	444	302	167	216	324	499	651	230	129	37	24	38	172	104	86	84	44	122	31	224	78	192	335	571	231	612	323	279	1,151
期末借入残高	–	–	–	740	1,641	2,195	2,848	2,941	3,698	6,378	6,886	6,744	6,224	5,360	4,041	2,518	1,278	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

（注）現金ベース。保険料収入は返還保険料を控除した後の金額。

（単位：億円）

保険引受実績

●保険引受実績及び保険種別構成比の推移

2024年度の保険引受実績は、貿易一般保険が約5.5兆円（前年度比0.4%減）、海外投資保険は約0.7兆円（前年度比4.2%減）減少しました。融資保険の引受実績は、貿易代金貸付保険は約442億円（前年度比86.8%増）と増加しましたが、海外事業資金貸付保険は約0.8兆円（前年度比30.8%減）減少しました。全体で約7.6兆円（前年度比4.6%減）となりました。

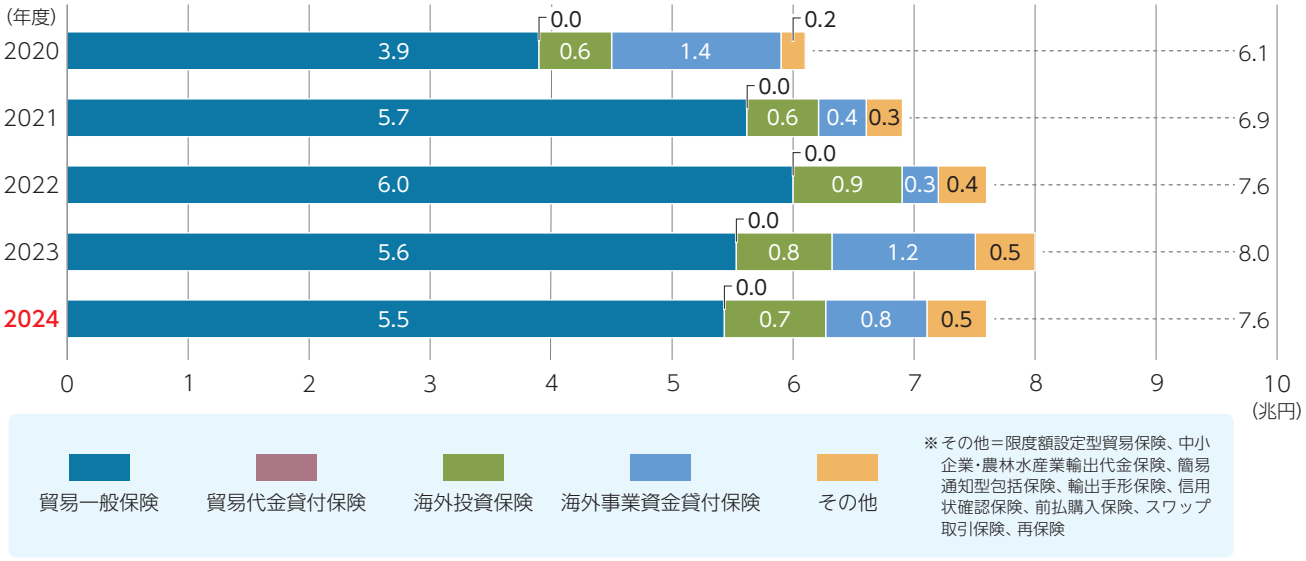

●保険引受実績の地域別構成比

アジア向けが約4.1兆円と全体の50.6%を占め引き続き最大となり、次いで中東向けが約0.9兆円で11.4%を占めました。

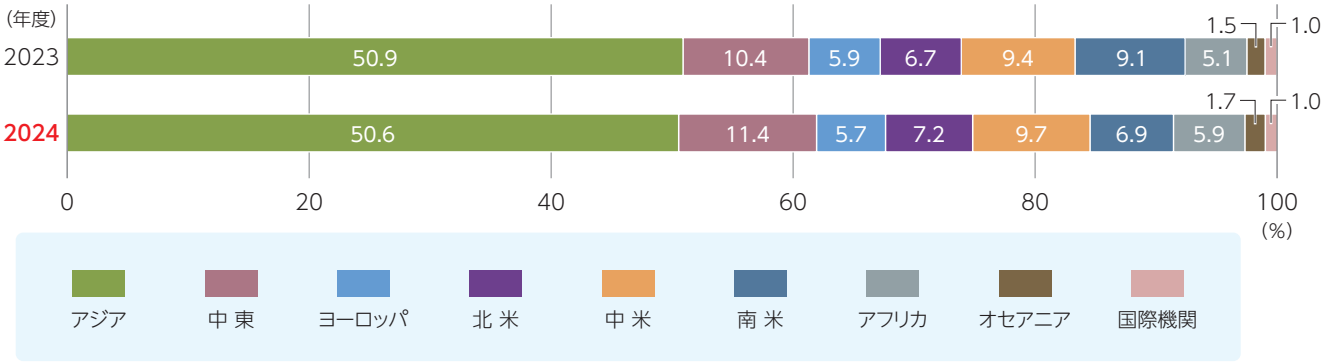

●2024年度保険引受実績 上位10か国・地域

(単位：百万円)

順位	国名・地域名	引受実績	構成比
1	日本	591,000	7.2%
2	中華人民共和国	577,960	7.1%
3	アメリカ合衆国	523,298	6.4%
4	インドネシア	473,694	5.8%
5	タイ	387,491	4.7%

順位	国名・地域名	引受実績	構成比
6	台湾	370,811	4.5%
7	ベトナム	323,546	4.0%
8	サウジアラビア	319,950	3.9%
9	シンガポール	314,176	3.8%
10	アラブ首長国連邦	300,684	3.7%

保険責任残高

●保険責任残高及び保険種別構成比の推移

2024年度の保険責任残高は、約15.5兆円（前年度比10.2%減）で株式会社化以降3番目となりました。

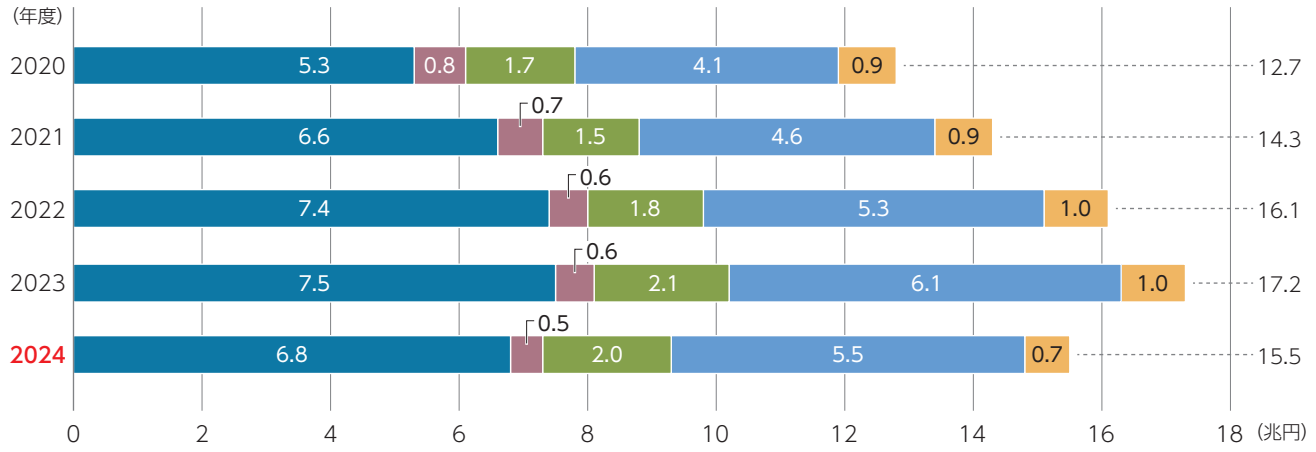

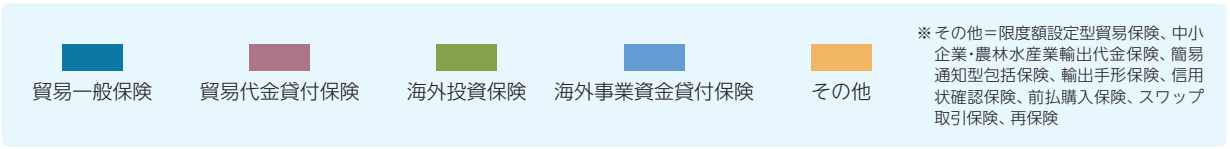

※その他＝限度額設定型貿易保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、簡易通知型包括保険、輸出手形保険、信用状確認保険、前払購入保険、スワップ取引保険、再保険

●保険責任残高の地域別構成比

アジア向けが全体の47.6%（約7.5兆円）と最も割合が高く、次いで中東向けが16.8%（約2.6兆円）となりました。

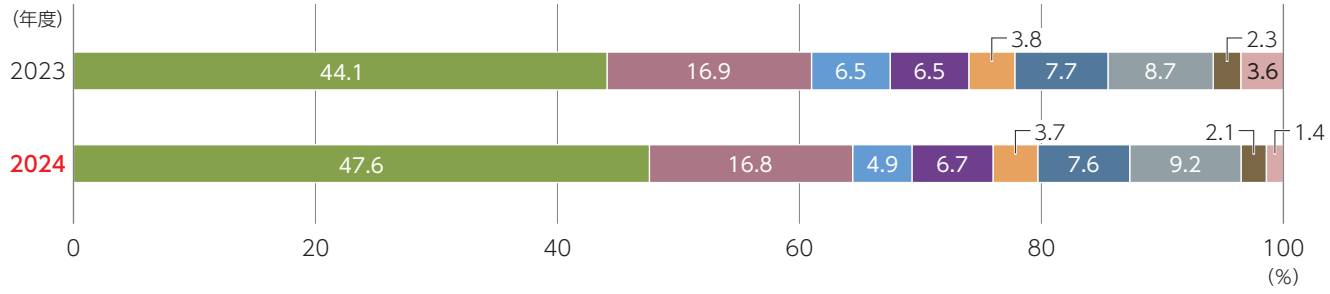

保険料収入

●保険料収入の推移

2024年度の保険料収入は、約317億円（前年度比46.5%減）となりました。

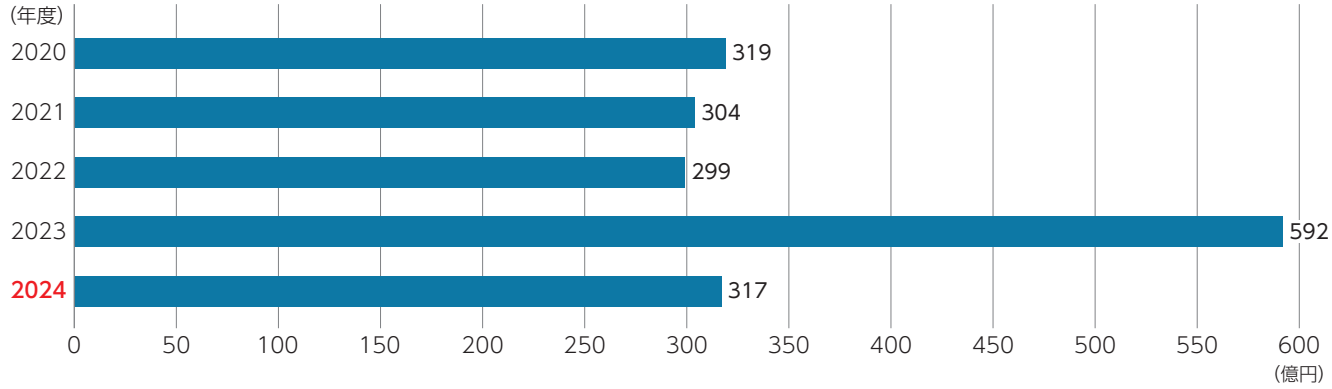

2024年度保険種別保険料収入

保険種別の保険料収入では、貿易一般保険の保険料収入が39.3%（約124億円）で最大となり、次いで海外投資保険が23.5%（約74億円）、海外事業資金貸付保険が21.9%（約69億円）となりました。

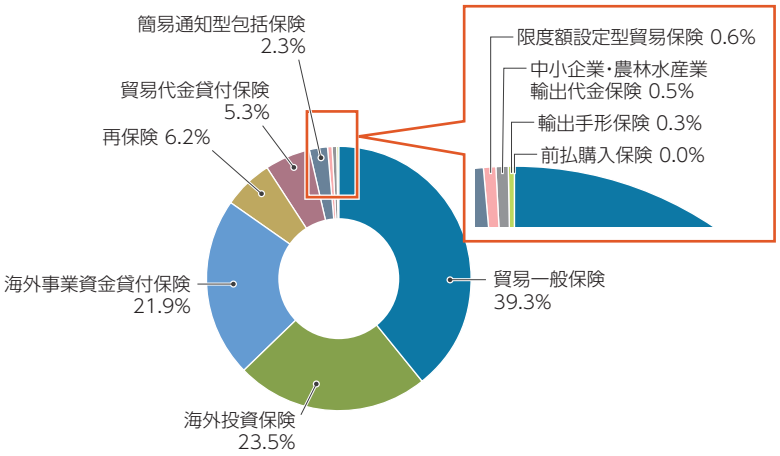

回収金

●回収金の推移

2024年度の回収金は、約223億円（前年度比18.5%減）となりました。

パリクラブ・リスケジュール等による非常危険事故にかかわる回収金（約146億円）が全体の65.3%を占め、信用危険事故の回収金（約77億円）が全体の34.7%となりました。

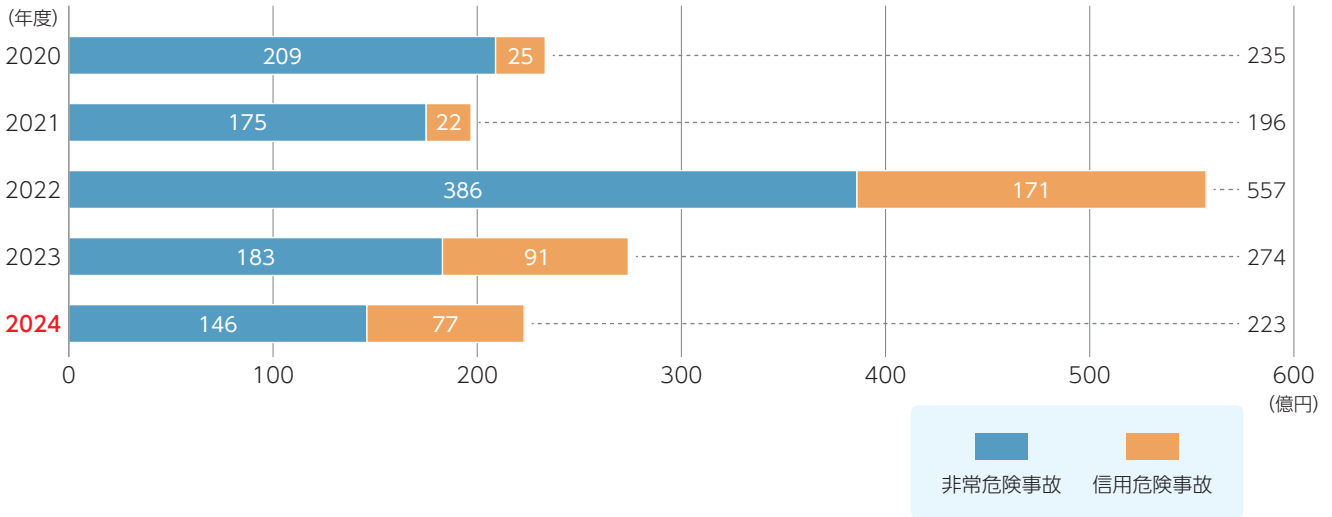

支払保険金

●支払保険金の推移

2024年度の支払保険金は、非常危険事故・信用危険事故のいずれも保険金支払が増加し、約1,151億円（前年度比312.3%増）となりました。これは2001年のNEXI創設以来、最大額の支払額です。

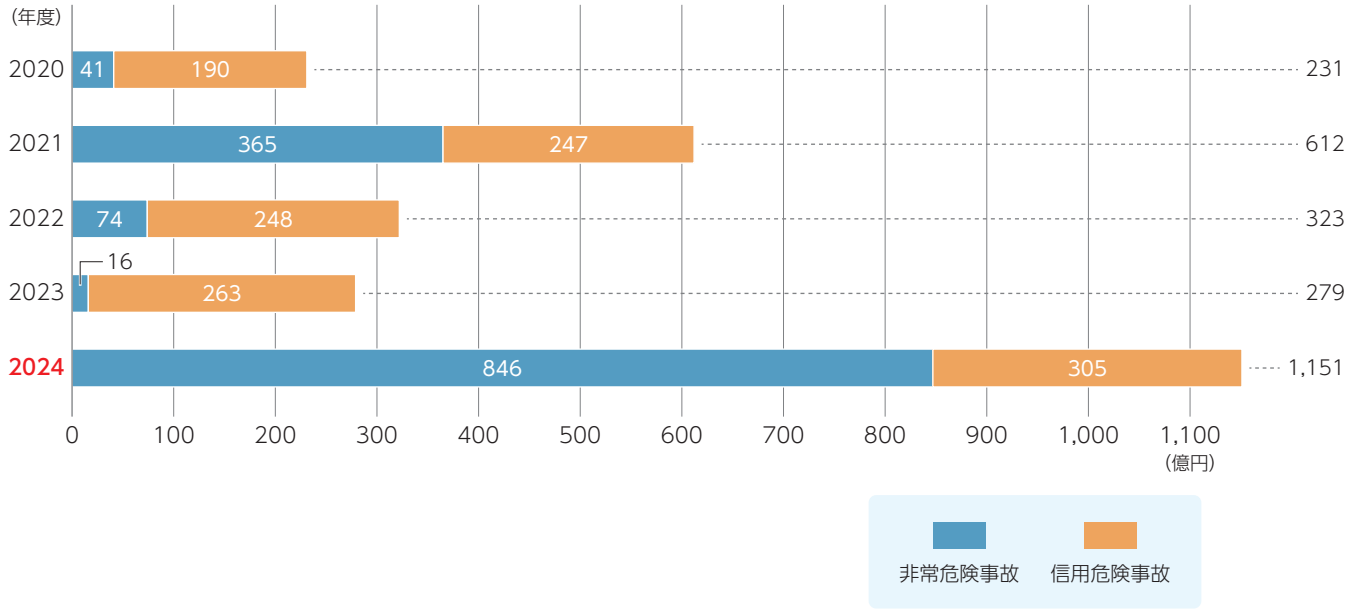

●2024年度地域別支払保険金

ヨーロッパ向けの支払保険金額が約1,070億円と最も大きく、全体の92.9%を占めました。

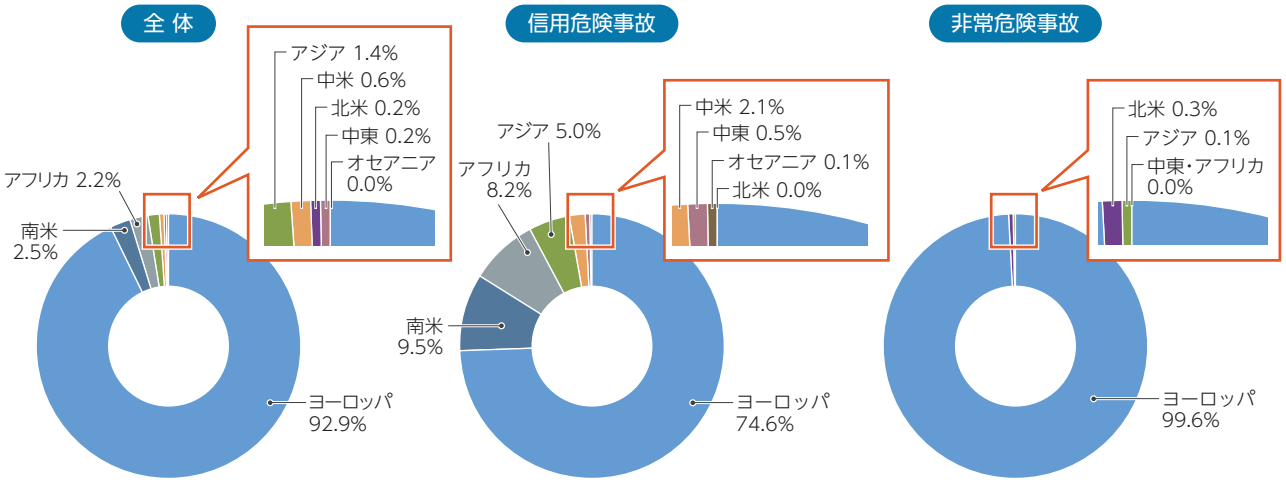

※南米、中米、オセアニア向けの非常危険事故による保険金支払実績は無し

2024年度の保険金支払事例

紅海及びパナマ運河で発生した非常事由による増加費用

貿易一般保険

●非常事由により航路の変更を余儀なくされ、損失（輸送費用の増加）が発生したケース

輸出者（被保険者）がA国のバイヤー向けに貨物を輸出予定であったところ、非常事由（以下のケース）により航路の変更が生じ、輸送費用の増加が発生したことから増加分の費用について保険金をお支払いしました。

ケース1 紅海でイエメンの武装組織フーシ派による商船攻撃が発生。
1百万円前後から6千万円規模の保険金支払案件が複数件発生しました。

ケース2 過去100年間で最悪と評される干ばつが発生し、パナマ運河の運営に必要な水が不足したため、パナマ運河庁が通峡規制を実施。数千万円から1億円規模の保険金支払案件が複数件発生しました。

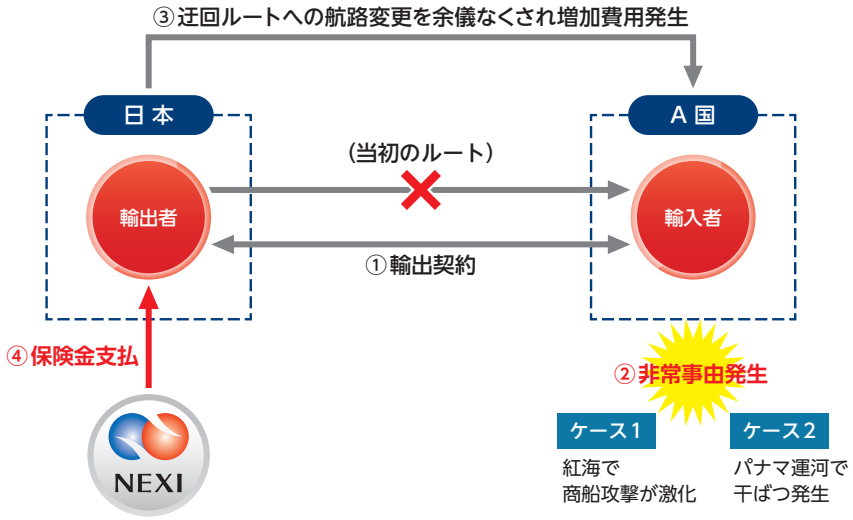

鳥インフルエンザによる輸入規制

貿易一般保険

●鳥インフルエンザを原因とする輸入規制により、損失が発生したケース

輸出者（被保険者）が養鶏・採卵していた県で鳥インフルエンザが発生したため、輸出先のB国政府が発生県産の鶏卵に対して一律に輸入規制を発動。これにより輸出不能となり、数百万円規模の保険金支払案件が複数件発生しました。

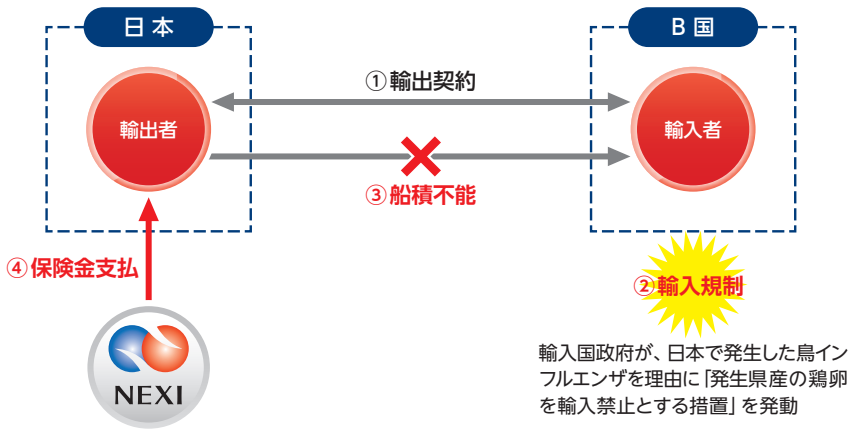

業務実績

保険引受実績

●保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	3,859,827	5,661,939	5,991,044	5,550,498	5,530,453	72.7	△0.4
限度額設定型貿易保険	15,118	21,726	12,866	9,866	8,124	0.1	△17.7
中小企業・農林水産業輸出代金保険	14,562	16,029	17,037	18,370	18,286	0.2	△0.5
簡易通知型包括保険	55,545	105,888	136,724	192,599	237,502	3.1	23.3
輸出手形保険	8,865	8,787	9,178	8,265	9,733	0.1	17.8
信用状確認保険	–	–	–	–	500	0.0	–
前払購入保険	9,935	671	61	51	26	0.0	△49.3
海外投資保険	622,834	581,101	871,008	766,271	734,406	9.7	△4.2
貿易代金貸付保険	36,565	1,771	48,398	22,622	42,266	0.6	86.8
海外事業資金貸付保険	1,378,107	373,852	266,731	1,153,259	798,604	10.5	△30.8
スワップ取引保険	–	–	–	–	–	–	–
再保険	142,271	176,033	274,103	244,712	222,497	2.9	△9.1
合　計	6,143,627	6,947,796	7,627,149	7,966,513	7,602,398	100.0	△4.6

(注1) 保険証券発行日を基に作成しており、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額です(下表も同じ)。
(注2) 変動金利対応案件については、契約時金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

●地域別保険引受実績

(単位：百万円)

地　域	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	2,949,704	3,327,232	4,043,460	4,319,146	4,130,968	50.6	△4.4
中東	566,818	1,338,381	947,214	881,747	934,053	11.4	5.9
ヨーロッパ	683,404	695,279	673,420	499,624	465,749	5.7	△6.8
北米	645,106	431,140	590,071	571,454	586,514	7.2	2.6
中米	411,231	486,433	653,889	793,258	787,712	9.7	△0.7
南米	454,955	545,579	553,392	770,819	562,076	6.9	△27.1
アフリカ	685,523	476,971	496,613	435,976	479,049	5.9	9.9
オセアニア	53,872	95,323	84,822	127,621	135,886	1.7	6.5
国際機関	71,842	9,296	155,230	81,798	80,171	1.0	△2.0

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、ただし保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。
(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。
(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。
(注4) アジアには、中央アジアを含みます(以後同じ)。
(注5) ヨーロッパには中東欧及びロシアを含みます(以後同じ)。

保険責任残高

●保険種別責任残高

(単位：百万円)

保険種	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	5,278,555	6,592,883	7,374,188	7,494,560	6,817,732	44.0	△9.0
限度額設定型貿易保険	19,077	27,205	24,993	14,709	12,093	0.1	△17.8
中小企業・農林水産業輸出代金保険	4,893	5,214	5,675	5,442	5,180	0.0	△4.8
簡易通知型包括保険	19,202	32,138	45,101	73,549	98,917	0.6	34.5
輸出手形保険	2,536	1,657	1,576	1,960	2,059	0.0	5.0
信用状確認保険	–	–	–	–	500	–	–
前払購入保険	9,796	698	–	51	13	0.0	△75.5
海外投資保険	1,697,292	1,472,327	1,824,912	2,062,737	1,958,056	12.6	△5.1
貿易代金貸付保険	778,010	747,130	604,720	589,182	483,815	3.1	△17.9
海外事業資金貸付保険	4,084,100	4,607,015	5,304,975	6,086,931	5,492,868	35.5	△9.8
スワップ取引保険	–	–	–	–	–	–	–
再保険	831,042	825,080	917,613	916,511	612,889	4.0	△33.1
合　計	12,724,503	14,311,346	16,103,751	17,245,632	15,484,121	100.0	△10.2

(注1) 外貨建対応の保険契約については、原則、各事業年度末為替レートを適用して作成しています(下表も同じ)。
(注2) 変動金利対応案件については、各事業年度末の金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

●地域別保険責任残高

(単位：百万円)

地域	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	6,241,627	6,822,605	7,058,523	7,744,283	7,488,818	47.6	△3.3
中東	1,551,671	2,442,646	2,847,065	2,973,152	2,646,369	16.8	△11.0
ヨーロッパ	1,047,275	1,134,007	1,171,324	1,143,178	779,068	4.9	△31.9
北米	1,076,438	1,068,567	1,331,857	1,136,658	1,060,734	6.7	△6.7
中米	324,080	375,349	492,650	661,079	576,425	3.7	△12.8
南米	734,267	827,249	1,156,092	1,351,938	1,193,442	7.6	△11.7
アフリカ	1,081,938	1,031,503	1,449,628	1,519,511	1,451,151	9.2	△4.5
オセアニア	426,080	436,098	423,539	409,969	327,693	2.1	△20.1
国際機関	727,950	575,017	627,010	626,386	221,514	1.4	△64.6

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、ただし保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。
(注2) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しません。
(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

業務実績

保険料収入

●保険種別保険料収入

(単位：百万円)

保険種	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	9,955	13,230	14,646	12,406	12,444	39.3	0.3
限度額設定型貿易保険	572	705	375	295	189	0.6	△36.1
中小企業・農林水産業輸出代金保険	134	149	168	191	172	0.5	△10.1
簡易通知型包括保険	134	253	367	576	727	2.3	26.2
輸出手形保険	124	100	94	85	101	0.3	19.0
信用状確認保険	－	－	－	－	－	－	－
前払購入保険	126	1	0	0	4	0.0	－
海外投資保険	6,516	6,295	7,237	7,745	7,446	23.5	△3.9
貿易代金貸付保険	1,696	△2,641	△444	1,273	1,676	5.3	31.7
海外事業資金貸付保険	9,546	10,717	4,834	31,854	6,943	21.9	△78.2
スワップ取引保険	－	－	－	－	－	－	－
再保険	3,048	1,635	2,664	4,743	1,977	6.2	△58.3
合　計	31,852	30,444	29,942	59,168	31,679	100.0	△46.5

(注1) 保険責任発生時点で計上。保険証券発行日を基にする引受実績とは年度が必ずしも一致しません。
(注2) 2021年度より、保険料は正味収入保険料(元受・受再収入保険料から出再保険料等を控除したもの)で表示しています。

支払保険金

●保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度				
		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	2,831	104	2,727	1,217	523	694	2,925	918	2,007	9,407	1,592	7,815	2,995	2,235	760	2.6	△68.2
限度額設定型貿易保険	67	－	67	32	－	32	65	4	61	－	－	－	2,515	1	2,513	2.2	－
中小企業・農林水産業輸出代金保険	180	－	180	6	－	6	81	21	60	18	－	18	42	－	42	0.0	134.5
簡易通知型包括保険	－	－	－	－	－	－	42	－	42	－	－	－	－	－	－	－	－
輸出手形保険	84	－	84	22	－	22	－	－	－	－	－	－	16	－	16	0.0	－
信用状確認保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
前払購入保険	－	－	－	149	－	149	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海外投資保険	1,797	1,797	－	33,830	33,830	－	1,438	1,438	－	17	17	－	60,603	60,603	－	52.7	360,759.4
貿易代金貸付保険	2,287	2,170	117	7,091	2,188	4,903	7,002	5,059	1,943	－	－	－	－	－	－	－	－
海外事業資金貸付保険	11,724	－	11,724	7,824	－	7,824	7,184	－	7,184	6,338	－	6,338	40,862	21,765	19,098	35.5	544.7
スワップ取引保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
再保険	4,106	－	4,106	11,069	－	11,069	13,522	－	13,522	12,138	－	12,138	8,063	－	8,063	7.0	△33.6
合　計	23,076	4,071	19,005	61,241	36,541	24,699	32,260	7,441	24,819	27,918	1,609	26,309	115,097	84,605	30,493	100.0	312.3

●地域別支払保険金

(単位：百万円)

地域	2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度				
		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	3,687	73	3,614	6,025	208	5,817	2,663	1,593	1,071	2,170	490	1,680	1,634	108	1,526	1.4	△24.7
中東	235	62	174	109	77	32	1,493	21	1,471	7,235	2	7,233	178	12	167	0.2	△97.5
ヨーロッパ	1,403	2	1,401	3,045	－	3,045	10,805	726	10,079	4,221	1,129	3,092	106,971	84,226	22,745	92.9	2,434.5
北米	27	0	27	11	11	－	4	3	1	14	14	0	258	258	0	0.2	1,746.3
中米	1,978	1,466	511	584	227	357	5,106	5,059	46	1,417	－	1,417	637	－	637	0.6	△55.1
南米	13,544	297	13,246	14,843	4,302	10,541	10,176	38	10,138	12,534	△26	12,560	2,888	－	2,888	2.5	△77.0
アフリカ	2,198	2,170	28	36,620	31,717	4,903	2,014	－	2,014	327	－	327	2,514	1	2,513	2.2	669.6
オセアニア	4	－	4	4	－	4	－	－	－	－	－	－	17	－	17	－	－
合　計	23,076	4,071	19,005	61,241	36,541	24,699	32,260	7,441	24,819	27,918	1,609	26,309	115,097	84,605	30,493	100.0	312.3

回収状況

●非常・信用別回収状況

(単位：百万円)

危険区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
非常	20,926	17,454	38,627	18,315	14,586	65.3	△20.4
信用	2,533	2,153	17,095	9,096	7,750	34.7	△14.8
合　計	23,458	19,607	55,722	27,410	22,336	100.0	△18.5

●地域別回収状況

(単位：百万円)

地域	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	3,845	2,853	1,143	2,946	2,020	9.0	△31.4
中東	16,897	11,731	34,105	8,491	8,446	37.8	△0.5
ヨーロッパ	835	924	7,736	3,959	2,676	12.0	△32.4
北米	471	15	8	6	35	0.2	492.7
中米	9	306	2	1,325	782	3.5	△41.0
南米	880	3,736	2,091	9,013	5,431	24.3	△39.7
アフリカ	517	38	10,635	1,666	2,944	13.2	76.7
オセアニア	3	4	1	6	3	0.0	△56.0
合　計	23,458	19,607	55,722	27,410	22,336	100.0	△18.5

2024年度の回収状況

非常・信用別の回収状況

2024年度の回収金全体としては、2023年度の約274億円から減少し約223億円（前年度比18.5%減）となりました。

非常・信用別では、パリクラブ・リスケジュール等の非常危険事故に関する回収金は約146億円（前年度比20.4%減）、信用危険事故に関する回収金は約77億円（前年度比14.8%減）となりました。

地域別の回収状況

地域別では、中東地域からの回収金が約84億円となり、全体の約4割（37.8%）を占めました。イラク共和国から約83億円（パリクラブの回収金）を回収しました。

次に、南米地域からの回収金が約54億円となり、全体の約2割（24.3%）を占めました。アルゼンチン共和国から約47億円（パリクラブの回収金他）、チリ共和国から約4億円（信用事故案件の回収金）を回収しました。

次に、アフリカ地域からの回収金が約29億円で、全体の約1割（13.2%）を占めました。エジプト・アラブ共和国から約12億円（信用事故案件の回収金）、タンザニア連合共和国から約8億円（非常事故案件の回収金）、アンゴラ共和国から約7億円（非常事故案件の回収金）を回収しました。

次に、ヨーロッパ地域から約27億円（スペイン王国約13億円（信用事故案件の回収金）、ノルウェー王国約10億円（信用事故案件の回収金）他）、続いてアジア地域から約20億円（タイ王国約10億円（信用事故案件の回収金）、パキスタン・イスラム共和国約5億円（パリクラブの回収金）他）をそれぞれ回収しました。

その他、中米地域から約8億円（メキシコ合衆国約7億円（信用事故案件の回収金）他）、北米地域及びオセアニア地域から合計約0.4億円（信用事故案件の回収金）を回収しました。

TOPICS

国際輸出信用保険機構（ベルン・ユニオン）

秋田総務部総括参事役ベルン・ユニオン議長就任

秋田祐一郎総務部総括参事役は、2024年10月14日～17日にドイツのハンブルグで開催された国際輸出信用保険機構（International Union of Credit & Investment Insurers：ベルン・ユニオン）の年次総会において、議長に選出されました。

ベルン・ユニオンは、1934年に設置された各国の輸出信用保険機関が加盟している国際機関で、輸出信用保険の健全な発展を目指し、貿易保険に関する共通問題を相互に情報交換をすることを目的とする場です。2025年4月時点の加盟メンバーは、65か国86機関にのぼり、世界各国の輸出信用機関に加え、民間の貿易保険会社、国際機関が含まれます。日本は、1970年5月に当時の通商産業省貿易保険課（EID/METI）が加盟し、2001年からNEXIがその地位を引き継いでいます。

ベルン・ユニオンの主な活動として、春と秋に開催される総会をはじめ、各種会議開催を通じた業界のネットワーキング、知見共有、教育活動、業界のデータ収集・分析と研究活動、業界としての情報発信活動、国際金融・貿易・投資に係る外部ステークホルダーとの業界を代表した協議などを実施しています。

2024年に設立90周年を迎えたベルン・ユニオンの歴史において、NEXIから議長が選出されたのは、2007年に選出された今野秀洋理事長（当時）以降２回目です。

秋田議長は、議長就任に際しビジョンステイトメント“BU STRIDE：Sustainability Through Resilience, Innovation and Diversity for Empowerment”を発表し、世界情勢が厳しさを増す中にあっても、ベルン・ユニオンはSDGs、気候変動、エネルギートランジションなど世界的な社会課題解決に向けて、強靭性、革新性、多様性といったベルン・ユニオンの強みを活かしつつ、外部ステークホルダーとの連携を強化し、課題解決に貢献する決意を表明しました。

また、秋田議長は、2026年秋までの２年間の任期において、年２回の総会、年４回の経営会議の招集と議事進行、事務局長人事や総務事案への対応、ベルン・ユニオンを代表した署名権限の行使、国際金融・貿易・投資に係る各種会議への登壇などの任務を遂行します。

NEXIは、今後ともベルン・ユニオンにおける積極的な活動を通じて、外部ステークホルダーとの国際連携を強化し、日本企業の海外における更なるビジネス拡大に努めてまいります。

写真提供：Berne Union

NEXIの活動

中堅・中小企業の海外事業展開の支援	28
海外の関連組織との連携強化	30
TOPICS	34
持続可能な社会の実現に向けた取組み	35
海外の関連組織との協力	36
主な引受プロジェクト	38
主な引受プロジェクト （中堅・中小企業の海外展開支援）	41

中堅・中小企業の海外事業展開の支援

中小企業・小規模事業者向け「海外ビジネス支援パッケージ」の展開

NEXIは、株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と共に、2022年12月に構築した「海外ビジネス支援パッケージ（本パッケージ）」を通じて、海外への販路拡大を目指す中小企業・小規模事業者の皆様の課題やニーズを的確に把握し、課題やニーズに応じ各機関の特徴を生かした支援を切れ目なく提供しています。

2024年12月には独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が本パッケージに参加し、4機関での連携を開始しました。

また、本パッケージの支援機関を全国各地の地域金融機関にも拡大しています。2025年3月末日時点における参加地域金融機関は118機関に達し、支援体制を強化しています。

今後も各機関の強みを生かして、海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様への支援に積極的に取り組んでまいります。

2024年12月 連携開始

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）

世界56か国・76か所の海外ネットワークを活用し海外ビジネスの成功を目指す中小企業・小規模事業者のニーズや課題等に応じた様々な支援メニューを提供

沖縄公庫及び中小機構と「海外ビジネス支援パッケージ（沖縄）」を構築

NEXIは、2024年11月22日に沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）、中小機構と「海外ビジネス支援パッケージ（沖縄）」を構築しました。

本スキームの構築により、海外への販路開拓・拡大を図る沖縄県内の中小企業・小規模事業者に対し、課題やニーズの把握から、海外ビジネスマッチングや金融支援まで3機関一体となり、これまで以上に充実した支援を行えるようになりました。

沖縄県は日本公庫の営業地域ではないことから「海外ビジネス支援パッケージ」の対象地域ではありませんでしたが、本スキームの構築により、日本全国が対象となりました。

今後、沖縄県内の民間金融機関やジェトロと連携し、本スキームの拡大を目指します。

中堅・中小企業に対する支援ネットワーク

中堅・中小企業をはじめとする地域企業の海外展開を積極的に支援するため、2011年度にスタートした「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」は、2025年4月現在全国47都道府県の地方銀行・信用金庫、農林水産業関係機関等計111機関と提携しており、全国的な支援体制を構築しています。2024年度は新たに阿波銀行がネットワークに加わりました。

NEXIは、本ネットワークを通じて貿易保険の認知度向上、商品・サービスの向上に取り組んでいます。

年度別新規提携数（現在111機関）

年 度	地銀等	信 金	累 計
2015年度	12行	16金庫	105機関
2016年度	6機関	3金庫	114機関
2017年度	3機関		117機関
2018年度			114機関
2019年度			111機関
2020年度			110機関
2021年度			110機関
2022年度			110機関
2023年度			110機関
2024年度	1行		111機関

（減少は合併等による）

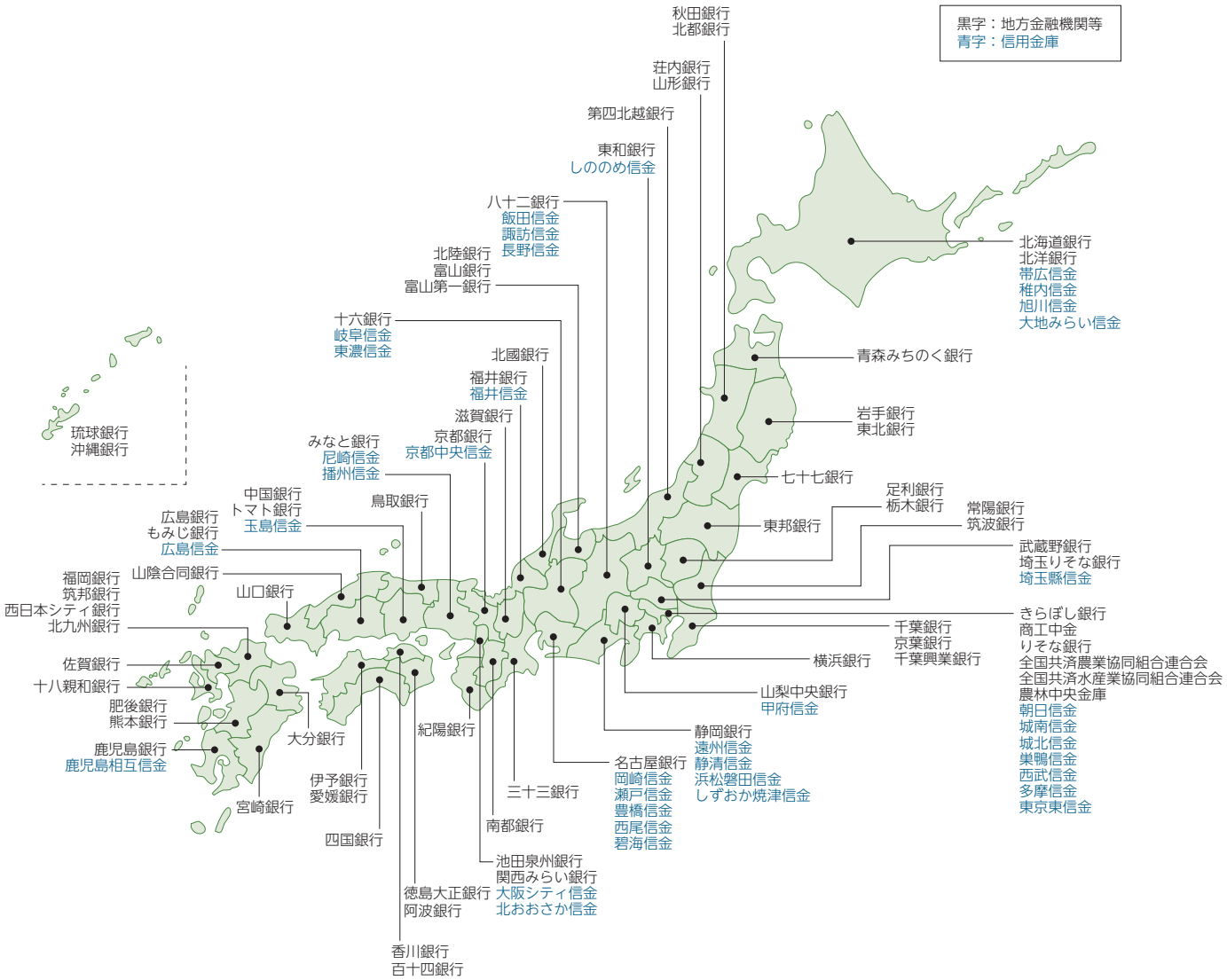

中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク　2025年4月現在

海外の関連組織との連携強化

日米豪印４か国の輸出信用機関（Quad ECAs）による協力覚書の締結について

2024年４月、NEXIは、日米豪印４か国Quadの輸出信用機関（ECA）であるオーストラリア輸出金融公社（Export Finance Australia, EFA）、インド輸出信用機関（ECGC Limited, ECGC）、米国輸出入銀行（Export-Import Bank of the United States, USEXIM）（４機関を総称して、Quad ECAs）との間で、協力覚書に調印しました。

2023年５月に広島で開催された日米豪印首脳会合の共同声明において、4か国の貿易保険機関がインド太平洋の繁栄に重要な貢献をしていると明記されています。また、協力覚書を通じて協力を強化することが４か国の取組継続及び強化の一つとして位置付けられており、今回の締結はその趣旨に沿った取組みです。

本協力覚書は、日米豪印首脳会合共同声明で述べられている「自由、法の下の支配、民主的価値、主権及び領土一体性、紛争の平和的解決」といった原則を支持し、包括的で、強靭な、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の繁栄を支援することを目的としています。今後もQuad ECAs間での案件協力に加え、年次定期協議の開催を含め、協力強化に取り組んでまいります。

プルタミナ社及びプルタミナ・ジオサーマル・エナジー社との協力のための覚書締結

2024年８月、NEXIはインドネシア共和国（以下、インドネシア）国営エネルギー会社PT Pertamina (Persero)（プルタミナ）と2023年12月に署名した協力覚書を改定するとともに、同社傘下のPT Pertamina Geothermal Energy Tbk（プルタミナ・ジオサーマル・エナジー）との間で、新たに協力覚書を締結いたしました。

プルタミナとの協力覚書は、プルタミナ及び傘下企業に対するNEXIの融資保険の適用に向けた検討を加速化させることについて合意するものです。また、プルタミナ・ジオサーマル・エナジーとの協力覚書は、インドネシアの地熱発電分野における協力やNEXIの融資保険の適用に係る検討等を進めることを目的としております。

いずれの協力覚書も、日本政府が提唱する「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」の趣旨に合致するものであり、これらの取組みを通じて、インドネシアにおける脱炭素化の実現や日本企業のビジネス機会の創出を引き続き積極的に支援してまいります。

国際金融公社（International Finance Corporation）との協力覚書更改について

2024年５月、NEXIは、国際金融機関である国際金融公社（International Finance Corporation、以下、IFC：長官Makhtar Diop）との間で2020年９月に締結した協力覚書を更改しました。

IFCは世界銀行グループの一機関であり、開発途上国の民間プロジェクトに投融資を行う国際機関です。2020年９月に、NEXIとIFCは、IFCが参画するプロジェクトについて、本邦金融機関からの融資に対してNEXIが保険を提供することを通じた連携強化を目的として協力覚書を締結しました。今般、ウクライナ復興支援及び両機関の更なる連携強化を目的とし、本覚書に「双方がウクライナ復興関連プロジェクトの情報共有を行うこと」を追加し更改したものです。

NEXIは、2022年２月にロシア軍によるウクライナ侵攻が発生以降、クレジット・ラインの設定等を通じてウクライナ復興支援を行ってまいりました。IFCをはじめとする世界銀行グループ等国際機関や他国輸出信用機関との連携を通じ、継続してウクライナ復興支援への取組みを進めてまいります。

日本貿易保険（NEXI）と多数国間投資保証機関（MIGA）との協力協定の更新について

2024年5月、NEXIは、国際金融機関である多数国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency、以下MIGA）との間で、協力協定を更新いたしました。

MIGAは世界銀行グループの一機関であり、開発途上国への対外直接投資（FDI）を促進するため、政治的リスクや非商業的リスクから生じた損失に対する補償を提供しています。NEXIとMIGAは、2020年に締結した協力協定に基づき、共同保険や再保険の引受などで協働実績を積み重ね、連携強化を行っています。

今回の更新では、共同保険・再保険に加えて、MIGAにおける保証業務、NEXIにおけるインフラ分野の海外展開支援といった、それぞれの専門性を基にした相互補完や情報共有・共同デューデリジェンス・意見交換の実施においても相互に協力するとしています。また、2024年7月には、今次更新後の第一号案件の引受も実現しています（P.38をご参照ください）。

NEXIは、今後とも国際金融機関との連携を深めることにより、開発途上国への輸出・投融資をはじめとする日系企業の海外における事業展開を積極的に支援してまいります。

日本貿易保険（NEXI）とアフリカ開発銀行（AfDB）との協力覚書の締結について

2024年11月、NEXIはアフリカ開発銀行（AfDB）との間で協力覚書を締結し、同年12月16日に開催された「第3回日アフリカ官民経済フォーラム」において、その締結が発表されました。

本覚書は、これまでの両機関の協力の成果を振り返るとともに、アフリカの持続可能な経済発展を促進するため、日本及び第三国からの民間投資及び資金を動員することの重要性を再確認し、日本企業によるアフリカへの輸出及び投資を促進するため、情報共有やビジネス機会の共同プロモーションにおける協力を強化するものです。また、エネルギー、インフラ、鉱物、農業、自動車や消費財などの産業分野、スタートアップ等の分野を優先分野と定め、技術協力やキャパシティビルディングを含めた協力を推進するほか、共通の関心分野における人的・知的交流の促進と協力関係を強化することとしています。

NEXIは、今後も国際金融機関や、他国・地域の政府系金融機関との連携を深めることにより、アフリカをはじめとする開発途上国への輸出・投融資、日系企業の海外における事業展開を積極的に支援してまいります。

ポーランド輸出信用機関（KUKE, ECA of Poland）との協力覚書の締結について

2024年11月、NEXIは、ポーランド共和国（ポーランド）の輸出信用機関（ECA）であるポーランド輸出信用機関（KUKE、以下KUKE）との協力覚書を改定しました。

同年11月8日にMichał Jaros開発・技術副大臣と竹内真二経済産業大臣政務官、河野章特命全権大使ポーランド共和国駐箚ご臨席の下で開催された「第二回日・ポーランド政府間協議」において、署名式が行われました。

NEXIとKUKEは、2023年5月に両国間の貿易と投資の促進に向けた協力の枠組みを構築し、両機関の活動に資する情報共有を通じた協調を図る協力覚書を締結しました。改定した協定書は、両機関の協力を一層強化する観点から、ウクライナ支援、エネルギー・トランジションやインフラ、新技術、中小企業支援等に関する情報交換等の要素を新たに盛り込んだものです。ポーランドは東欧における日本企業のハブとなっており、日ポーランド間の関係強化に加え、ウクライナを含む東欧地域における日本企業のビジネス拡大などが期待されます。

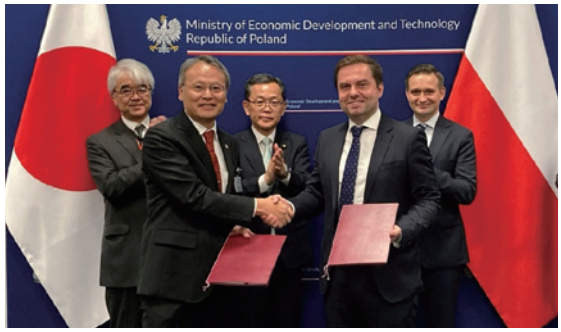

海外の関連組織との連携強化

カナダ輸出開発公社（EDC）との協力覚書の締結について

2024年10月、NEXIは、カナダの輸出信用機関（ECA）であるカナダ輸出開発公社（Export Development Canada、以下EDC）と、協力覚書を締結いたしました。

日本政府及びカナダ政府は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の下での戦略的パートナーシップの強化で一致しており、今回の締結はその趣旨に沿った取組みです。

本協力覚書は、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靭化、水素、アンモニア等に係るエネルギー・トランジションや新技術などの個別分野や、中小企業やスタートアップの企業情報、ESG情報等を含むビジネス情報など、知見やビジネス情報の交換及び特定分野での共同事業の実施等を約束するものです。

インド太平洋地域における情報やノウハウの交換並びに両国間の貿易やその他の経済連携を支援するための協力を通じて、NEXIとEDCの更なる協力関係発展と両国企業によるビジネス促進に貢献してまいります。

G7 ECAs（輸出信用機関）会合への参加

2024年4月16日、NEXIは、東京にて7か国（カナダ・フランス共和国・ドイツ連邦共和国・イタリア共和国・英国・アメリカ合衆国・日本）の貿易保険業務に係るトップ会合（G7 ECAs会合）を主催いたしました。

会合では、地政学的リスクの増大やリスク管理の課題、ウクライナ復興支援の取組み、気候変動問題に係る対応等について、意見交換が行われました。また前回の会合に引き続き、各国の貿易保険業務の次世代を担う中堅・若手職員を集めたGrowing Professionals会合も同時開催され、ECAが果たす役割の変化や将来ECAに求められる役割などについて議論されました。NEXIは、急速に変化する世界の事業環境に対応し、最適な貿易保険を提供するため、各国のECAとの情報交換及び連携を強化してまいります。

ベルン・ユニオン会合への参加

ベルン・ユニオン（国際輸出信用投資保険連合：The International Union of Credit and Investment Insurers）は、世界各国の輸出保険機関や国際機関、民間保険機関が参加し、専門的知見から輸出信用保険や投資保険に関する共有課題について議論を行う場です。

ベルン・ユニオンでは、春秋の年２回総会が開かれます。総会では、全体会合に加え、短期、中長期に分けた保険種別の委員会やECAのみが参加するECA委員会、アジア太平洋地域に所在する国のECAで構成されるRCG会合等が実施され、意見交換や議論が行われます。また、年間を通して専門家会合やウェビナーといったセッションも随時開催されます。2024年度は、春会合が4月にノルウェー王国・オスロで、秋会合が10月にドイツ連邦共和国・ハンブルクで開催されました。NEXIは、両会合に加え、5つの専門家会合にも関係部署から出席し、参加機関と情報交換等を行いました。

写真提供：Berne Union

二国間協議の開催

2024年度は、フランス共和国、オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、中華人民共和国及び大韓民国の輸出信用機関及び政府関係者との二国間協議をそれぞれ開催しました。2024年の双方の取組みや気候変動関連、DXなど、国際社会や組織に関する議題について、幅広い分野にわたり意見交換が行われました。年次の本協議を通じて、他国機関と一層の連携強化を図るとともに、情報交換の場として活用し、各国の情勢、貿易保険の動向等を確認しています。また、各国との関係強化も本協議の目的の一つであり、両国企業が関与する第三国におけるプロジェクトの支援策について議論するなど、日本企業の海外におけるビジネス拡大を共同で後押しする効果が期待されます。

2025年大阪・関西万博向け万博貿易保険

NEXIは、2025年開催の日本国際博覧会（「大阪・関西万博」）向けの専用保険商品を2023年8月より提供しています。

本保険は、日本企業が締結する外国パビリオンの設計や建設工事等の技術提供契約を対象としており、それらの契約に基づいた代金が外国パビリオンの施主から支払われないことによる損失をカバーするものです。包括保険として低廉な保険料にて提供することで、日本企業が安心して外国パビリオンの建設プロジェクトに参画できるようになり、万博開催に寄与しています。

本保険の提供開始と同時に保険契約の手続に関する「万博専用デスク」を設置し、約2年間で保険料の見積や保険契約の条件について、80社を超える企業等からご相談を承りました。また、2025年5月末までに、5か国のパビリオンについて6社7件の保険を引き受けました。

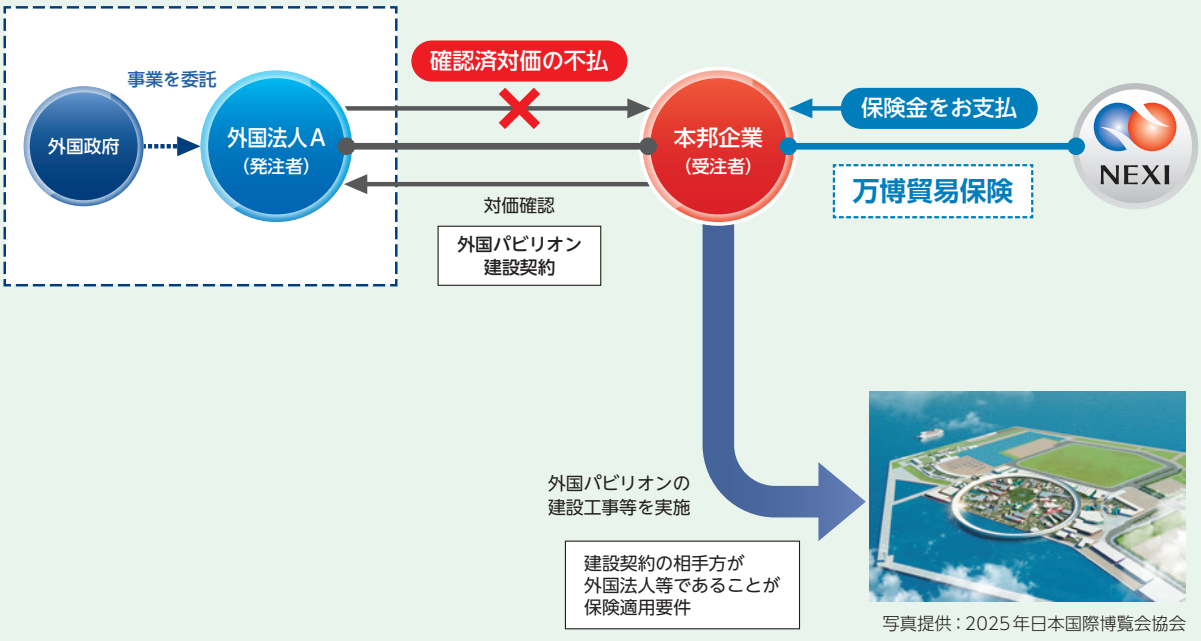

写真提供：2025年日本国際博覧会協会

TOPICS

中堅企業の海外展開支援の取組み

海外進出を目指す日本の中堅企業の皆様をより一層サポート：「貿易保険 中堅企業支援パッケージ（U2000）」の創設

政府は2024年を「中堅企業元年」と位置付け、成長ポテンシャルの高い中堅企業を重点的に支援する方針を示しました。そして、2024年9月2日には改正産業競争力強化法を施行し、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等（中小企業者を除く）を新たに「中堅企業者」と定義しました。さらに2025年2月21日には、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行における中堅企業の重要性を踏まえ、中堅企業の支援に向けて官民で推進する取組みを纏めた「中堅企業成長ビジョン」が策定されました。

NEXIは、2012年に中小企業輸出代金保険（現在の中小企業・農林水産業輸出代金保険）の利用要件を緩和し、資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業にまで適用対象を広げるなど、中小企業に加え中堅企業に対しても従来から支援を行ってきました。2024年度の政府の動きに対応し、中堅企業に対しより大きな支援を行うべく、2025年4月1日、「貿易保険 中堅企業支援パッケージ（U2000）」の提供を開始しました。

「貿易保険 中堅企業支援パッケージ（U2000）」の内容

①「中堅企業輸出代金保険特約」の創設

新たな「中堅企業者」の定義に合わせて、「中堅企業輸出代金保険特約」を創設し、中小企業・農林水産業輸出代金保険の利用要件を緩和しました。これにより、「資本金の額及び出資の総額がいずれも10億円以上かつ従業員数2,000名以下の企業」のお客様も、同保険を利用することが可能となりました。

②「バイヤー格付取得に係る費用の３件無料措置」の提供※

貿易保険の利用にあたっては、バイヤーの与信審査を行うために信用調書の取得が必要です。これまで、中小企業を対象に、NEXIが信用調書を代理取得する際の費用を８件まで無料とするサービスを実施してきましたが、今般、中堅企業に対しても３件まで代理取得費用を無料といたします。

（※2028年3月31日まで実施予定）

持続可能な社会の実現に向けた取組み

環境社会配慮のためのガイドライン

NEXIでは、環境社会問題に対する社会的責任を果たすべく、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（環境ガイドライン）」及びそのガイドラインを補完する「貿易保険における原子力プロジェクトに係る情報公開配慮のための指針」に基づき、保険契約の対象プロジェクトについて、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか確認を行っています。環境ガイドラインについては3年前に改訂が行われたところではありますが、環境ガイドラインが整合を図っているOECDコモンアプローチについては引き続き改訂の議論がなされており、NEXIも積極的に議論に参加しております。

2024年度は38件のスクリーニング対象案件について審査を実施しました。審査に当たっては、輸出者などから提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境社会への影響度に応じて3つのカテゴリに分類するスクリーニングを行い（環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、C）、カテゴリに応じた確認を実施しています。なかでも「カテゴリA」に分類された案件については、プロジェクトサイト等を訪れ、現地当局担当者や事業者とも面談を行う現地実査を通じて環境社会配慮が適切になされているかの確認を行いました。

環境ガイドラインの遵守を確保するため、NEXIは異議申立手続を導入し、保険引受担当部署から独立した「環境ガイドライン審査役」を設置しており、引き続き適切な確認に努めてまいります。

2024年度カテゴリ別スクリーニング状況

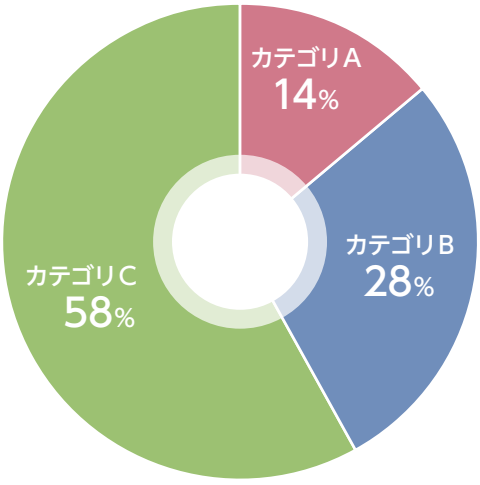

※環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、Cに分類。

2024年度地域別スクリーニング状況

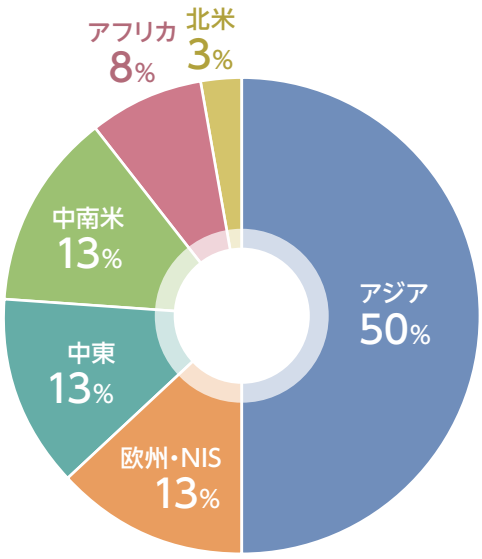

※中東にはトルコ、中南米にはメキシコを含む。

海外の関連組織との協力

国際化・ボーダレス化する日本企業の様々なビジネスニーズに迅速かつ的確に対応するため、NEXIは海外の関係機関との間で以下のような協力関係を構築しています。

1) One-Stop-Shop再保険

日本企業が外国企業と共同で第三国におけるプロジェクトに参加する場合に、NEXIが日本からの輸出部分等のリスクを引き受けることを目的として、海外の主要な輸出信用機関(ECA)との間でOne-Stop-Shop再保険協定を締結しています。例えば、日本企業が外国企業とコンソーシアム(企業連合)を組んで第三国へ輸出を行う場合、外国企業が日本企業輸出部分を含めた輸出契約金額全体について自国のECAと保険契約を締結し、その上で日本企業輸出部分については、その外国ECAからNEXIが再保険の引受を行います。

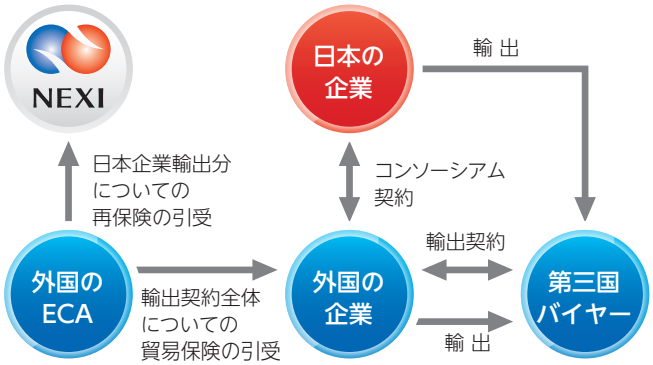

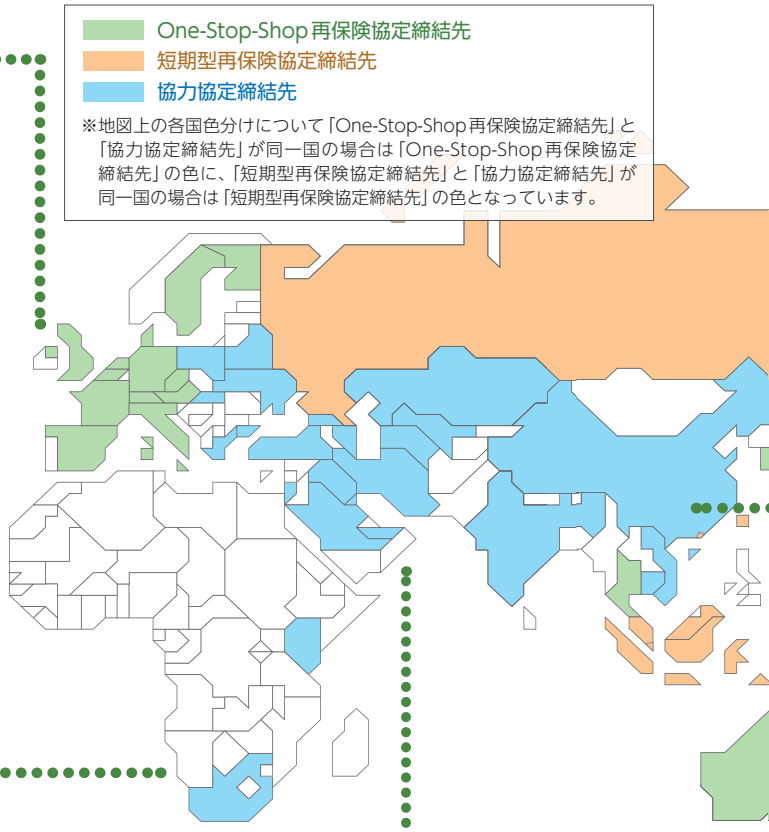

ヨーロッパ

One-Stop-Shop再保険協定締結先

オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	2003年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (Credendo)	2002年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2017年
デンマーク	デンマーク輸出投資基金 (EIFO)	2019年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	2004年
フランス	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
ドイツ	ユーラーヘルメス信用保険会社(EULER HERMES)	2003年
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	2002年
オランダ	アトラディウス信用保険会社 (ATRADIUS)	2002年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2005年
スウェーデン	スウェーデン輸出信用債権庁 (EKN)	2022年
スイス	スイス連邦輸出信用機関 (SERV)	2007年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF)	2023年

短期型再保険協定締結先

ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2016年

協力協定締結先

オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	1996年
アゼルバイジャン	アゼルバイジャン経済省	2021年
ベラルーシ	ベラルーシ銀行 (Belarusbank)	2009年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (Credendo)	2019年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2015年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	1996年
フランス	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
	フランス対外経済省 (DREE)	1995年
ジョージア	ジョージア経済・持続的発展省	2019年
ドイツ	C&Lドイツ監査会社 (C&L) / ユーラーヘルメス信用保険会社(EULER HERMES)	1996年
	KfW IPEX 銀行 (KfW IPEX-Bank)	2011年
ギリシャ	ギリシャ輸出信用 (ECG)	2023年
ハンガリー	ハンガリー輸出信用保険有限会社 (MEHIB)	2019年
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	1996年
カザフスタン	カザフスタン輸出信用・投資保険公社 (KazakhExport)	2016年
オランダ	アトラディウス信用保険会社 (ATRADIUS)	1996年
ポーランド	ポーランド輸出信用機関 (KUKE)	2024年
ロシア	Joint Stock Company Siberian Coal Energy Company (SUEK社)	2019年
	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2013年
	ロシア開発対外経済銀行 (VEB)	2009年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2000年
トルクメニスタン	トルクメニスタン国立対外経済活動銀行 (TFEB)	2015年
ウクライナ	ECAウクライナ (ECA Ukraine)	2024年
	ウクライナ輸出入銀行 (UKREXIMBANK)	2009年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF)	1995年
ウズベキスタン	ウズベキスタン輸出入保険会社 (UZBEKINVEST)	2007年

中 東

協力協定締結先

アブダビ首長国	ムバダラ開発 (MDC)	2008年
イラン	イラン経済財務省	2016年
イラク	イラク財務省	2011年
	イラク貿易銀行 (TBI)	2011年
イスラエル	イスラエル輸出信用保険会社 (ASHRA)	1997年
クウェート	クウェート石油公社 (KPC)	2022年
サウジアラビア	サウジアラビア財務省	2020年
	公共投資基金 (PIF)	2022年
	サウジアラビア輸出入銀行 (SAUDI EXIMBANK)	2023年
トルコ	Çalık Enerji San. ve Tic. A.Ş. (Çalık)	2023年
	トルコ輸出入銀行 (TURK EXIMBANK)	2017年

アフリカ

協力協定締結先

ケニア	ケニア財務省 (The National Treasury & Economic Planning of the Republic of Kenya)	2024年
南アフリカ	南アフリカ輸出信用保険公社 (ECIC SA)	2005年

2) 短期型再保険

アジア地域等の日系企業による第三国向け輸出支援を目的として、NEXIはアジア等のECAと再保険協定を締結しています。この協定により、アジア等のECAの保険引受余力が引き上げられ、日系企業によるアジア等のECAの貿易保険を活用した対外取引リスクの軽減が容易になりました。

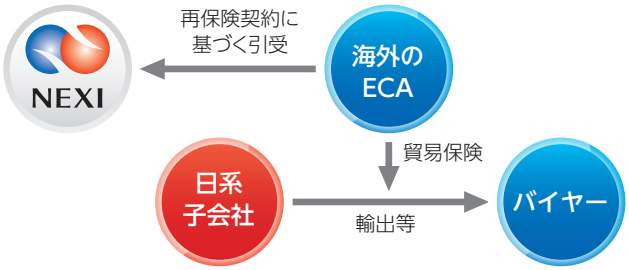

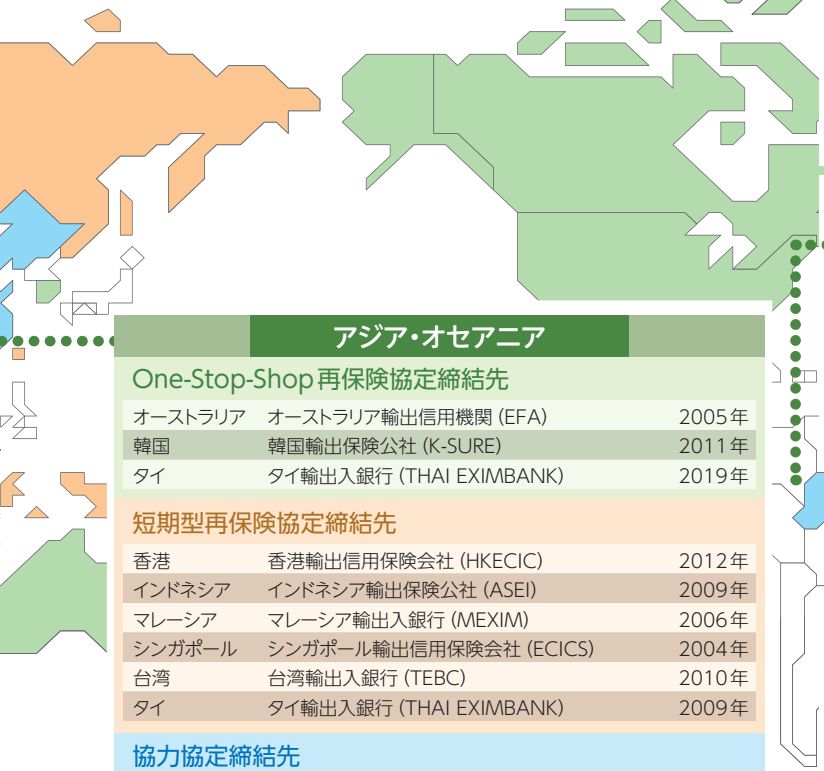

アジア・オセアニア

One-Stop-Shop再保険協定締結先

オーストラリア	オーストラリア輸出信用機関 (EFA)	2005年
韓国	韓国輸出保険公社 (K-SURE)	2011年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2019年

短期型再保険協定締結先

香港	香港輸出信用保険会社 (HKECIC)	2012年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2009年
マレーシア	マレーシア輸出入銀行 (MEXIM)	2006年
シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	2004年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2010年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2009年

協力協定締結先

オーストラリア	オーストラリア外務貿易省 (DFAT) ／ オーストラリア輸出信用機関 (EFA)	2018年
カンボジア	鉱業エネルギー省 (MME)	2023年
中国	中国輸出信用保険公社 (SINOSURE)	2018年
インド	インド輸出信用機関 (ECGC)	2018年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2008年
	プルタミナ (PT Pertamina (Persero))	2024年
	プルタミナ・ジオサーマル・エナジー (PT Pertamina Geothermal Energy Tbk)	2024年
	インドネシア国営電力会社PT PLN (Persero) (PLN)	2023年
韓国	韓国輸出保険公社 (K-SURE)	2023年
シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	1997年
	Mars Growth Capital Pte. Ltd	2023年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2005年
タイ	バンコック銀行 (Bangkok Bank)	2013年
	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2020年
ベトナム	ベトナム財政省	2014年
	ペトロベトナム (PETROVIETNAM)	2010年

3) 欧米民間保険会社との再保険

NEXIが欧米民間保険会社と短期取引の再保険協定等を通じて引受キャパシティを供与しています。

4) その他の協力関係

NEXIは、ベルン・ユニオンのメンバーであるECAや関係機関との間で協力協定を締結し、長期的な協力関係を構築しています。

※表示の年は、締結年又は直近の改訂年。

北アメリカ

One-Stop-Shop再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2018年
アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	2019年

短期型再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2012年

協力協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2024年
アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	1991年
	米国エネルギー省 (DOE)	2009年
	米国国際開発金融公社 (USDFC)	2017年

南アメリカ

協力協定締結先

ブラジル	アルブラス (ALBRAS – Alumínio Brasileiro S.A.)	2025年
	ブラジル国立経済社会開発銀行 (BNDES)	2009年
	ブラジル保証基金管理機関 (ABGF)	2025年
	ヴァーレ (VALE)	2008年
	CSN Mineração社	2024年
	ペトロブラス (PETROBRAS)	2008年

欧米民間保険会社との再保険協定締結先

アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)	2015年
フランス貿易保険会社 (COFACE) (民間部門)	2014年
Credendo-Ingosstrakh Credit Insurance, LLC	2019年
Credendo Short-Term Non-EU Risks	2023年
ユーラーヘルメス保険会社 (EULER-HERMES) (民間部門)	2013年
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) /MS Amlin	2019年
Tokio Marine HCC (HCC)	2016年

国際機関・複数機関

協力協定締結先

アフリカ開発銀行 (AfDB)	2024年
アフリカ輸出入銀行 (Afreximbank)	2022年
アフリカ貿易投資開発保険機構 (ATIDI)	2019年
欧州復興開発銀行 (EBRD)	2024年
欧州投資銀行 (EIB)	2018年
APECメンバーの輸出保険機関・輸出金融機関	1997年
国際金融公社 (IFC)	2024年
イスラム開発銀行 (IsDB)	2019年
多数国間投資保証機関 (MIGA)	2024年
ウクライナの復興、開発協力に賛同する輸出信用機関、投資保険供与機関	2024年
QUADメンバーの輸出信用機関	2024年
東部南部アフリカ貿易開発銀行 (TDB)	2021年
イスラム投資・輸出保険機関 (ICIEC)	2021年

主な引受プロジェクト

チュニジア共和国 | 太陽光発電事業（再保険の引受）－多数国間投資保証機関（MIGA）との協力案件

NEXIは、日系企業によるチュニジア共和国（以下、チュニジア）向けの投資について、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency、以下MIGA）が引受けた政治リスク保険に係る再保険の引受を行いました。

本プロジェクトは、フランス共和国に所在する豊田通商株式会社のグループ会社AEOLUS SAS（AEOLUS）がノルウェー王国のSCATEC ASAグループと共同でチュニジアにて同国初の太陽光発電IPP事業（50MW×2）を営むものです。

MIGAとの間では2020年に発展途上国向けの投資に係る協力協定を締結し、2024年5月に当該協定を更新しております（P.31をご参照ください）。本件は、同協定更新後の第1号案件となります。

チュニジア政府は、2010年にエネルギー安全保障の強化、経済の強靭化及び環境保護を目的に「チュニジア太陽エネルギー計画（Plan Solaire Tunisien）」を発表し、2015年、2022年に改訂しています。また、チュニジア政府は2030年までに国内の総発電量の35%を再生可能エネルギーに転換する目標を掲げており、本プロジェクトはその方針に沿うもので、同国政府にとって取組み意義の高い案件です。

また、本プロジェクトは、脱炭素に向けた取組みであることに加え、民間企業と公的機関であるNEXI及び国際機関であるMIGAが協業した案件であることから、2022年アフリカ開発会議（TICAD8）で提言されたチュニス宣言にも沿うものとなっております。

NEXIは今後も日本の政策金融機関として、日本企業によるアフリカ地域における事業展開及び海外での脱炭素化の実現を積極的に支援してまいります。

●再保険契約締結：2024年7月

写真提供：AEOLUS SAS / SCATEC ASA

ケニア共和国 | メネンガイ地熱発電所EPC案件

本プロジェクトは、豊田通商株式会社が、英国のIPP事業者Globeleq社によりケニア共和国（以下、ケニア）内に設立された特別目的会社Globeleq Menengai Geothermal Limited社から受注したメネンガイ地熱発電所のEPC（設計・調達・建設）を行うものです。本プロジェクトの地熱発電用蒸気タービンや、発電機などの主要機器の製造・供給は、富士電機株式会社が担います。

NEXIはEPC契約の輸出不能及び代金回収不能をてん補する貿易一般保険の引受を行いました。

なお、本案件は株式会社国際協力銀行（JBIC）及び東・南アフリカ貿易開発銀行（Eastern and Southern African Trade and Development Bank）との間で2019年5月に設定した輸出クレジットラインを活用しており、NEXIは株式会社みずほ銀行（みずほ銀行）とJBICの協調融資のうち、みずほ銀行による融資についても、保険の引受を行っています。

ケニアは、国内の総発電量の約9割を再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）で賄うアフリカ有数の再エネ先進国です。本発電所は、同国のベースロード電源である地熱発電の更なる拡大を推進するものであり、ケニアの人々の生活の質の向上及び経済の持続的な発展に寄与することが期待されるとともに、同国の脱炭素化に貢献するものと評価されています。

NEXIは、今後も日本の政策金融機関として、世界の脱炭素化に資する日本企業の輸出や投融資を積極的に支援してまいります。

●保険契約締結：2024年 7 月（貿易一般保険）
2024年11月（貿易代金貸付保険）

写真提供：豊田通商株式会社

ドイツ連邦共和国 | Geretsried地熱発電及び地域熱供給プロジェクト

本プロジェクトは、中部電力株式会社が、カナダのEavor Technologies Inc.と共に出資するドイツ連邦共和国（以下、ドイツ）法人Eavor Erdwärme Geretsried GmbHを通じ、ドイツのバイエルン州ゲーレッツリート（Geretsried）市のブライトバッハ（Breitenbach）鉱区（非火山性エリア）において、総容量64MWth/8.2MWeのクローズドループ式熱供給設備及び発電所の建設・操業・保守を行う事業です。

NEXIは、本プロジェクトのために調達される資金のうち、アイエヌジーバンク エヌ・ヴイ東京支店及び株式会社みずほ銀行による融資約44百万ユーロに対し、保険の引受を行いました。株式会社国際協力銀行（JBIC）及び欧州投資銀行（EIB）も本プロジェクトへの融資を決定しています。

本プロジェクトにおける地熱発電事業は、カナダのスタートアップ企業であるEavor Technologies Inc.が開発したクローズドループ地熱利用技術Eavor-Loop™が日本企業との連携によって初の商用化を実現するものです。当該技術は、運転中に温室効果ガスの排気量を大幅に削減することに加え、欧州域内における安定的な再生可能エネルギー由来の電力・熱供給に貢献することから、本プロジェクトに対して欧州イノベーション基金による支援も決定しているほか、今後も世界各国での商用化が期待されています。脱炭素化に貢献する新技術の支援案件として、本件はLEADイニシアティブの先導性要素にも合致するものです。

NEXIは、今後も日本の政策金融機関として、本邦企業の海外事業拡大や脱炭素化実現に向けた新技術の活用等を積極的に支援してまいります。

●保険契約締結：2024年6月

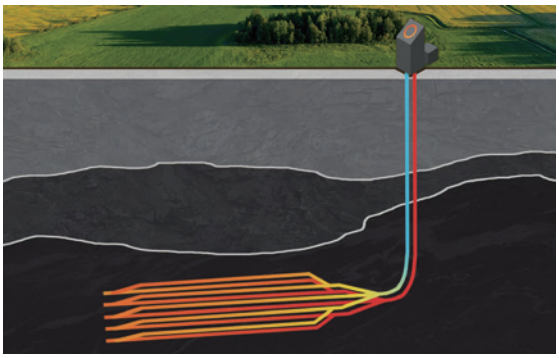

写真提供：Eavor Technologies Inc.（発電イメージ図）

トルコ共和国 | Çalık Enerji向けLEAD貸付プロジェクト

NEXIは、三菱商事株式会社が出資するトルコ共和国のエネルギー・インフラ事業者Çalık Enerji San. ve Tic. A.Ş.（以下「Çalık」）向けのドイツ銀行東京支店による貸付枠に対して、保険の引受を決定しました。本貸付枠は、DX事業、水素・アンモニア関連事業、中央アジア・コーカサス地域における再生可能エネルギー分野の事業開発費用等の、新エネルギー関連投資費用に充てられます。

NEXIは、本貸付枠を利用したÇalık向けの融資に対して、保険引受を行いました。この融資は、同社が運営する建設ワーカーと建設企業のマッチングプラットフォーム事業（Workindo）や建設機械等のシェアリングプラットフォーム事業（Machinego）等のDX事業開発費用として利用されるほか、コソボ共和国における73.2MWm/70.0MWe陸上風力発電所建設資金としても利用されています。本件は、LEADイニシアティブの先導性要素のうち、「Leading Technologies & Businesses」、「Environment & Energy」及び「Alliance」に該当する案件として、日本企業単独では進出が難しい地域において、我が国ひいては日本企業のプレゼンスを向上させることが期待されます。

NEXIは今後もLEADイニシアティブを推進し、地球温暖化対策やデジタル分野等における産業競争力の向上、外国政府・外国企業パートナーとの国際連携を推進し、企業の海外事業展開を積極的に支援してまいります。

●初回保険契約締結：2024年7月

写真提供：Çalık Enerji San. ve Tic. A.Ş.

主な引受プロジェクト

エジプト・アラブ共和国 | Gulf of Suez 2 風力発電拡張プロジェクト

本プロジェクトは、豊田通商株式会社及び株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、パートナーであるEngie S.A.やOrascom Construction S.A.E.と共に出資するエジプト・アラブ共和国（以下、エジプト）法人Red Sea Wind Energy S.A.E.を通じてエジプトのRas Ghareb地区にて開発している、Gulf of Suez 2風力発電所の拡張事業です。本プロジェクトにより、合計発電規模は650MWに達し、アフリカ最大規模の陸上風力発電所となるものです。

NEXIは、本プロジェクトのために調達される資金のうち、株式会社三井住友銀行（三井住友銀行）、ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店、農林中央金庫による融資（約35百万米ドル）及び三井住友銀行が保証を提供する金利スワップ契約について、保険の引受を行いました。株式会社国際協力銀行（JBIC）及び欧州復興開発銀行（EBRD）も本プロジェクトへの融資を決定しています。

エジプト政府は、2030年までに再生可能エネルギー比率を42%まで高めることを目標としているところ、本プロジェクトはその方針に沿うもので、エジプトにおいて重要な役割を果たすことが期待されます。

本プロジェクトは、環境保全・気候変動対策への取組みとなることから、NEXIが積極的に支援するLEADイニシアティブに合致するもので、環境イノベーション保険特約による信用付保率97.5%の適用案件でもあります。

NEXIが本プロジェクトをファイナンス面から支援することにより、今後の日本企業のアフリカ地域における事業機会の拡大、ひいては再生可能エネルギー開発を含めた国際競争力の維持・向上につながることが期待されます。

●保険契約締結：2024年11月

写真提供：
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

トルコ共和国 | YILPORT Holding A.S. 向けクレーン輸出プロジェクト

NEXIは、トルコ共和国（以下、トルコ）内外で港湾事業を展開するYILPORT Holding A.S.（YILPORT）向け融資に対して保険の引受を行いました。

本プロジェクトは、YILPORTの子会社が、株式会社三井E&S（三井E&S）から港湾用コンテナクレーンを購入するものです。本プロジェクトで納入されたクレーンは、ポルトガル共和国（以下、ポルトガル）の首都リスボンに所在するリスコント港及びエクアドル共和国（以下、エクアドル）南西部に所在するプエルト・ボリバル港で使用されます。

クレーン購入に必要な資金は、アイエヌジーバンクエヌ・ヴィ東京支店（アイエヌジーバンク）及び株式会社国際協力銀行（JBIC）が協調融資しており、NEXIは、このうちアイエヌジーバンクによる融資（ポルトガル リスコント港向け：約17百万米ドル、エクアドル プエルト・ボリバル港向け：約21百万米ドル）について、融資保険の引受を行いました。

YILPORTは、トルコやヨーロッパを中心に、世界各地で20か所以上の港湾を運営しています。同社が世界的な港湾オペレーターの1社として業容拡大を目指す中、日本企業との商談機会が多く期待されています。また、三井E&SとYILPORTは長年の取引関係にあり、NEXIも2014年及び2022年に三井E&SのYILPORT向けコンテナクレーン納入を支援しています。

NEXIは、今後も日本の政策金融機関として、日本企業によるインフラ関連設備等の輸出や海外事業展開を積極的に支援してまいります。

●保険契約締結：2024年12月（ポルトガル リスコント港向け）
2025年 3 月（エクアドル プエルト・ボリバル港向け）

写真提供：YILPORT Holding A.S.

主な引受プロジェクト（中堅・中小企業の海外展開支援）

関空運輸株式会社 | 生鮮・加工食品、酒類輸出

NEXIは、大阪府の関空運輸株式会社（関空運輸）のタイ王国及びマカオ等向けの直接輸出について、簡易通知型包括保険の引受を行いました。

関空運輸は1991年の設立以来、自動車運輸業を中心に事業を拡大し、近年では国際物流のノウハウを活かして関西発の食品輸出にも注力しています。現在では、農畜産物から調理器具まで幅広い商品の取扱により、関西を中心とした日本の食文化の国際的な普及及び推進に貢献している企業です。

今回、海外の既存取引先企業との取引拡大における全社的な代金回収不能リスクの軽減策として、貿易保険を利用することとなりました。

お客様の声

事業全体の代金回収不能リスクを懸念していたところ、貿易保険を活用することで、良好な取引関係を維持しながらリスクヘッジすることができました。

- 月間保険利用対象輸出金額：約3,000万円
- 保険契約締結：2024年12月

写真提供：関空運輸株式会社

株式会社Seafoods Supply System | 活魚ブリ輸出

NEXIは、株式会社 Seafoods Supply System（Seafoods Supply System）の大韓民国（以下、韓国）向けの活魚ブリ輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

Seafoods Supply Systemは、2019年に山口県下関市に設立した食品の加工販売業を営む企業です。設立当初よりアジアの市場開拓を行い、2024年に初めて韓国向けの輸出を行いました。

Seafoods Supply Systemは、新規取引先との輸出契約の締結にあたり、輸出代金回収不能リスクの回避策を検討していました。新松浦漁業協同組合より紹介された貿易保険の利用を前提に、取引先の希望に沿った決済条件で交渉を進めることができ、韓国向けの第一号案件の成約に至りました。

お客様の声

取引先と交渉を重ねていたところ、貿易保険を活用することで、良好な取引関係を維持しながら取引先の要望に沿って円滑に条件合意することができました。

- 保険利用対象輸出金額：約900万円
- 保険契約締結：2025年1月

写真提供：株式会社Seafoods Supply System

主な引受プロジェクト（中堅・中小企業の海外展開支援）

ハウス食品株式会社 | 加工食品輸出

NEXIは、ハウス食品株式会社（ハウス食品）のブラジル連邦共和国（以下、ブラジル）向けの加工食品輸出取引について、貿易一般保険(個別)の引受を行いました。

ハウス食品は、カレーやシチュー等の調味料・調理品に加え、デザート、スナック、ラーメンといった様々な製品を通してお客様の日々の生活に「幸せ」をお届けできるよう、製品やサービスの開発・提案に取り組んでいます。

ハウス食品は、グローバル事業を展開する中で、新たなマーケットとしてブラジルに注目しており、カントリーリスクやバイヤーの不払への懸念を解消するため貿易保険を利用しました。

お客様の声

国内とは違い、海外（ブラジル）は、地球の反対という事もあり、我々の知らないリスクが多数あると考えております。その中でグローバル展開を進めるうえで、貿易保険を使用することでリスクヘッジにもつながり、事業促進を進めることができました。

- 保険利用対象輸出金額：約1,000万円
- 保険契約締結：2025年2月

写真提供：ハウス食品株式会社

株式会社常光 | 医療機器輸出

NEXIは、株式会社常光（常光）のアルジェリア民主人民共和国及びチュニジア共和国向け医療機器輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

常光は、神奈川県川崎市に拠点を置く1947年創業の医療機器メーカーで、医療機器メーカー事業・医療機器ディーラー事業・ナノテク事業を柱とする企業です。2018年に経済産業省から『地域未来牽引企業』に選定されています。

常光は、アフリカ・中東・東南アジアを中心に世界50か国以上に輸出を行っており、輸出代金回収リスクを軽減するため、2007年から長年にわたり貿易保険を利用しています。

お客様の声

貿易保険を活用することで、良好な取引関係を維持しながら、リスクを軽減することが出来ています。

アルジェリア民主人民共和国向け輸出
- 保険利用対象輸出金額：約1,400万円
- 保険契約締結：2025年3月

チュニジア共和国向け輸出
- 保険利用対象輸出金額：約43万円
- 保険契約締結：2024年9月

写真提供：株式会社常光

アサヒ繊維工業株式会社 | 繊維製特殊加工品輸出

NEXIは、アサヒ繊維工業株式会社（アサヒ繊維工業）のスペイン王国向けの繊維製特殊加工品輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

アサヒ繊維工業は、1949年に愛知県稲沢市に設立した繊維製特殊加工品の開発製造販売を営む企業です。名古屋中小企業投資育成株式会社（名古屋中小企業投資育成）の投資先でもあります。2004年には中国に海外現地法人も設立しております。

お客様の声

新規の取引先として、先入金で取引をしておりましたが、3年間の取引実績を重ね、客先から出荷後支払いへの切替を依頼されました。

交渉を重ねていたところ、貿易保険を活用することで、良好な取引関係を維持しながら取引先の要望に沿って円滑に条件合意することができました。

アサヒ繊維工業は、取引先との輸出契約の締結にあたり、輸出代金回収不能リスクの回避策を検討していました。名古屋中小企業投資育成より紹介された貿易保険の利用を前提に、取引先の要望に応じた決済条件で交渉を進め、無事に契約を締結することができました。

- 保険利用対象輸出金額：400万円
- 保険契約締結：2025年2月
- 紹介機関：名古屋中小企業投資育成株式会社

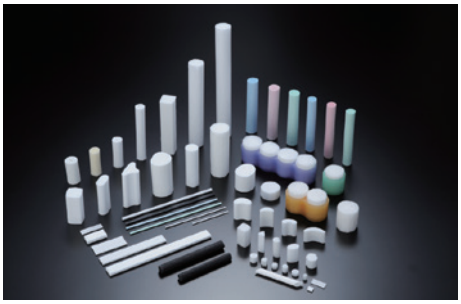

写真提供：アサヒ繊維工業株式会社

NEXIは、2011年度の「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」の構築以降、2022年度には独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）及び株式会社日本政策金融公庫との間で「海外ビジネス支援パッケージ」を構築し、2024年度にはこれに独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が参画しました。さらに2024年度には、沖縄振興開発金融公庫、中小機構との間で「海外ビジネス支援パッケージ（沖縄）」を構築しました。これらの支援スキームに参画するそれぞれの提携先機関の強みを活かし、全国の中堅・中小企業の海外展開のリスクヘッジのツールとして貿易保険を提供しています。以下の事例は、提携先機関からの紹介による貿易保険の利用実績です。

株式会社レクザム | 測定機器輸出

NEXIは、株式会社レクザム（レクザム）のウクライナ向けの測定機器輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

レクザムは、過去20年間、眼科／眼鏡医療機器の輸出を通じてウクライナの医療に貢献してきており、今回の戦時下でも現地代理店と協力しながら可能な規模で輸出を継続していました。

レクザムは、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）からの紹介で貿易保険を知り、従来、前金決済であったバイヤー向けとの取引に貿易保険を利用し、後払取引にすることで輸出拡大を実現しました。

お客様の声

医療用機器のタイムリーな供給という社会的／人道的なニーズを満たし、債権保全を確実に行っていくという困難な課題をNEXI様の保険を活用することで解決できました。

- 保険利用対象輸出金額：約220万円
- 保険契約締結：2024年11月
- 提携機関：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

写真提供：株式会社レクザム

主な引受プロジェクト（中堅・中小企業の海外展開支援）

株式会社タカギセイコー｜眼科医療機器輸出

NEXIは、株式会社タカギセイコー（タカギセイコー）のアルゼンチン共和国向けの眼科医療機器輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

タカギセイコーは、1955年に長野県中野市に設立した眼科医療機器の製造販売業を営む企業です。1972年より輸出を始め、現在では世界80か国以上に自社製品を展開しています。

タカギセイコーは、既存の取引先より、同国の為替管理制度の変更を理由とした決済条件の変更を求められました。代金回収に不安があったため、取引成立のためにリスクヘッジ手段を模索していたところ、貿易保険を知り利用に至りました。

- 保険利用対象輸出金額：約350万円
- 保険契約締結：2024年8月
- 提携機関：八十二銀行
  （中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク）

お客様の声

貿易保険を活用することで、約1年停止していた取引を再開することができました。NEXIご担当者様には丁寧にご対応いただき、申込もスムーズに進みました。現在も取引先との良好な関係を維持し、以前より多くの注文をいただいております。

写真提供：株式会社タカギセイコー

株式会社松北園茶店｜抹茶等の輸出

NEXIは、京都府宇治市の株式会社松北園茶店（松北園茶店）のアメリカ合衆国（以下、アメリカ）向けの直接輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

松北園茶店は1645年の創業以来、国内外の数々の品評会で表彰される高品質な抹茶、煎茶等を取り扱い、アメリカ等の農薬基準をクリアした上質な抹茶輸出を通じ、国内外で日本茶の普及及び推進に貢献している企業です。

今回、海外の既存取引先企業との取引拡大における代金回収不能リスクの軽減策として、貿易保険を利用することとなりました。

- 月間保険利用対象輸出金額：約4,200万円
- 保険契約締結：2025年3月
- 提携機関：京都銀行
  （中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク）

お客様の声

事業拡大に伴い増加する代金回収不能リスクを懸念していたところ、貿易保険を活用することで、輸出先企業と良好な取引関係を維持しながらリスクヘッジすることができました。

写真提供：株式会社松北園茶店

保険商品

貿易保険制度の仕組み	46
保険商品	47
貿易保険手続の流れ	56
TOPICS	60

保険商品

貿易保険制度の仕組み

貿易保険は、企業の貿易等の対外取引において生じる民間保険ではカバーできないリスクをカバーする保険です。
貿易保険の目的は、貿易取引や海外投融資を行う際に付随するリスクを軽減し、企業の海外展開を促進することです。

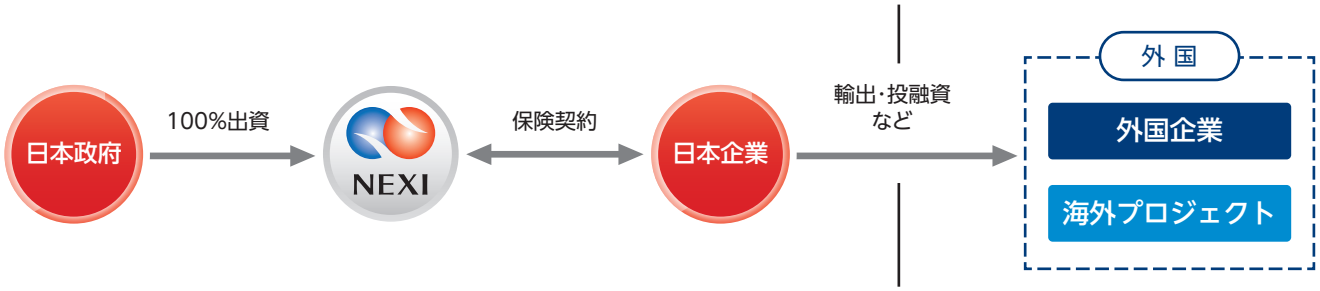

貿易保険は、以下のようなリスクの発生により企業等が被る損失をカバーします。

非常危険※

- 為替取引制限・禁止、輸入制限・禁止
- 戦争、内乱、革命
- 支払国に起因する外貨送金遅延
- 制裁的な高関税、テロ行為
- 国連又は仕向国以外の国の経済制裁
- 収用
- 自然災害、その他、契約当事者の責によらない事態

信用危険※

- 契約相手方の3か月以上の不払
  (商品クレーム等、輸出者に責のある場合を除く)
- 契約相手方の破産
- 破産に準ずる理由
- 外国政府等を相手方とする輸出契約等の船積前の一方的キャンセル
  (民間バイヤーの船積前の一方的キャンセルは一部特約を付帯した場合を除き対象外)

これらの事象発生により…

以下の損失をカバーします

船積前のリスク	船積後のリスク	海外投資のリスク
貨物を**船積できない**ことにより被る損失	貨物**代金**、役務**対価**、**融資金が回収できない**ことにより被る損失	合弁事業者の継続不能や事業休止により**投資資産**が被る損失

※ 非常危険　契約当事者の責任ではない不可抗力的なリスク (Country Risk, Political Riskともいう)
※ 信用危険　海外の契約相手方の責任に帰せられるリスク (Commercial Risk, Credit Riskともいう)

保険商品

貿易一般保険

●輸出・仲介貿易・技術提供のための保険

日本の輸出者等が外国に貨物を輸出、仲介貿易、建設工事等技術提供する場合に、①戦争や革命、テロ、輸入制限・禁止、自然災害といった不可抗力や②取引先の破産等によって船積できないことによる損失、貨物を船積又は技術を提供した後に代金回収不能となる損失をカバーします。

※保険の引受形態は、輸出・仲介貿易・技術提供の契約ごとに引き受ける個別保険（「貿易一般保険（個別保険）」）の他、貨物や企業等の単位で対象となるすべての契約を包括的に引き受ける包括保険（「貿易一般保険（企業総合保険）」等）があります。

●ライセンス輸出のための保険（知的財産権等ライセンス保険）

日本の企業が外国の企業に特許・ノウハウ・著作権等を提供する場合に、①戦争等の不可抗力や②取引先の破産や支払遅延により、ロイヤリティ等のライセンス料が回収不能となった損失をカバーします。

外国パビリオン建設案件向け専用商品（万博貿易保険）

大阪・関西万博の外国パビリオン建設案件向けの専用商品（通称「万博貿易保険※」）です。大阪・関西万博の外国パビリオン建設等を行う日本企業に対し、低廉な保険料で貿易一般保険（技術提供契約等）を提供します。建設工事等における確認済みの対価を回収することができないことによる損失をカバーします。

※原則として、受注した外国パビリオン建設案件すべてについて包括的に保険を利用いただくことを想定していますが、特定案件のみカバーしたい場合は、個別保険として利用いただくことも可能です。なお、本保険は既に外国パビリオン建設契約を締結済の案件についても、利用いただけます。取引スキームはP.33をご参照ください。

保険商品

限度額設定型貿易保険

●特定のバイヤーと継続的に取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が製品等を継続的に供給する輸出契約等を締結するバイヤーを選んで、そのバイヤーと1年間に見込まれる取引額から、自ら事故の際の保険金支払限度額を設定して保険契約を締結するものです。

この保険は輸出契約ごとに保険を申し込む必要はなく、保険契約期間（1年間）中に締結した一定の条件を満たした輸出契約等について自動的に保険関係が成立するため、手続が非常に簡素化されていることが特徴です。

※保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。

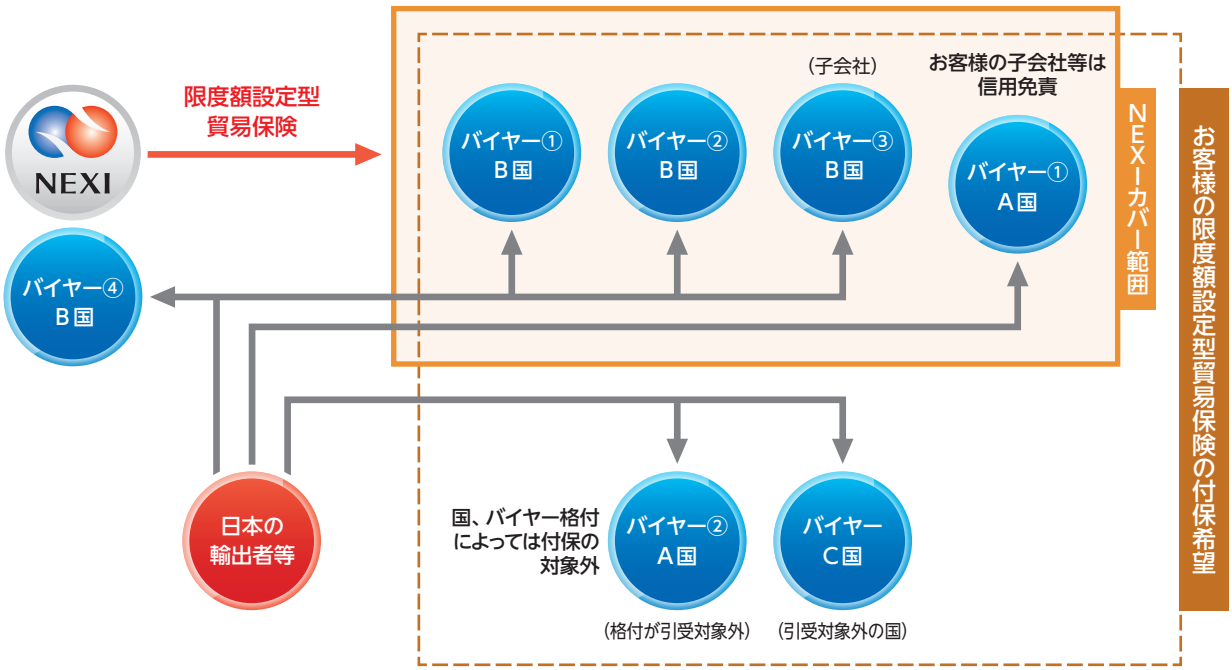

簡易通知型包括保険

●複数のバイヤーと継続的かつ反復的な取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が締結する一定の条件を満たした輸出契約等を包括的に引き受ける年間契約の保険で、輸出契約等に基づき船積を行った代金額等を船積月の翌月末までにまとめて通知することで保険関係が成立します。

輸出契約ごとに保険を申し込む必要はなく、また船積実施後の通知となることから保険契約の内容変更手続が生じることが少ないため、他の保険種に比べ事務手続が簡素化されていることが特徴です。

※保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。

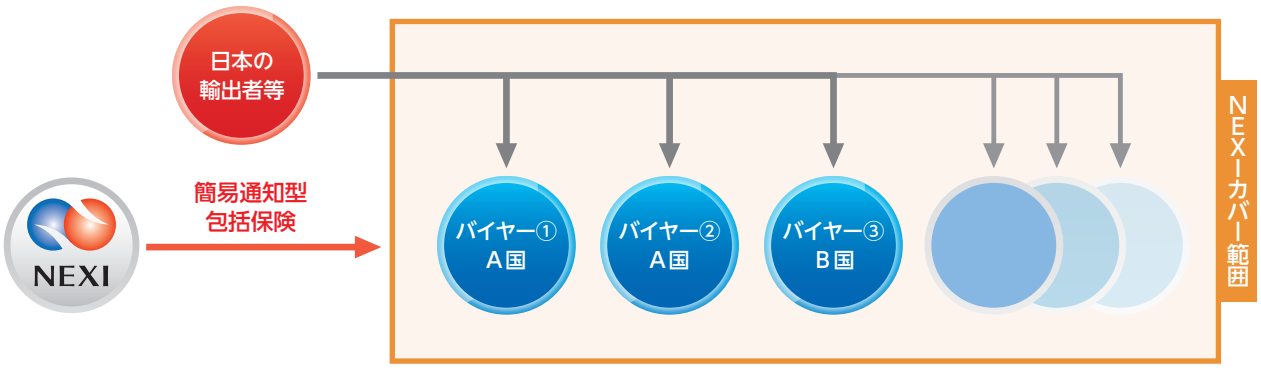

- お客様の子会社等は信用免責
- 国、バイヤー格付によっては付保の対象外

中小企業・農林水産業輸出代金保険

●中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出のための保険

日本の中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出を支援するための保険です。輸出代金の回収不能による損失をカバーし、簡素化された保険申込手続、迅速な保険金支払等、利用者の皆様のニーズに合わせた商品内容となっています。また、この保険は、銀行から融資を受ける中堅・中小企業及び農林水産業従事者が保険契約の申込みと保険金請求権等への質権の設定の手続を同時に行うことが可能な商品です。

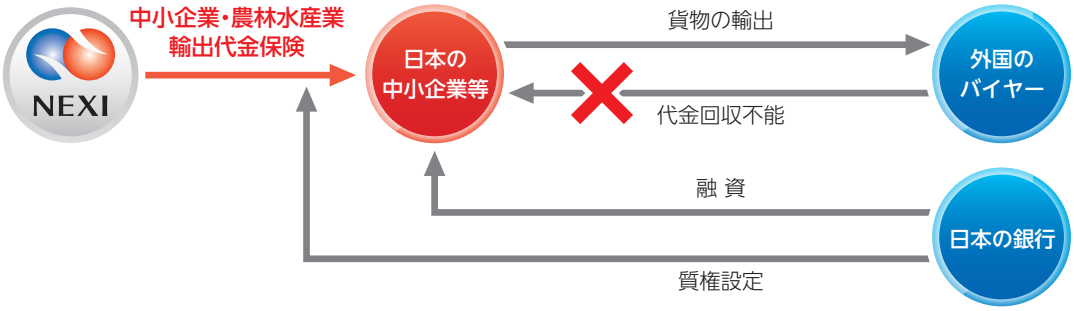

輸出手形保険

この保険は、主として信用状を伴わない荷為替手形を買取った銀行に対しバイヤーの満期不払等のリスクをカバーすることにより、銀行による荷為替手形の買取りが円滑に行われるようにするための保険です。日本の銀行が、輸出代金の回収のために振り出された荷為替手形を買取った場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や②外国の輸入者の破産等によって、その手形が不払になり資金の回収ができないことによる損失をカバーします。

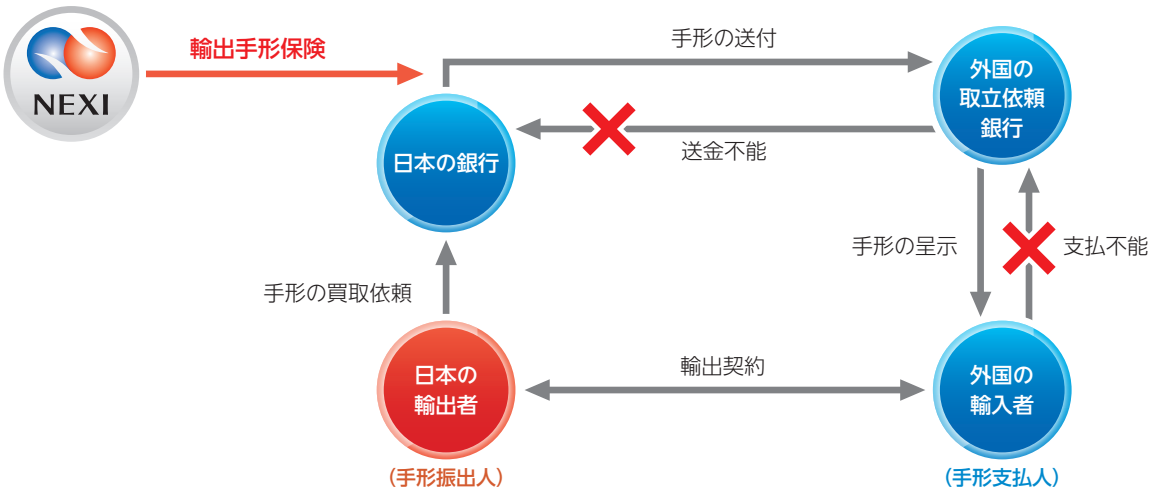

保険商品

前払購入保険

●代金の前払を伴う輸入・仲介貿易のための保険

日本の企業が、前払で外国から貨物を購入する契約を締結したものの、貨物が契約どおりに日本又は他の外国の地域へ引き渡されなかった場合に、あらかじめ前払購入契約で定めた返還条件に基づいて前払金の返還請求をしたにもかかわらず、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②相手方の破産、債務の履行遅滞によって、当該前払金の返還を受けることができないことによる損失をカバーします。

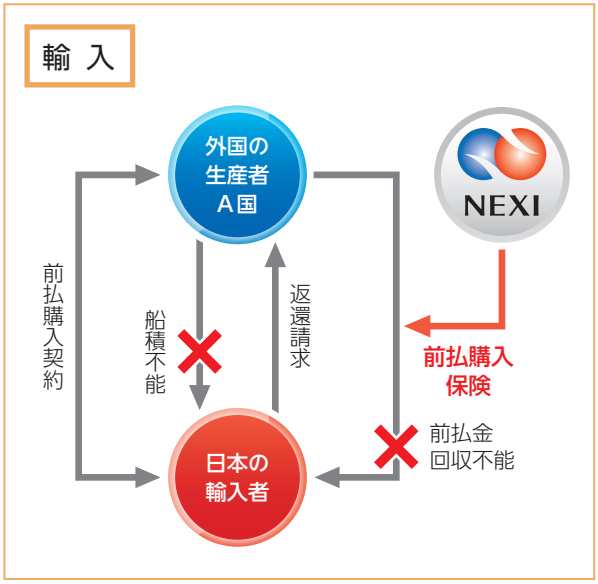

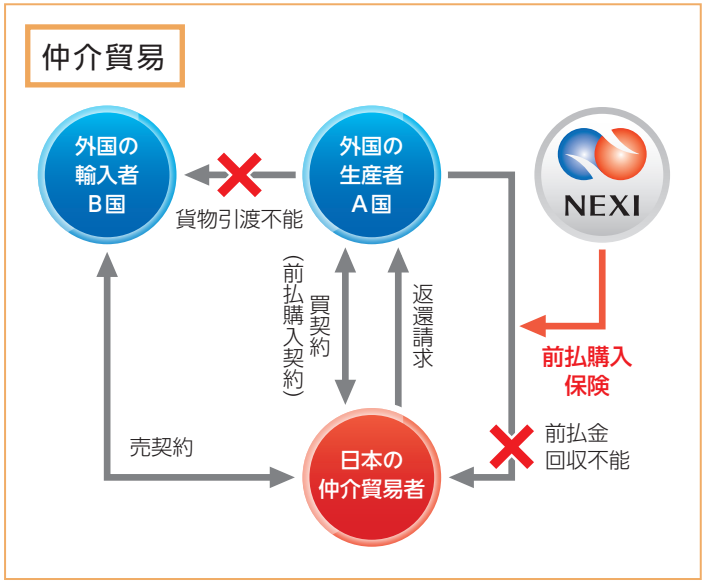

信用状確認保険

●輸出契約等に係る信用状確認銀行のための保険

輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の代金等の決済に係る信用状について確認を行った金融機関を被保険者とする保険です。信用状確認銀行が確認信用状に基づいて日本の輸出者等への支払を行った後、当該信用状の発行銀行から支払を受けるべき期限内に支払が行われないことによる損失をカバーします。

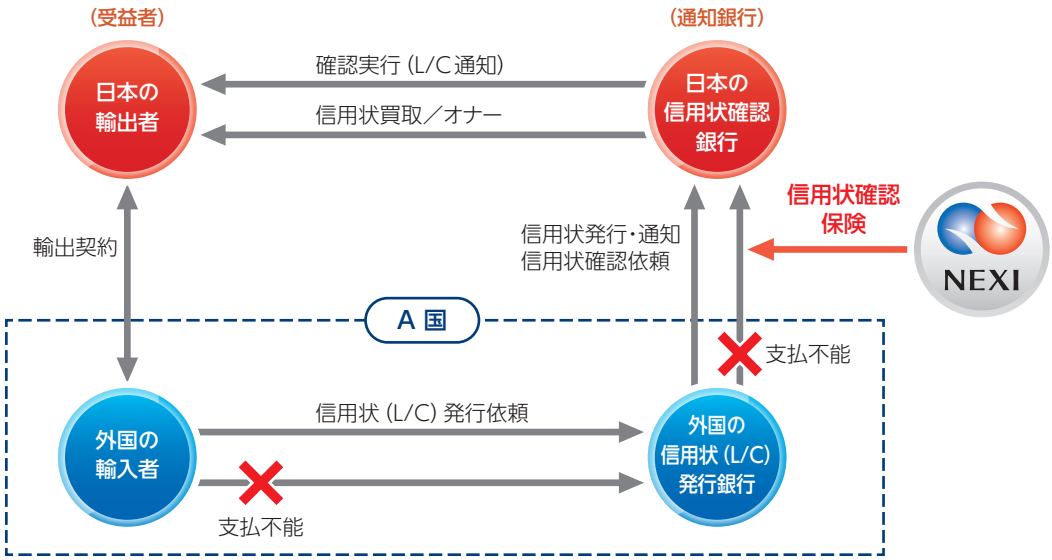

貿易代金貸付保険

●輸出代金等の融資等のための保険（バイヤーズ・クレジット）

日本の銀行等※が、日本からの貨物の購入資金を外国の輸入者に融資等（債券の購入及び保証債務の負担も含みます）した場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②融資先の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金等が償還不能となることによる損失をカバーします。

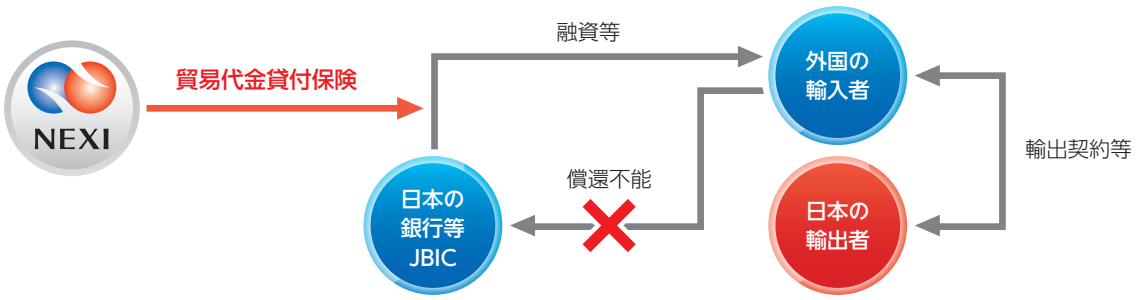

※日本の銀行は、国際協力銀行（JBIC）と協調して融資等を行い、NEXIは民間銀行の融資等について貿易保険でカバーします。

海外事業資金貸付保険

●事業資金の融資又は債券の購入のための保険（貸付金債権等）

日本の企業・銀行等※が、本邦外で行われるプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金（日本からの輸出に結びつかない資金）を融資した場合、又は外国の政府や企業が事業に必要な資金を調達するために発行した債券を購入した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②融資先等の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金等の償還が受けられないことによる損失をカバーします。

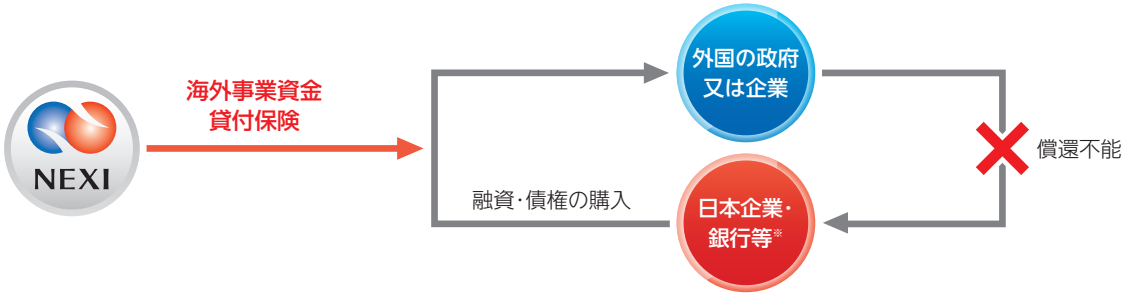

●債務保証のための保険（保証債務）

日本の企業・銀行等※が、海外子会社や外国政府、企業の事業資金の借入金等に係る保証債務を負担した場合に、借入人である当該海外子会社や外国政府、企業が、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②破産等によって債務不履行を発生させたために、保証債務を履行したことによる損失をカバーします。

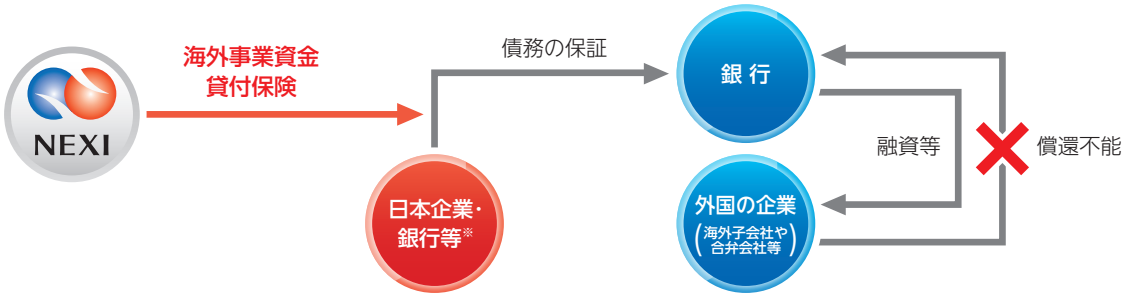

※我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業（重要な資源の取得促進や本邦企業の競争力を促進する事業等）については外国の企業・銀行等も対象となる場合があります。

保険商品

NEXIは、各種取組みや新商品開発等を通じ、インフラシステム海外展開や我が国の資源エネルギーの安定供給確保の他、様々な日本政府の政策に貢献しています。

環境イノベーション保険

再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業及び地球環境保全に資する新技術を活用する事業を対象とする貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険を環境イノベーション保険といいます。

なお、この保険は、日本からの輸出者、当該プロジェクトを実施する日本企業等やファイナンスを供与する金融機関が、環境保全・気候変動対策分野に係る情報開示を積極的に進める場合は、通常の融資保険に比べて高い信用付保率（97.5%）を適用することができます。

LEADイニシアティブ

環境イノベーション保険等を通じたカーボンニュートラルへの貢献やデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成に貢献する案件については、先導性要素（LEADエレメント）を認定し、積極的な融資保険の引受を行います。

※LEADエレメントは以下に例示される分野で適用されます。
LEADING TECHNOLOGIES ＆ BUSINESSES（新分野や新規顧客の開拓等、日本企業の事業拡大に資する案件）
ENVIRONMENT ＆ ENERGY（再エネ・脱炭素関連分野案件）
ALLIANCE（外国政府や外国企業、国際機関等とのパートナーシップ構築に資する案件）
DEVELOPMENT（社会課題解決-SDGs達成への貢献等により、我が国のプレゼンス向上が期待できる案件）

資源エネルギー総合保険

海外からの安定的な資源供給の確保に係る取組みを抜本的に強化するために、資源エネルギー案件のリスクの特性を踏まえ、通常の海外事業資金貸付保険に比べて大幅に低い料率、高い信用付保率（97.5%）を実現する保険です。資源エネルギー総合保険は、海外事業資金貸付保険に特約を付すことで適用されます。

日本の企業・銀行等が、資源開発に資するプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金（日本からの輸出に結びつかない資金）を融資した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の破産や不払によって、貸付金の返済や償還が受けられない損失をカバーします。

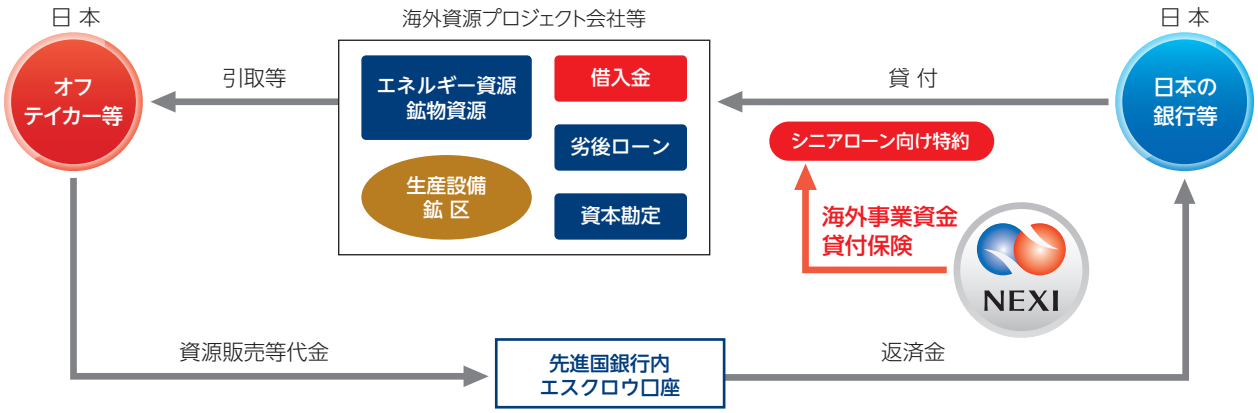

- 本邦事業者によるエネルギー資源・鉱物資源の引取、権益取得又は関連インフラ整備案件※向けに、日本の銀行等が供与するシニアローンが対象となります。
  ※本邦を最終需要地とする引取案件以外は、本邦から当該エネルギー資源等の引き合いを受けた場合に、本邦に振り向けられる蓋然性が高いと判断できる案件に適用されます。
- 通常の海外事業資金貸付保険に比べて低い料率が適用されるのは、先進国銀行内にエスクロウ口座が開設されることが条件となります。先進国銀行内にエスクロウ口座が開設されない場合、通常の海外事業資金貸付保険の料率となりますが、信用付保率は97.5%が適用されます。

リボルビング・クレジット・ファシリティ特約（RCF特約）

日本の企業・銀行等が、リボルビング・クレジット・ファシリティ（RCF）契約に基づく海外事業資金貸付を行う場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先の破産や不払によって、RCF契約上の貸付金の返済や償還が受けられないことによる損失をカバーします。極度枠内で資金貸付及び返済が繰り返し行われるという特徴的な融資形態に合わせた特約となっています。

スワップ取引保険

●金利スワップ取引のための保険

融資契約に係る金利支払に関して金利スワップ取引がアレンジされている場合において、金利スワップ取引の解約清算金等の回収不能が発生したことによる損失をカバーします。

ただし、スワップ取引保険の利用に当たっては、金利スワップ取引の対象となる貿易代金貸付又は海外事業資金貸付について、貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険も併せて利用いただく必要があります。

▶融資契約の日本の銀行等とスワップ提供者が異なる場合

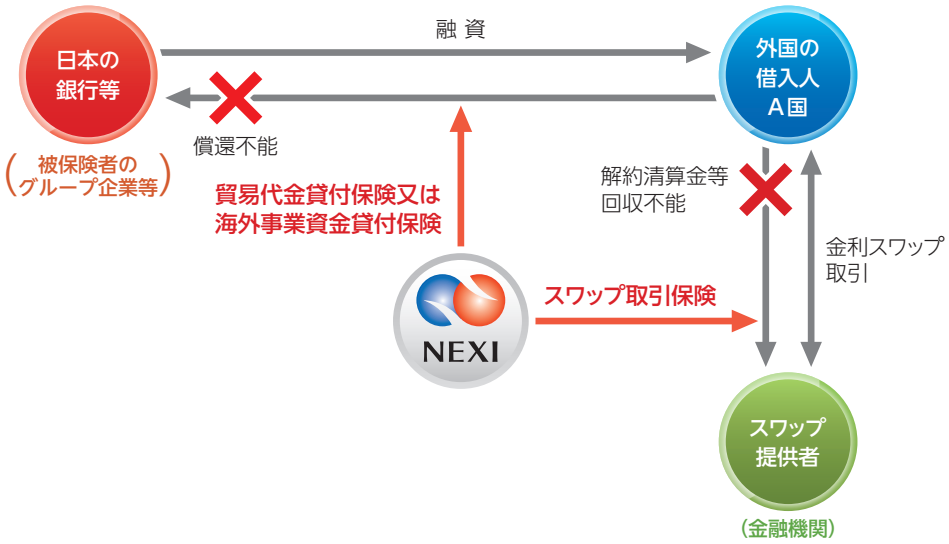

▶融資契約の日本の銀行等とスワップ提供者が同一である場合

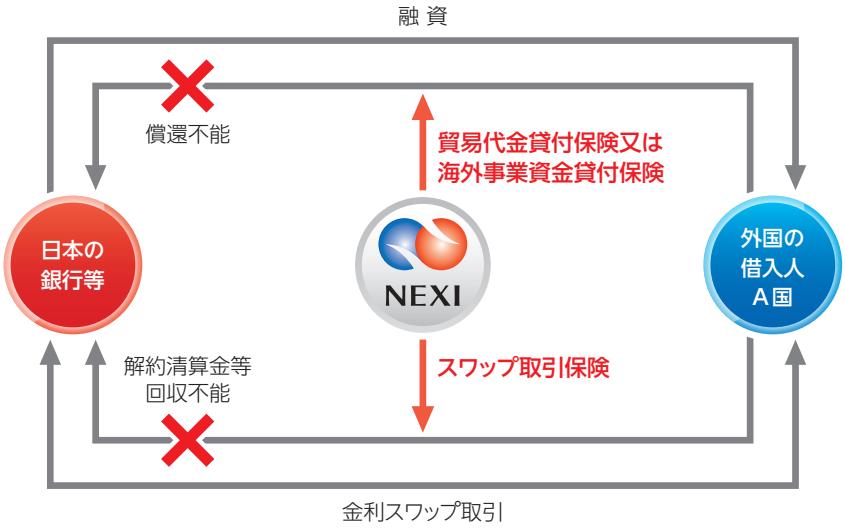

保険商品

海外投資保険

●外国企業への出資のための保険（株式等）

日本の企業が、海外で子会社や合弁会社を設立した場合に、戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって、その会社が事業を継続できなくなること等による損失をカバーします。また、日本の企業が出資した子会社が、同一国内又は第三国でそれぞれ複数の事業会社を孫会社として設立して事業を展開した場合において、そのいずれかの孫会社が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなくなったときは、（他の孫会社が事業を行っていても）当該孫会社が事業を継続できなくなることによる損失をカバーします。

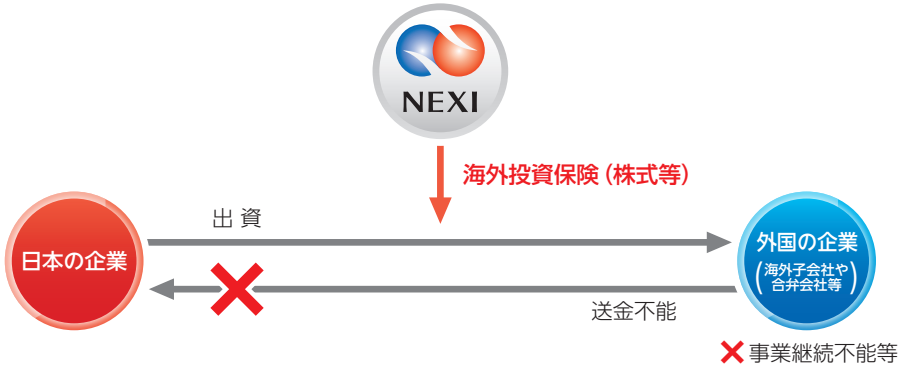

※資源権益の確保等に伴い事業者が支払うこととなるプレミアム分（いわゆる「のれん代等」）についても海外投資保険の対象とすることができます。
※海外投資保険には上記の出資に対する保険（株式等）以外に不動産に関する権利等の取得に対する保険（不動産等）もあります。

上記の他、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止により配当金を日本又は子会社等の所在国に送金できないことによる損失も力バーします。

本保険では、特約を付すことでより広範囲のリスクをカバーすることができます。

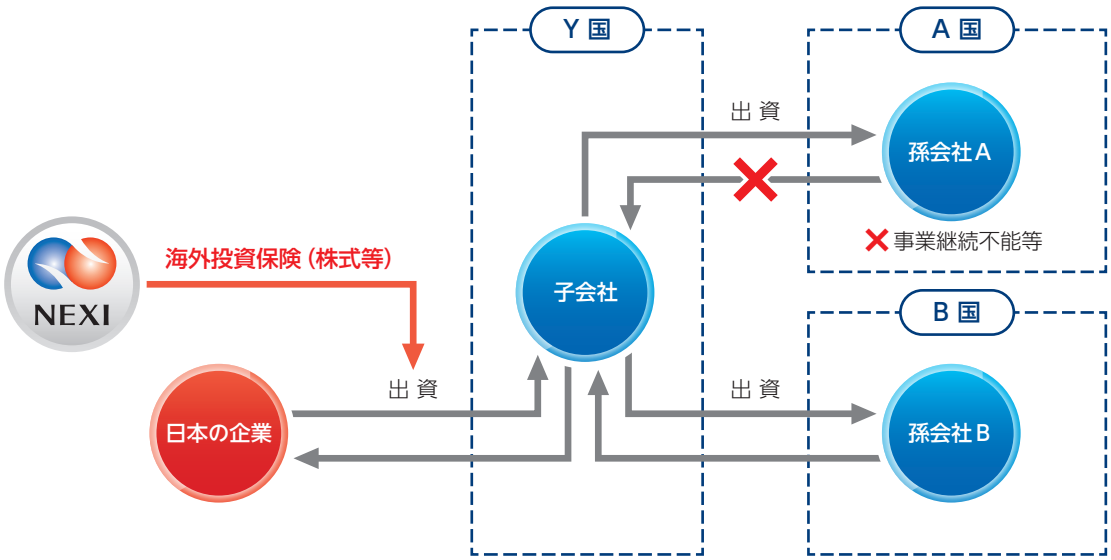

事業拠点等特約

日本の企業が出資した子会社が、子会社と同一の国内で複数の事業拠点を有する場合において、そのいずれかの事業拠点が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなくなったときは、(他の事業拠点が事業を行っていても) その事業拠点が事業を継続できなくなることによる損失もカバーします。

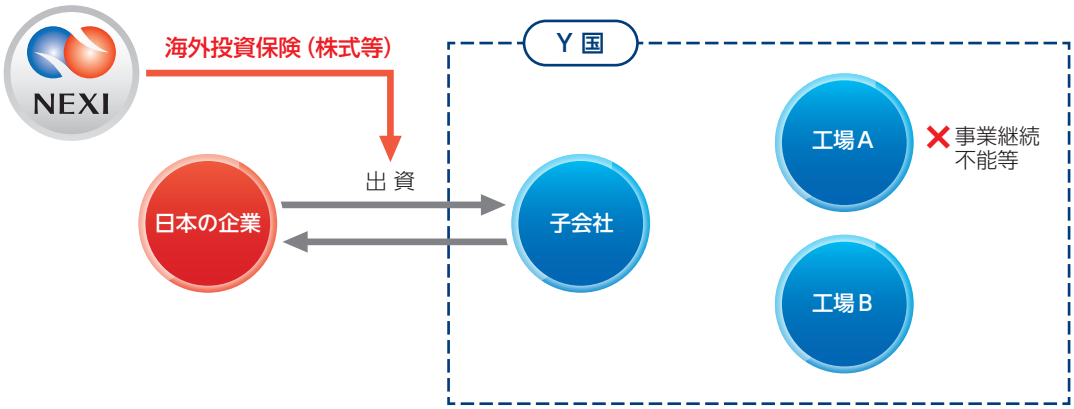

フロンティング

シンガポール・香港・タイ・英国・ベトナム・アラブ首長国連邦 (ドバイ) の日系企業が、同国内外のバイヤー向けに製品等を継続的に販売する輸出契約等について、1年間の取引額に対して保険金支払限度額を設定し、主にバイヤーの破産や支払遅延によって代金回収不能となる損失をてん補します。

NEXIは再保険の形で関与し、現地の日系損害保険会社を通じて保険商品を販売することから「フロンティング」と呼んでいます。

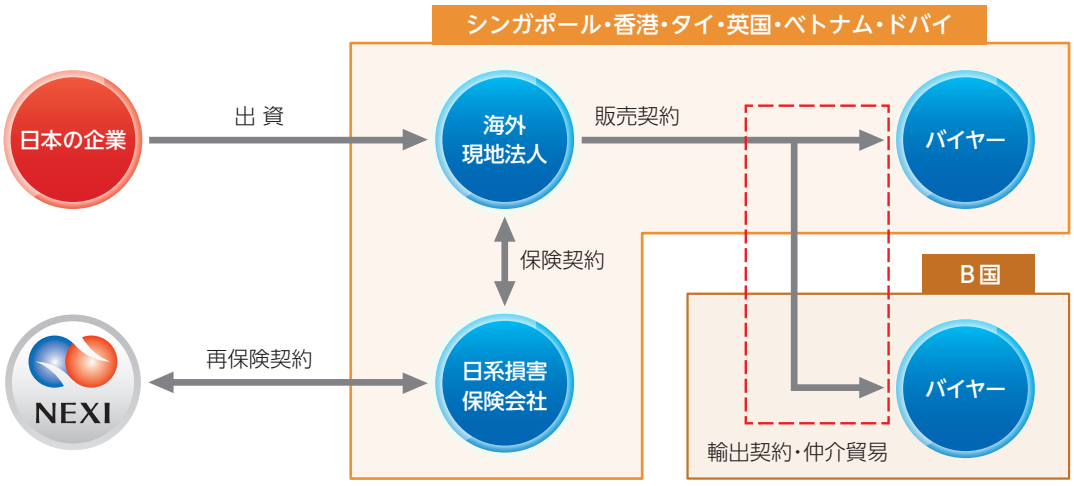

保険商品

貿易保険手続の流れ

保険の申込手続

この図は、貿易一般保険（個別）を例にしたイメージ図です。

※保険種によって異なる場合があります。

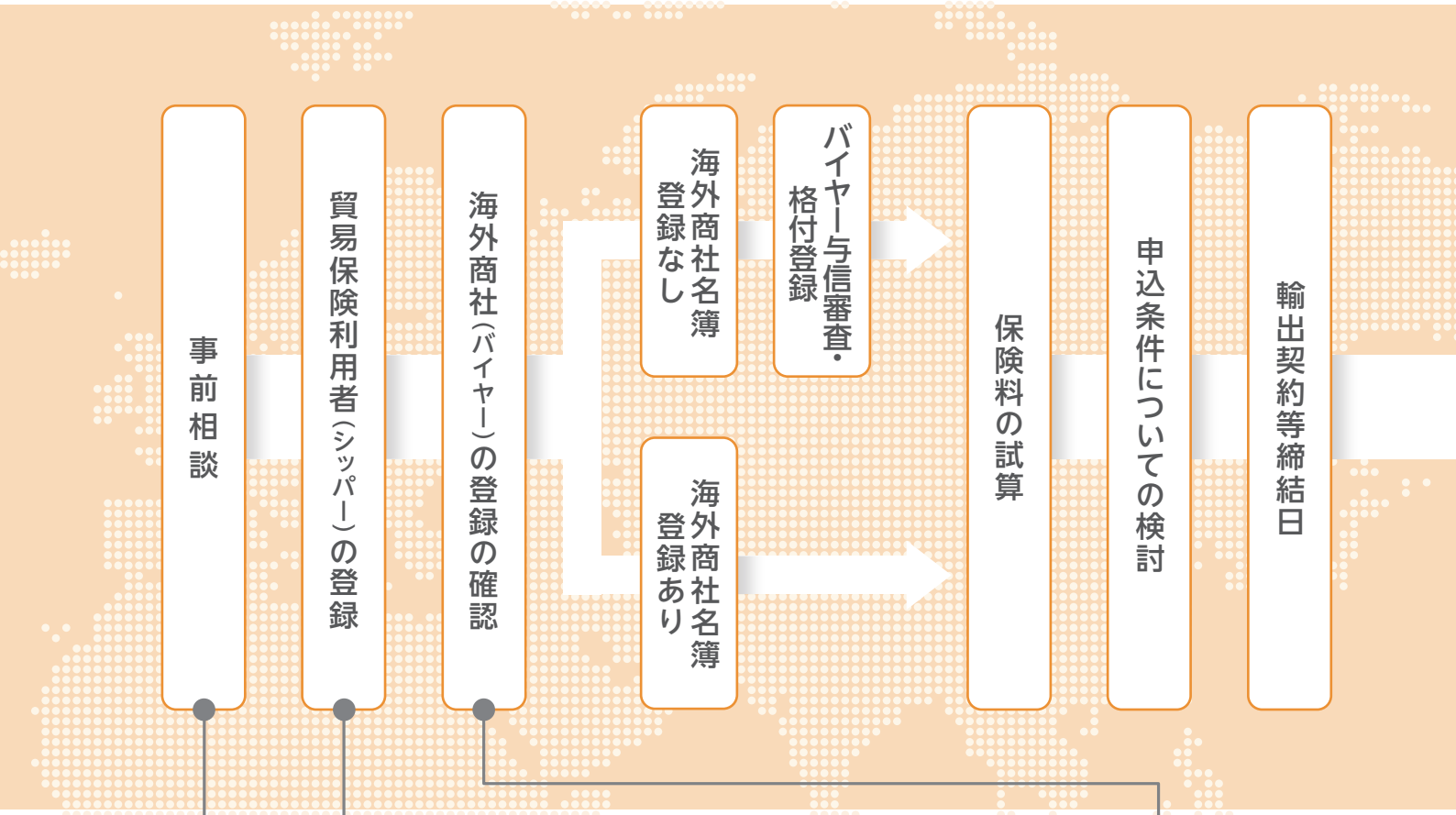

事前相談

審査などに時間を要する場合もありますので、時間に余裕を持ってご相談ください。

特に、償還期間が２年以上となる融資契約や海外投資等については、契約内容を個別に審査して引受可否を判断することになりますので、お取引検討の初期段階からご相談ください。

貿易保険利用者（シッパー）・Webユーザー登録

貿易保険を初めてご利用される場合、保険申込みの前に保険利用者及びWebユーザーのご登録（無料）をいただきます。

※既に貿易保険利用者のご登録済みの場合で、Webユーザー IDをお持ちでない場合は、Webユーザー登録をお申込みください。

海外商社（バイヤー）の登録

貿易保険のお申込み前にお取引の相手方（輸出契約等の相手方又は支払人を指し、保証銀行を含みます。以下「海外商社（バイヤー）」といいます）が海外商社名簿に登録されているか確認します。登録がない場合は、当該海外商社（バイヤー）の与信審査・格付登録の手続をご案内します。

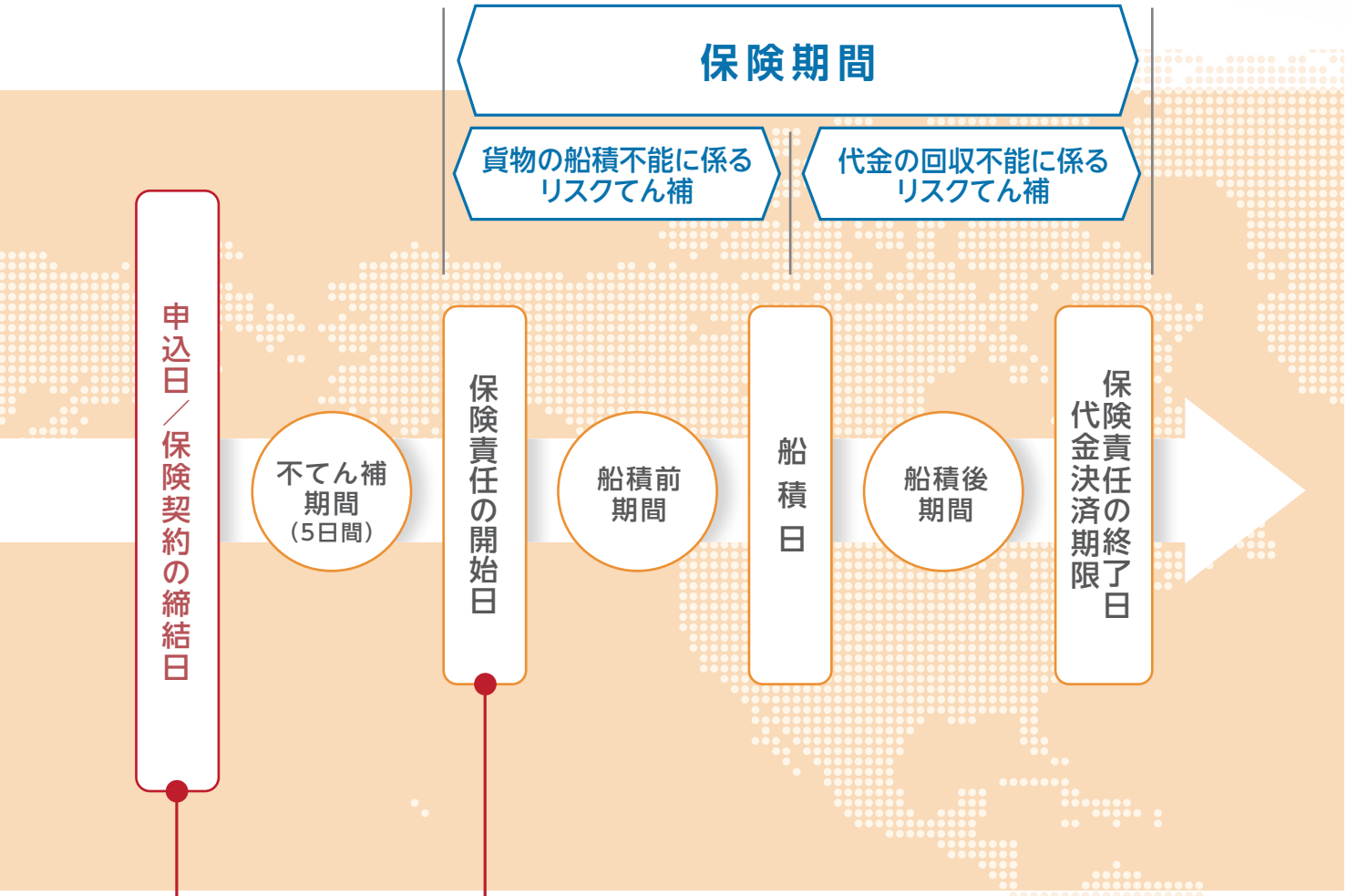

申込み可能期間

輸出契約等の締結日以降、船積日から起算して5営業日後の日までお申込み可能です。

保険契約の締結日は、申込日となります。

保険期間

船積前の期間のうち、保険契約締結日から5日間は免責期間です（船積後の場合は、免責期間はありません）。

Webユーザーページでできること

Webユーザー登録をお申込みいただきますと、Webユーザー IDが発行され、ユーザーページのご利用が可能になります。

ユーザーページでは、海外商社（バイヤー）検索、保険料試算等のサービスを無料でご利用いただけます。また、海外商社登録や貿易保険（一部の保険種を除きます）の各種お手続が可能です。

貿易保険手続の流れ

保険金支払の手続

この図は、貿易一般保険（個別）の代金回収不能の事故を例にしたイメージ図です。

※保険種によって異なる場合があります。

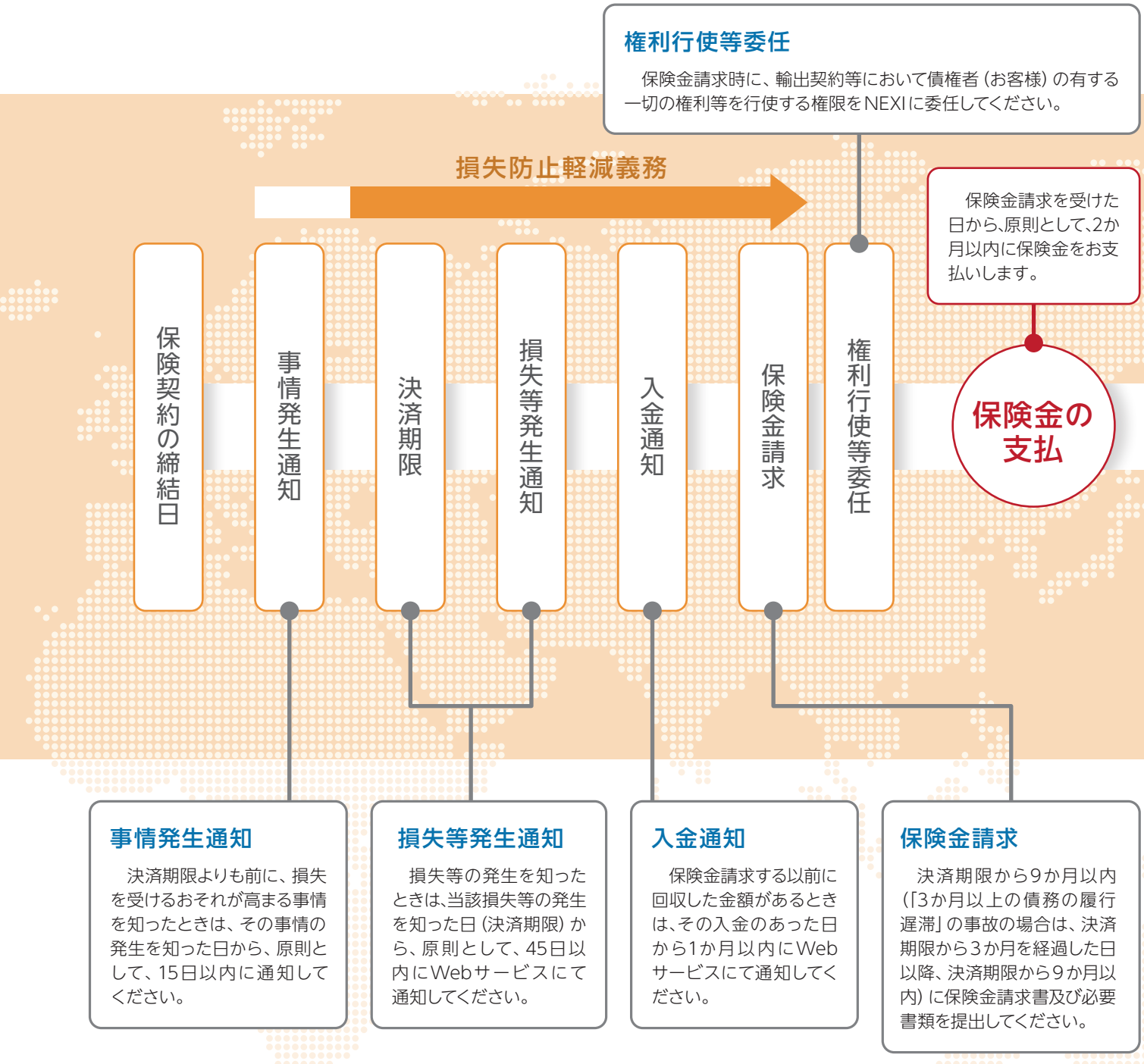

債権回収の一手段としての「パリクラブ」

パリクラブ（Paris Club）は債務国の債務救済を協議するために、主要債権国政府が集まって議論する会議です。1956年の発足以来、法的拘束力のない緩やかな集まりとして、「パリクラブの原則」に基づき活動しています。

パリクラブでは、債務支払が困難に陥った債務国政府とその債権国政府の代表が債務救済（リスケジュール等）について協議をしています。パリクラブ回収の期間は長期間にわたる傾向がありますが、パリクラブ協議のメリットは、対外債務の支払に十分な外貨を持ち合わせていない債務国から、債権国間の公平性を確保しながら確実に債権を回収することができる点にあります。

回収方針の策定

保険金請求後の回収方針の策定はNEXIが行います。

回収実施の主体

- NEXIの提携するサービサー（債権回収業者）
- 被保険者（お客様）
- NEXI及び日本政府（パリクラブ等での相手方政府との交渉）

回収協力義務

- 回収に必要な措置の実施をNEXIより被保険者（お客様）に指示した場合は、被保険者（お客様）にはその指示に従う（回収協力）義務があります。
- 「NEXIの提携するサービサー」が回収の実施主体となるケースでも、被保険者（お客様）に協力をお願いすることがあります。

TOPICS

経済協力開発機構（OECD）

1 輸出信用保証部会（ECG会合及び参加国会合）

OECDは国際経済全般について協議することを目的に1961年に設立され、日本は1964年4月に加盟しました。OECD貿易委員会の下部組織である輸出信用保証部会では、各国輸出信用機関（ECA）間の情報交換やNEXIの貿易保険を含む公的輸出信用に係る議論が行われています。NEXIは日本のECAとして、経済産業省等の関係省庁と共に、議論に積極的に参加しています。

また、近年は公的輸出信用分野における金融条件の議論に加え、環境問題、気候変動、贈賄問題や持続可能な貸付といった、ECAの果たすべき社会的責任についても重点的に議論が行われています。

2 OECD公的輸出信用アレンジメント

OECDでは、輸出信用の秩序ある利用と公平な競争環境条件の維持を目的として、参加国間で共通の輸出信用に関するルールであるOECD公的輸出信用アレンジメントを定めています。本アレンジメントは、各ECAが輸出信用を供与する際の共通の条件（最低保険料水準、頭金、最長償還期間、最低貸出金利及び償還方法等）を規定しています。また船舶、原子力発電所、航空機及び再生可能エネルギー・気候変動緩和技術・水関連プロジェクトなどについては、アレンジメント本則とは別に各セクターの特徴を考慮した条件を適用することができます。NEXIによる輸出信用の供与も、このアレンジメントに従って実施されています。

3 環境への取組み

OECDでは、2001年の環境コモンアプローチの策定以降、定期的な見直しによる取組みの向上を図っており、2016年4月に4度目の見直しが行われました。NEXIでは、環境コモンアプローチを踏まえた「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を定め、これに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトにおいて環境社会配慮が適切になされるよう取り組んでいます。

4 贈賄防止への取組み

不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを禁じた1997年のOECD贈賄防止条約と、2006年の公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告を受け、NEXIでは贈賄防止に対する取組みを行ってきました。2019年3月に当該勧告が改訂されたことから、改訂内容を踏まえた贈賄防止への取組みを強化しています。

NEXI概要・組織運営

法人概要	62
経営計画	64
人財育成	65
業務運営・管理体制	66
組織図	70
所在地	71
TOPICS	72

法人概要

名　　称	株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)
設立年月日	2017年4月1日
設立根拠法	貿易保険法
目　　的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うこと。
主務大臣	経済産業大臣
資本金額	1,693億5,232万4,369円 (政府全額出資)
役　　員	代表取締役社長　黒田 篤郎 代表取締役副社長　石川 和洋 専務取締役　本道 和樹 取締役　望月 正史 取締役 (社外取締役)　谷崎 勝教 監査役　大井 麻理 監査役 (社外監査役)　松井 智予 監査役 (社外監査役)　武井 洋一
役職員数	277名 (2025年4月1日時点)
業務の範囲	一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 四. 貿易保険以外の保険 (通常の保険を除く。) であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 五. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。
沿　　革	1999年 7 月　独立行政法人通則法成立 1999年12月　貿易保険法等の一部を改正する法律成立 2001年 4 月　独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) 設立 2015年 7 月　貿易保険法等の一部を改正する法律成立 (2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行) 2017年 4 月　株式会社日本貿易保険 (NEXI) 設立 [参考:1950年3月 輸出信用保険法成立。以降、輸出保険、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省(旧通商産業省)にて運営。]
国　　内	東京本店　大阪支店
海　　外	シンガポール支店、パリ事務所、ニューヨーク事務所

役員

(後列)　　望月取締役　　谷崎取締役（社外取締役）
(前列)　石川代表取締役副社長　　黒田代表取締役社長　　本道専務取締役

松井監査役（社外監査役）　　大井監査役　　武井監査役（社外監査役）

経営計画

中期経営計画（2025～2027年度）

企業理念の実現のため、中期経営計画期間（2025年度から2027年度）においては、以下の三つの柱の下で計画を策定し、業務を実施しています。

「10年後のあるべき姿」へ到達すべく、今後３年間で実施する３つの取組

10年後も海外ビジネスへ挑む日本企業に安心を提供できる組織であり続けるため、2027年度までの３年間で実施すべき取組

柱Ⅰ　貿易保険を通じた安心の提供と政策実現への貢献

貿易保険の利用拡大及び国の政策実現への貢献のための取組に係る柱。
質・量ともに引受拡大を目指すとともに、広報戦略強化や情報発信を通じて、貿易保険制度の認知度向上を図る。

柱Ⅱ　統合的リスク管理の高度化とコンプライアンスの推進

統合的リスク管理の高度化及びコンプライアンスの推進に係る柱。
貿易保険を提供し続ける使命を持つ公的機関として、リスクを統合的に管理して財務の健全性を維持するとともに、より公正・正確かつ効率的・安定的な事業運営を行う。

柱Ⅲ　これからのNEXIを支える経営基盤の強化・拡充

経営基盤の強化・拡充に係る柱。
NEXIの一層の経営基盤の強化に必要な期間を10年間と想定し、NEXIがよりサステナブルで効率的な組織となるために必要な人財・資本・システムといった経営基盤の強化・拡充を図る。

	大項目	小項目
柱Ⅰ 貿易保険を通じた安心の提供と政策実現への貢献	(1) 我が国企業の海外における様々な事業活動に対する幅広い積極的な支援	① 我が国企業による輸出、海外投資、融資等の海外展開の拡大に資する積極的な保険引受 ② 在外日系企業支援に資する再保険引受の拡充
	(2) 貿易保険の利用拡大を通じた中堅・中小企業の海外展開支援	① 中堅・中小企業の保険利用の拡大に向けたネットワーク拡充と営業推進 ② 中堅・中小企業を含む顧客拡大に向けたサービスの向上
	(3) 主要政策の実現及び社会的課題の解決に資する貢献への取組	① DX、スタートアップ、海外インフラ、GX、新技術、グローバルサウス支援、重要物資等の安定供給のためのサプライチェーン強靭化など、国の主要政策の推進への貢献 ② 各国輸出信用機関や国際機関との国際連携・アライアンス強化 ③ 貿易保険を取り巻く国際ルールに関する議論への貢献
	(4) 商品・制度の充実及びその他の貿易保険サービスの向上	① お客様ニーズを踏まえた保険商品・制度の開発・見直し ② 10年後を見据えた保険商品の将来像の設計 ③ 完全オンライン手続化を目指す取組 ④ 迅速かつ着実な保険金支払の実施 ⑤ カントリー情報、バイヤー情報の提供及びアドバイザリー機能強化による顧客サービス向上
	(5) 社会的課題への取組に関する情報公開の推進と貿易保険の認知度向上・利用促進のための広報戦略強化	① サステナビリティ関連開示の推進 ② 記者会見、ウェブサイト、年次報告書などの広報ツールの活用等による貿易保険及びNEXIの認知度向上
柱Ⅱ 統合的リスク管理の高度化とコンプライアンスの推進	(1) 保険引受リスクへの対応	① 統合的リスク管理の推進 ② 個別リスク管理手法の高度化 ③ 集中リスク管理の実施・強化 ④ 戦略的な出再の実施 ⑤ 保険料率検証の強化
	(2) 資産運用・流動性リスクへの対応	① ALM運用の高度化 ② 資産運用実施体制の整備
	(3) オペレーショナルリスクへの対応及びコンプライアンスの推進	① 事務の正確性・効率性向上 ② BCPの強化 ③ ITガバナンスの強化 ④ コンプライアンスの一層の推進
柱Ⅲ これからのNEXIを支える経営基盤の強化・拡充	(1) これからのNEXIの挑戦を支える人的基盤の強化及び組織風土の醸成	① 適正かつ必要な規模の人財確保・維持による人的基盤の量的な充実 ② これからのNEXIの成長に必要な能力と意欲を有する人財の育成による人的基盤の質的な充実 ③ 適正な人事評価の実施や挑戦の機会の提供を含む事業環境の変化に対応できる組織風土の一層の醸成
	(2) 業務インフラとしてのITシステムの安定的稼働を実現するための基盤強化	① 業務基盤システムの安定的稼働の実現 ② 将来的な業務基盤システムの機能の拡大・見直し ③ 業務基盤システム以外の情報システムの安定的稼働と強化
	(3) 業務の効率化・合理化に向けたAIなどのITツールの積極的な導入と活用	① 技術導入の前提となる業務の簡素化・合理化への取組 ② AI技術などの積極的な導入と活用
	(4) 積極的な損失防止活動への支援及び回収活動を通じた財務基盤の強化	① 損失額の軽減及び回収額の最大化への取組 ② 損失防止活動及び回収活動の効率化への取組

人財育成

多様な人財の育成と活躍の支援

NEXIでは、多様な人財が高い専門性を身につけて成長・活躍し、企業理念を実現できるよう、様々なキャリア支援策を提供しています。

キャリア支援

1 知識の習得

「必須研修」では、貿易実務、簿記、財務、コンプライアンス、ハラスメント防止などNEXI職員として必要な知識の習得に取り組み、年次や等級に応じた階層別研修を通じて知識やスキルを深めていきます。「任意研修」では、国家資格等の取得をはじめ、語学研修や経営・法科大学院などでの自己啓発研修の他、海外大学院への留学など専門的な知識の習得支援を行います。

また、2024年度は、デジタル人財育成にも力を入れ、ITパスポートや統計検定（データサイエンス基礎）に多くの職員が挑戦・取得し、職場全体のITリテラシー向上につながりました。

キャリア支援

2 トレーニー制度

将来のキャリア形成や部署間の相互理解を目的に、年に数日間の社内トレーニーを実施しています。また、2か月程度海外支店で業務を行うトレーニー制度（公募）も実施し、2024年度は10名の若手職員が海外支店で経験を積みました。

キャリア支援

3 ポストチャレンジ制度

キャリア支援策の一環として、職員の自発的なキャリア形成を促し、加えて、能力と意欲のある職員を積極的に登用することで組織の活性化をはかることを目的として、ポストチャレンジ（管理職の社内公募）を行っています。2024年度は、新卒7年目の職員が本制度に応募し、管理職として活躍をしています。

キャリア支援

4 ダイバーシティ推進

女性職員の採用、育成、管理職登用については、重要な人事戦略の一つとして位置づけており、2024年度も積極的に女性職員の採用及び管理職登用に取り組みました。その結果、2024年度末時点において、全管理職の3割を超える32.7%が女性管理職となっています。

キャリア支援

5 重層的なサポート

上司による1on1ミーティングや評価者面談、メンター制度、人事面談、人事部による若手職員向けグループ面談等、重層的にキャリア形成や職員一人一人の成長をサポートしています。

業務運営・管理体制

コーポレートガバナンス

●監督・評価及び業務執行について

NEXIは、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加えて、評価委員会、コーポレートガバナンス委員会、経営会議、アドバイザリーグループを設置することで、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等に取り組むこととしています。

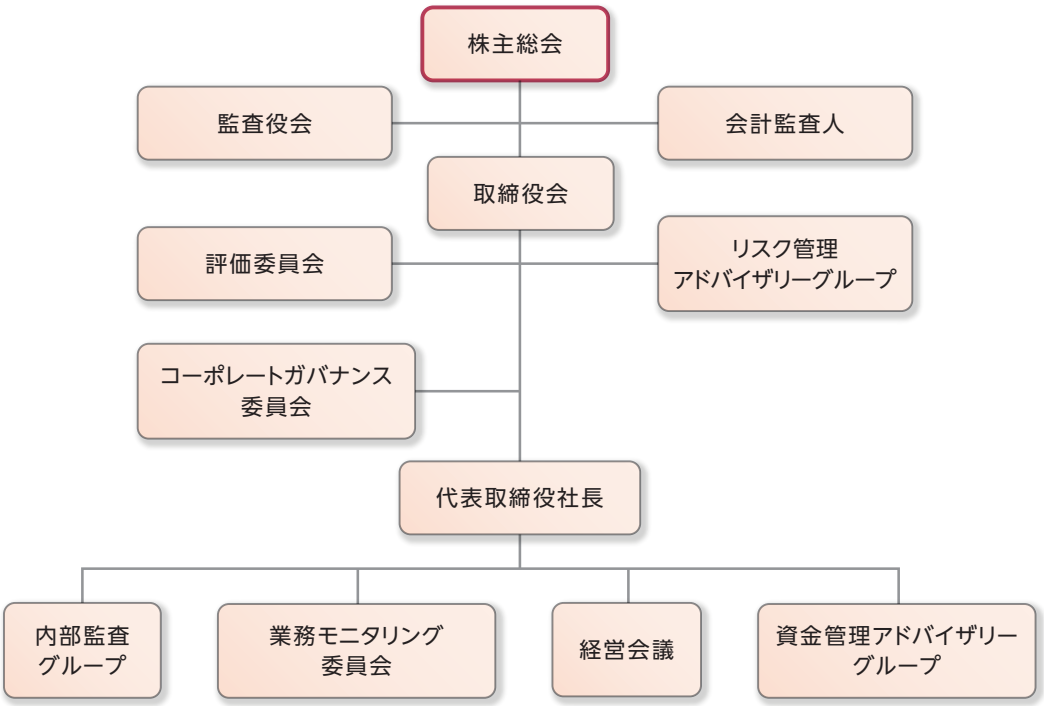

取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定とNEXIの業務執行の監督を行っています。取締役会は5名の取締役で構成され、うち1名が会社法に規定される社外取締役です。社外取締役は、NEXIの代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点からNEXIの業務執行の監視・監督を行います。

監査役会

監査役会は、会社法等諸法令、定款諸規則などに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監督を行っています。監査役会は3名の監査役で構成され、うち2名が会社法に規定される社外監査役です。社外監査役は、常勤監査役と連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、NEXIのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役会事務局を設置しています。

評価委員会

評価委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成され、NEXIの業務及び運営の状況や、NEXIの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価を行います。

コーポレートガバナンス委員会

コーポレートガバナンス委員会は、社外委員を中心とした取締役会の諮問機関であり、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び会社全体の内部統制システムが機能しているかの検証をしています。

経営会議

経営会議は、役員等で構成される会議体であり、経営に関する重要な事項について審議します。

アドバイザリーグループ（リスク管理／資金管理）

リスク管理アドバイザリーグループは、リスク管理に関する取締役会の助言機関として、資金管理アドバイザリーグループは資金管理に関する社長の諮問機関として、それぞれ社外の有識者の専門的な知見に基づき助言を行います。

業務モニタリング委員会

業務モニタリング委員会は、会社の業務執行の過程で発生した重要な問題や改善に関する提案などの事項について審議します。

●国の関与について

NEXIは、国が100%出資する株式会社であり、主務大臣からの監督、会計検査院検査、主務省による検査等の統制の下で貿易保険事業を運営しています。

●内部統制基本方針について

NEXIは、会社法に則り、会社の業務の適正を確保するための体制の整備などについて内部統制基本方針を定め、規則の制定その他体制の整備を行っています。

コンプライアンス推進

NEXIは、貿易保険制度を担う政策金融機関として求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、常に法令等を遵守し公正な事業運営を行うべく、コンプライアンスを経営における最重要課題の一つとして位置付け、以下の取組みを行っています。

●コンプライアンスルールの周知・徹底

- NEXIは、役職員が、法令及び定款に適合し、また適正かつ健全な事業活動を遂行するため、コンプライアンス基本方針を定めています。
- NEXIは、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシー、その他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整備しています。
- NEXIは、役職員として知っておくべきコンプライアンスに関する基本事項、遵守しなければならない重要な法令やルール、内部規則類を解説したコンプライアンスマニュアルを作成し、役職員のコンプライアンスに関する理解の促進に努めています。また毎年、コンプライアンス推進の年度計画（コンプライアンス・プログラム）を策定し、コンプライアンスに関する研修や啓発活動を行うなど、周知・徹底に努めています。

●コンプライアンス遵守・推進体制

- NEXIは、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び会社全体の内部統制システムの機能状況の検証を行うコーポレートガバナンス委員会を置いています。
- NEXIは、各部支店にコンプライアンスに関する責任者（部支店の長）を置き、コンプライアンス態勢の整備、各部店における取組みを推進しています。
- NEXIは、法令遵守・コンプライアンスに関する取組みの統括部署として、法務・コンプライアンスグループを設置し、法令等の遵守徹底とコンプライアンスの推進をしています。
- NEXIは、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう報告ルートを定めるとともに、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

●反社会的勢力等に対する方針

- NEXIは、反社会的勢力等と一切の関係を持たず、反社会的勢力等に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力等からの不当な要求を断固として拒絶します。

リスク管理

NEXIは、我が国唯一の貿易保険事業を担う公的機関として、貿易保険事業を健全に運営するために必要な統合的リスク管理を行っています。外部有識者で構成されるリスク管理アドバイザリーグループの助言を受けつつ、統合的リスク管理態勢の強化等の取組みを推進しています。

●統合的リスク管理

統合的リスク管理基本方針

NEXIは、統合的リスク管理基本方針において、長期での収支相償を確保し、貿易保険制度の目的を達成するために、会社が直面する種々のリスクをリスクカテゴリーごとに適切に管理することに加え、把握した全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールすることを「統合的リスク管理」と定義した上で、取締役会によるモニタリング・指示の下、法務・リスク管理部リスク管理グループが統括することを定めています。具体的な管理方法として、重要なリスクの洗出・評価、ストレステストの実施、資産負債の総合的な管理（ALM）に加え、「保険引受リスク」、「資産運用・流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」のカテゴリーについて管理統括部署及び担当部署がリスク管理状況をモニタリング・コントロールすることで、適切かつ統合的に管理する態勢としています。

保険引受リスク管理

NEXIは、保険引受リスクについて、通常の予想の範囲を超える保険金支払による流動性及び資本の大幅毀損リスクと定義した上で、引受に際し、営業担当部門がお客様から頂いた情報に加え、審査部や海外事務所、専門調査機関の収集した各種データを基にカントリーリスクを含めたリスク評価を行っています。また、与信先国や与信先企業、プロジェクトの状況をモニタリングし、与信状況の変化を引受方針に反映させています。

さらに、個別案件単位のリスク評価・与信管理に加え、引受ポートフォリオ全体を対象に、リスク量（VaR※）を用いた定量的な管理や、集中度分析等の集中リスク管理を行っている他、出再等を通じ、集積リスクの適切な管理に努めています。

※バリュー・アット・リスク：一定の確率の下で推定される最大損失見込額

資産運用・流動性リスク管理

NEXIは、資産運用・流動性リスクに含まれるリスクとして、①「市場リスク（金利や為替などの変化により資産や負債の価値が変動し、損失が発生するリスク）」、②「信用リスク（信用供与先や再保険先の財務状況の悪化等により、損失が発生するリスク）」、③「流動性リスク（資金繰りリスク。巨大災害など、予想を超える資金流出等により資金繰りが悪化し、必要な資金確保が困難になったり、通常よりも著しく不利な条件で取引を余儀なくされ損失が発生するリスク）」、④「市場流動性リスク（市場の厚みが不足し、資産を売却できなかったり、著しく低い価格での売却を余儀なくされた結果、損失が発生するリスク）」を定義した上で、資産負債の総合的な管理の考え方に基づき各リスクのモニタリング・コントロールを行っています。具体的には、多額の保険金支払が一時に集中するなどの貿易保険の負債特性を踏まえ、安全性と流動性の確保を重視し、運用先を預金及び日本国債・地方債・政府機関債等や米国債・国際機関債等の安全性の高い債券に限定した資金管理方針を定めている他、保有資産の有する為替リスクや金利リスクについて、リスク量（VaR）を用いた定量的な管理を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

オペレーショナルリスク管理

NEXIは、オペレーショナルリスクに含まれるリスクとして、①「事務リスク（会社の役職員や委託先の業務上の事故・不正・ミス等を原因として、事務を適切に行わなかったことにより、業務上の支障や損失が発生するリスク）」、②「システムリスク（ITシステムの開発や保守・運用、利用に関連して業務上の支障や損失が発生したり、お客様や会社の情報が漏えいするリスク）」、③「情報漏えいリスク（会社の役職員や委託先等が、機密情報等の取扱いを適切に行わなかったことにより、業務上の支障や損失が発生するリスク）」、④「制度・法務リスク（国際協定や国内外の法令・契約等に抵触し、罰則の適用を受けるなどの損失を被ったり、法的紛争の発生や貿易保険制度や関連する協定の変更等により、業務上の支障や損失が発生するリスク）」、⑤「人的リスク（必要な人材の不足やハラスメント、不適切な人事労務管理等により、業務上の支障や損失が発生するリスク）」、⑥「風評リスク（会社に対する誹謗中傷や風説の流布等により、社会的信用が損なわれ業務上の支障や損失が発生するリスク）」、⑦「事故・災害等リスク（事件・事故や災害等により、業務上の支障や損失が生じたり、会社の資産や役員・社員の生命身体に損害・危険が生じるリスク）」を定義した上で、それぞれの管理統括部署と担当部署を定め適切な管理に努めています。

事務リスク管理

事務リスク管理規則により、部長及び支店長を各部署の事務リスク管理責任者とし、効率的かつ正確な業務遂行のため、関係規則や業務マニュアルの整備、複層的なチェック態勢の構築等を進めている他、業務上のミス等が発生した場合は、その重要度に応じて速やかに社長及び関係部署に報告の上、その指示に基づいて必要な対応を行うなどの手順を定めています。また社長以下により構成される業務モニタリング委員会において、発生した業務上のミス等の発生原因や再発防止策について分析・検討を行い、必要に応じて全社に展開することで、会社全体の事務リスク管理の実効性を高めています。

●リスク管理・コンプライアンス態勢

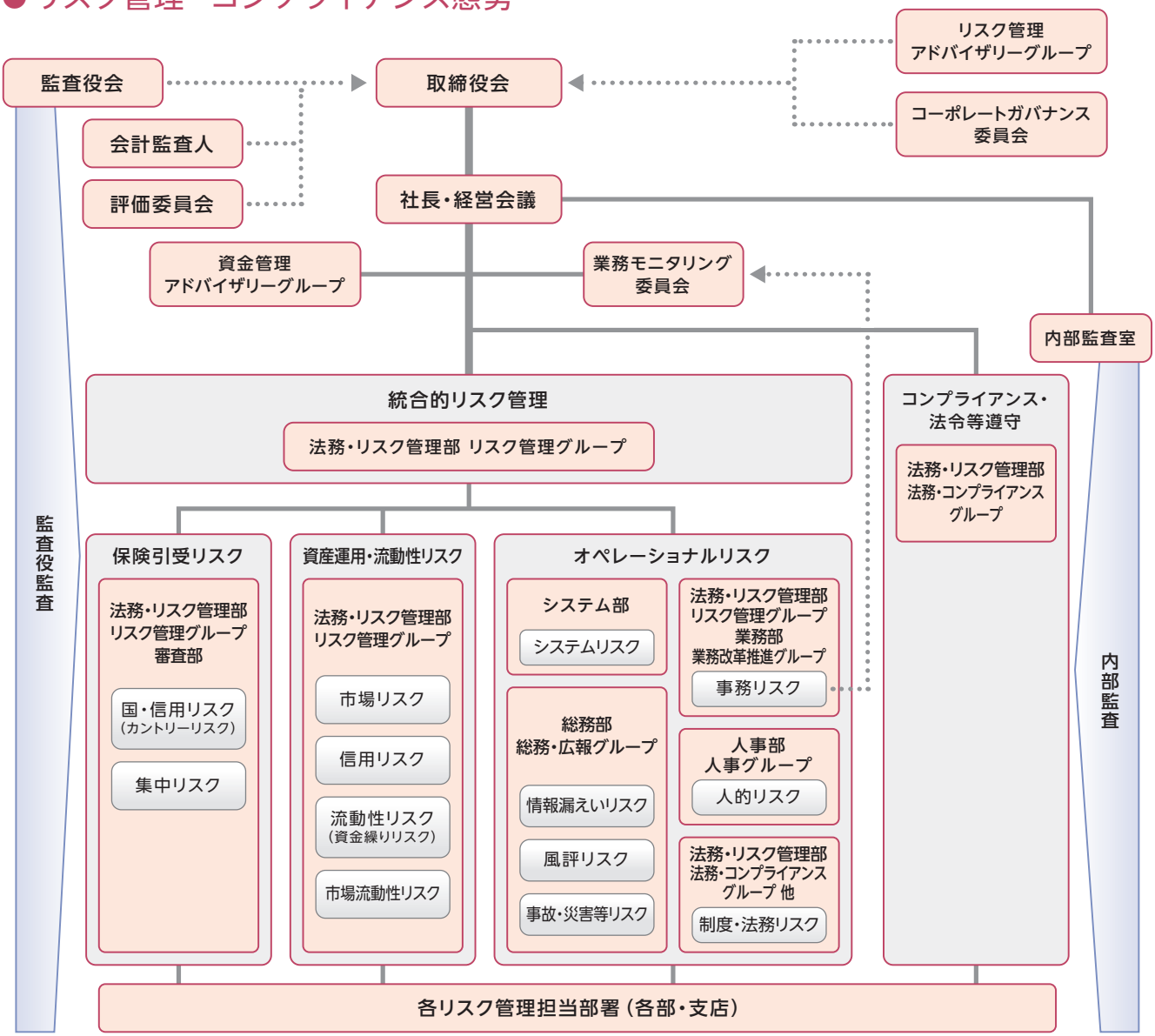

業務継続態勢

●大規模災害への対応

NEXIは、大規模災害を経営上重大なリスクであると認識しており、大規模災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、被災した場合にはそこからの早期回復を図るための事業継続計画を策定しています。

組織図（2025年4月現在）

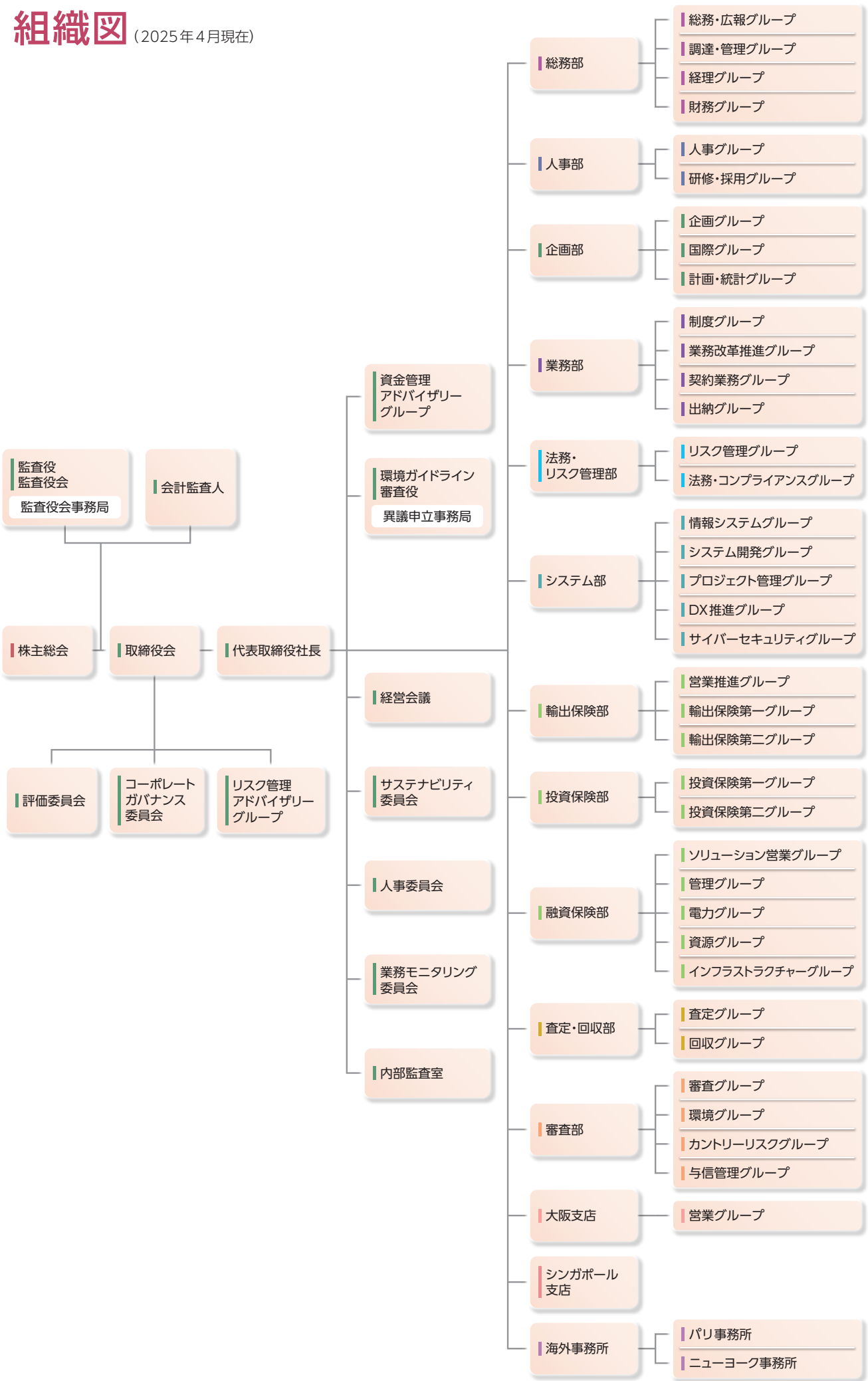

所在地

本店

〒101-8359
東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館5階
TEL. 03-3512-7650
FAX. 03-3512-7660

大阪支店

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
あいおいニッセイ同和損保
淀屋橋ビル8階
TEL. 06-6233-4019
FAX. 06-6233-4001

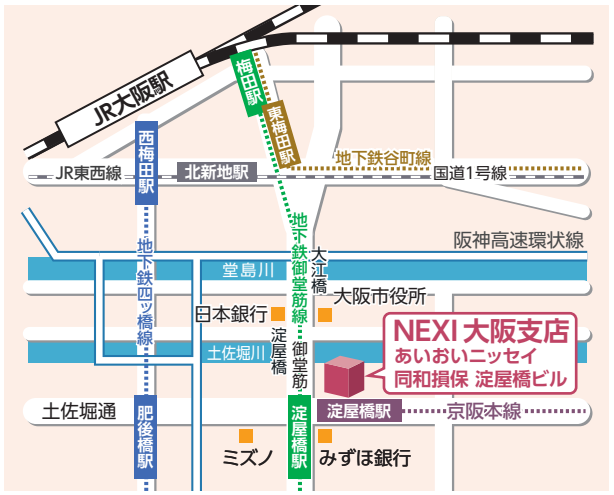

シンガポール支店

16 Raffles Quay#16-03A, Hong Leong Building
Singapore 048581
TEL. 65-6429-9582 FAX. 65-6429-9588

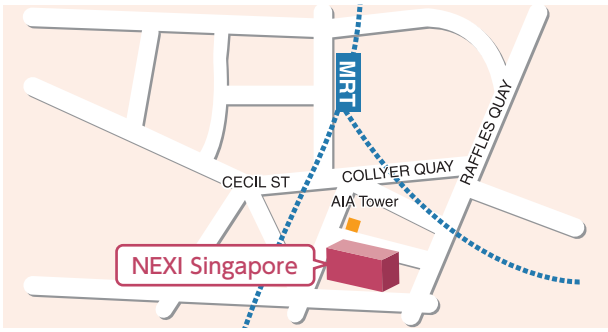

パリ事務所

c/o JETRO 27, rue de Berri, 75008
Paris France
TEL. 33 -(0) 1-4261-5879
FAX. 33 -(0) 1-4261-5049

ニューヨーク事務所

c/o JETRO 565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York, N.Y. 10017 USA
TEL. 1-212-819-7769 FAX. 1-212-997-0464

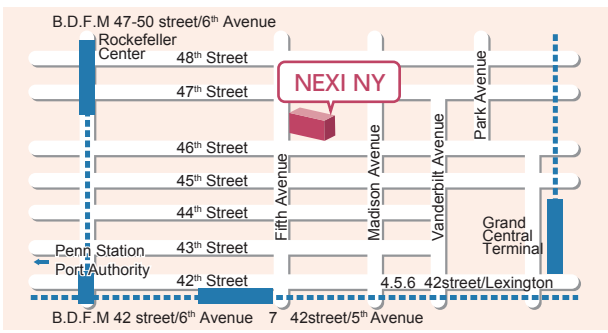

TOPICS

貿易保険の広報活動
（展示会・セミナーなどへの出展・講師派遣）

NEXIでは、貿易保険制度の認知度向上及び利用促進に向けて、貿易保険の広報活動を積極的に行っています。2024年度も、展示会への出展やセミナーへの講師派遣などを通じて、貿易保険の普及活動に取り組みました。

展示会への出展

NEXIは、“日本の食品”輸出EXPOやアグリフードEXPO東京、Food Expo Kyushu 2024、海外ビジネスEXPO2024、農と食の展示商談会2025など、各地で開催された大規模展示会に支援機関として相談ブースを設け、ご来場者の方々向けに、資料配布や貿易保険の説明を行うなどの積極的な広報活動を実施しました。

日本の食品輸出EXPOの様子

セミナーでの貿易保険の活用方法のご紹介

NEXIは、提携機関のご要請等によりセミナーに講師を派遣し、貿易保険制度の紹介を行っております。2024年度は、東京中小企業投資育成株式会社の投資育成セミナーや、沖縄大交易会オフィシャルセミナー、海外ビジネス支援パッケージの提携先である日本政策金融公庫の各支店が行っている海外展開セミナー等への講師派遣等を通じて、具体例を交えた貿易保険の有効な活用方法などをご紹介しました。

投資育成セミナーの様子

保険利用者インタビュー動画のご紹介

NEXIは、貿易保険を活用されている中小企業を対象としたインタビュー動画を、公式ウェブサイトに掲載しています。各社の貿易保険の利用経緯やメリット等について保険利用者の生の声をお届けするものです。

NEXIウェブサイトの掲載動画

2024年度決算報告

2024年度決算について　74
財務諸表等　75

2024年度決算について

決算の概要

（単位：百万円）

	第8期（2024年度）
経常収益	78,263
保険引受収益	32,131
（正味収入保険料）	31,679
保険代位等収益	20,050
資産運用収益	25,851
その他経常収益	231
経常費用	79,263
保険引受費用	64,271
（正味支払保険金）	112,404
（諸手数料）	△1,445
（支払備金繰入額）	△80,276
（未経過保険料繰入額）	△8,106
（異常危険準備金繰入額）	41,695
保険代位等費用	397
営業費及び一般管理費	8,956
その他経常費用	1
経常損失	△1,000
特別利益	1,000
税引前当期純利益	－
法人税等合計	△2
当期純利益	2
総 資 産	1,915,731
純 資 産	794,956

●損益の状況等

当期の事業実績の概要について、引受実績（当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。）は、7.6兆円となりました。前期から5%減少したものの、これは前期に引き受けた大型融資保険の反動によるものであり、貿易保険に対する需要は高水準を維持しております。このうち、投資保険の引受実績は前期比4%減と前年度並み、融資保険では反動減の影響から28%減、輸出保険の引受実績は前期比1%増加しました。以上の結果、当期末の保険責任残高は前期比10%減の15兆4,841億円と、2017年度の株式会社化以来、3番目の高水準となっています。また、保険金支払はロシア・ウクライナ向けを中心に1,151.0億円と、NEXI創設以来最大額を記録しました。

正味収入保険料は、316.8億円（前期比46.5%減、前期実績591.7億円）となり、株式会社化後最大であった前期から減少して従来レベルの水準となりました。回収金を中心とする保険代位等収益は、200.5億円（前期比14.9%減、前期実績235.5億円）、為替の影響を受けた資産運用収益は、258.5億円（前期比62.8%減、前期実績695.0億円）となりました。正味支払保険金は、1,124.0億円（前期比309.0%増、前期実績274.8億円）、支払備金繰入額は、△802.8億円（前期実績807.1億円）、営業費及び一般管理費は、89.6億円（前期比5.8%増、前期実績84.7億円）となりました。これらの結果、異常危険準備金に417.0億円を繰り入れております。

財務諸表等

貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金及び預貯金	751,920
預貯金	751,920
有価証券	1,110,864
国債	305,493
地方債	146,500
社債	524,200
外国証券	134,671
保険代位債権等	19,781
有形固定資産	609
建物	259
器具備品	343
その他の有形固定資産	6
無形固定資産	13,585
ソフトウェア	2,644
ソフトウェア仮勘定	10,941
その他資産	18,802
未収保険料	3,406
再保険貸	25
外国再保険貸	164
未収金	6,706
未収収益	6,038
預託金	643
その他の資産	1,820
繰延税金資産	169
資産の部 合計	1,915,731

（単位：百万円）

科目	金額
（負債の部）	
保険契約準備金	1,087,972
支払備金	2,337
責任準備金	1,085,635
未経過保険料	132,977
異常危険準備金	952,657
その他負債	31,872
外国再保険借	642
未払法人税等	3
預り金	27,617
前受収益	619
未払金	2,591
その他の負債	401
賞与引当金	177
役員賞与引当金	10
退職給付引当金	726
役員退職慰労引当金	17
負債の部 合計	1,120,774
（純資産の部）	
資本金	169,352
資本剰余金	625,553
資本準備金	625,553
利益剰余金	△55
その他利益剰余金	△55
繰越利益剰余金	△55
株主資本合計	794,851
その他有価証券評価差額金	105
評価・換算差額等合計	105
純資産の部 合計	794,956
負債及び純資産の部 合計	1,915,731

●（注）

1 重要な会計方針に係る事項は以下のとおりであります。

（1）有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。満期保有目的の債券の評価は、償却原価法（定額法）により評価しております。その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により評価しております。

（2）有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

（3）無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（4）外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（5）賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

（6）役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

（7）退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づいて計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（8）役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末時点の要支給額を計上しております。

（9）異常危険準備金は、非常事故等による大規模な保険金支払に備えるため、貿易保険法第二十二条の規定に基づいて計上しております。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認、未払事業税及び事業所税の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、退職給与負債調整勘定であります。

3 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

（1）金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社は、貿易保険事業を実施しており、余裕金の一部を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、貿易保険事業の余裕金は、貿易保険法第二十九条の規定の範囲で有価証券及び預金等により運用を行っております。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

有価証券及び定期預金の運用に伴う金利、価格及び為替の変動リスクに関しては、取締役会で審議された資金管理計画等に基づいた運用を実施し、法務・リスク管理部のリスク管理グループにおいて実施状況を把握・管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額を採用しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（(注3) 参照）。また、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券			
満期保有目的の債券	1,108,605	1,081,103	△27,503
資 産 計	1,108,605	1,081,103	△27,503

(注1) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	204,374	211,547	7,174
	地方債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	外国証券	62,915	63,698	783
	小 計	267,288	275,245	7,956
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	101,120	93,010	△8,110
	地方債	146,500	140,542	△5,958
	社 債	524,200	504,395	△19,805
	外国証券	69,497	67,911	△1,586
	小 計	841,317	805,858	△35,459
合 計		1,108,605	1,081,103	△27,503

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超20年以内	20年超
有価証券						
満期保有目的の債券	110,881	204,362	288,673	456,570	47,700	－
合　計	110,881	204,362	288,673	456,570	47,700	－

(注3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額については次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
有価証券	
外国法人に対する出資（貿易保険法第十二条第４項）	2,259

外国法人に対する出資は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

4 有形固定資産の減価償却累計額は952百万円であります。

5 当期末における支払備金の内訳は次のとおりであります。

株式会社日本貿易保険の会計に関する省令第七条により、支払備金から求償権の行使（裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く）により回収が見込まれる金額を控除しております。

(支払備金)　(単位：百万円)

支払備金（回収が見込まれる金額・出再支払備金控除前）	3,049
回収が見込まれる金額（控除）	220
出再支払備金（控除）	492
差　引	2,337

6 当期末における責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(責任準備金)　(単位：百万円)

未経過保険料（出再責任準備金控除前）	151,099
同上にかかる出再責任準備金（控除）	18,122
差引（イ）	132,977
その他の責任準備金（ロ）	952,657
計（イ＋ロ）	1,085,635

7 1株当たり純資産額は52,997円8銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は794,956百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末株式数は15,000千株であります。

8 非常事故代位債権、非常事故代位債権見込額、及び譲受債権の額並びにその合計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

非常事故代位債権	19,781
非常事故代位債権見込額	－
譲受債権	－
計	19,781

9 現金及び預貯金及び預り金には、それぞれについて以下の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額
現金及び預貯金	27,567
預り金	27,567

上記の現金及び預貯金は、日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座（以下、「基金」）に積み立てた金額であります。

預り金は、当該基金の引き出しが、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことによりキューバ向け非常事故代位債権の回収とみなされることから、当該基金相当額を計上したものであります。

10 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	78,263
保険引受収益	32,131
正味収入保険料	31,679
為替差益	452
保険代位等収益	20,050
資産運用収益	25,851
利息及び配当金収入	25,851
その他経常収益	231
経常費用	79,263
保険引受費用	64,271
正味支払保険金	112,404
諸手数料	△1,445
支払備金繰入額	△80,276
責任準備金繰入額	33,589
未経過保険料繰入額	△8,106
異常危険準備金繰入額	41,695
保険代位等費用	397
資産運用費用	5,638
為替差損	5,638
営業費及び一般管理費	8,956
その他経常費用	1
その他の経常費用	1
経常損失	△1,000
特別利益	1,000
政府交付金収入	1,000
税引前当期純利益	–
法人税及び住民税	12
法人税等調整額	△14
法人税等合計	△2
当期純利益	2

●（注）

1

（1）正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

収入保険料	41,426
支払再保険料	△9,747
計	31,679

（2）正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

支払保険金	115,097
回収額	△2,693
回収再保険金	－
計	112,404

（3）諸手数料の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

支払諸手数料	3
出再保険手数料	△1,448
計	△1,445

（4）支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	△79,785
出再支払備金繰入額（控除）	492
差引	△80,276

（5）責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

未経過保険料繰入額（出再責任準備金控除前）	△115
同上にかかる出再責任準備金繰入額（控除）	7,992
差引（イ）	△8,106
その他の責任準備金繰入額（ロ）	41,695
計（イ＋ロ）	33,589

（6）利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

預貯金利息	16,759
有価証券利息・配当金	9,092
その他利息・配当金	－
計	25,851

（7）保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳は次のとおりであります。

（保険代位等収益）　（単位：百万円）

非常事故代位債権回収益	10,712
非常事故代位債権利息収入	1,363
信用事故代位債権回収益	52
信用事故代位債権利息収入	1,271
譲受債権回収益	73
受取回収金	2,007
受取海外受再回収金	4,571
その他保険代位債権等収益	－
計	20,050

（保険代位等費用）　（単位：百万円）

貸倒損失（信用）	89
債権回収費用（元受）	223
回収費用（受再）	14
未収利息償却損	－
為替差損（保険代位等費用）	71
計	397

2 関連当事者との取引は次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高
主要株主	財務省	被所有直接100%	貿易保険行政	政府交付金収入（注1）	1,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方法等

（注1）重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部として交付を受けているものであります。

（注2）取引金額には消費税等を含めておりません。

3 特別利益に計上している政府交付金収入は、重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部について政府より交付を受けているものであります。

4 1株当たり当期純利益金額は0円16銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額は2百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は15,000千株であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	169,352	625,553	625,553	△57	△57	794,849	125	125	794,973
当期変動額									
当期純利益			－	2	2	2		－	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△19	△19	△19
当期変動額合計	－	－	－	2	2	2	△19	△19	△17
当期末残高	169,352	625,553	625,553	△55	△55	794,851	105	105	794,956

●（注）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	－	－	15,000
合　計	15,000	－	－	15,000

（注）自己株式については、該当事項はありません。

2 新株予約権及び自己株式予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

キャッシュ・フロー計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	36,526
保険金の支出	△115,107
諸手数料の支出	△3
保険代位債権等の回収による収入	23,509
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	△4,180
営業費及び一般管理費の支出	△8,023
その他	171
小計	△67,106
利息及び配当金の受取額	30,885
法人税等の還付又は支払額	△134
営業活動によるキャッシュ・フロー	△36,355
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△179,960
定期預金の払戻による収入	281,013
有価証券の取得による支出	△125,398
有価証券の売却・償還による収入	64,631
資産運用活動計	40,287
（営業活動及び資産運用活動計）	（3,932）
有形固定資産の取得による支出	△96
無形固定資産の取得による支出	△6,108
その他	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,063
財務活動によるキャッシュ・フロー	
政府交付金の受入による収入	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,997
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,289
現金及び現金同等物期首残高	550,230
現金及び現金同等物期末残高	546,941

●（注）

1 本キャッシュ・フロー計算書は、貿易保険法第二〇条の規定に基づき、経済産業大臣へ提出するために、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づいて作成されております。

2 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当事業年度末　（単位：百万円）

現金及び預貯金	751,920
定期預金	△177,412
その他の預金※	△27,567
資金期末残高	546,941

※ その他の預金は日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座であり、引出は、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことになるため、資金の範囲には含めておりません。

4 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

固有の表示科目の内容

●1. 貸借対照表

勘定科目	内 容
保険代位債権等	貿易保険法第42条の規定により取得した権利のうち、非常事故代位債権、非常事故代位見込債権及び譲受債権を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収分を計上しております。
再保険貸	国内の保険会社との受再取引により生じる未収分を計上しております。
外国再保険貸	国外にある保険会社との受再・出再取引により生じる未収分及び前払分を計上しております。
未収収益	有価証券及び保険代位債権等（非常事故代位債権）に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。
支払備金	支払の請求を受けた保険金等であって、費用として計上していないもの又は支払事由の発生に係る通知（債務の履行遅滞に係る通知を除く）を受けた保険金等であって、その支払の請求を受けていないものに係る支払のために必要な金額を計上しております。
未経過保険料	収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額として算定した金額を計上しております。
異常危険準備金	保険契約等に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生する危険に備えて算定した金額を計上しております。

●2. 損益計算書

勘定科目	内 容
正味収入保険料	元受保険料に再保険料を加減（受再保険料を加え出再保険料を控除）した金額を計上しております。
保険代位等収益（費用）	保険代位債権の回収益、利息収入、為替差損益、貸倒損失等を計上しております。
資産運用収益	預金、有価証券等の金融資産による利息、配当金等の運用収益、為替差益及び売却益等を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金等を控除した額を計上しております。
諸手数料	出再保険手数料、代理店手数料等を計上しております。
政府交付金収入	貿易保険法第36条の国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権等の免除等に係る交付金の受取額を計上しております。

2025年7月発行

NEXI
Nippon Export and Investment Insurance

株式会社 日本貿易保険
https://www.nexi.go.jp

所在地
〒101-8359
東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館5階
TEL.03-3512-7650　FAX.03-3512-7660

お問い合わせ
日本貿易保険 企画部 計画・統計グループ
TEL.03-3512-7555
E-mail:info@nexi.go.jp